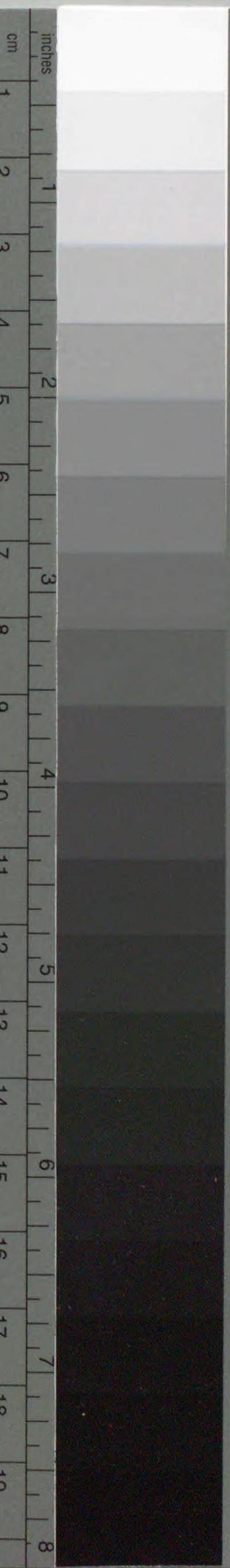


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

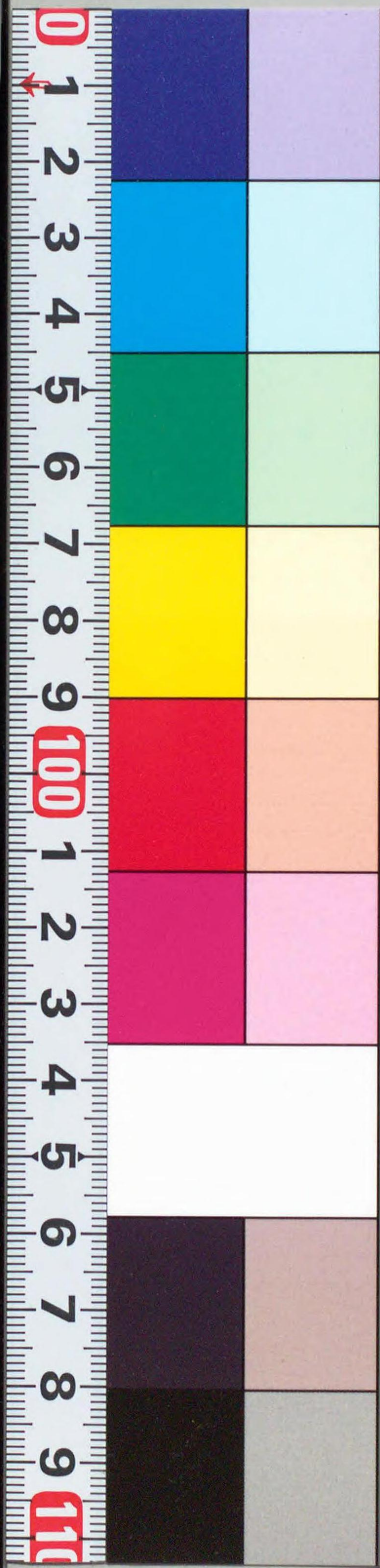
A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



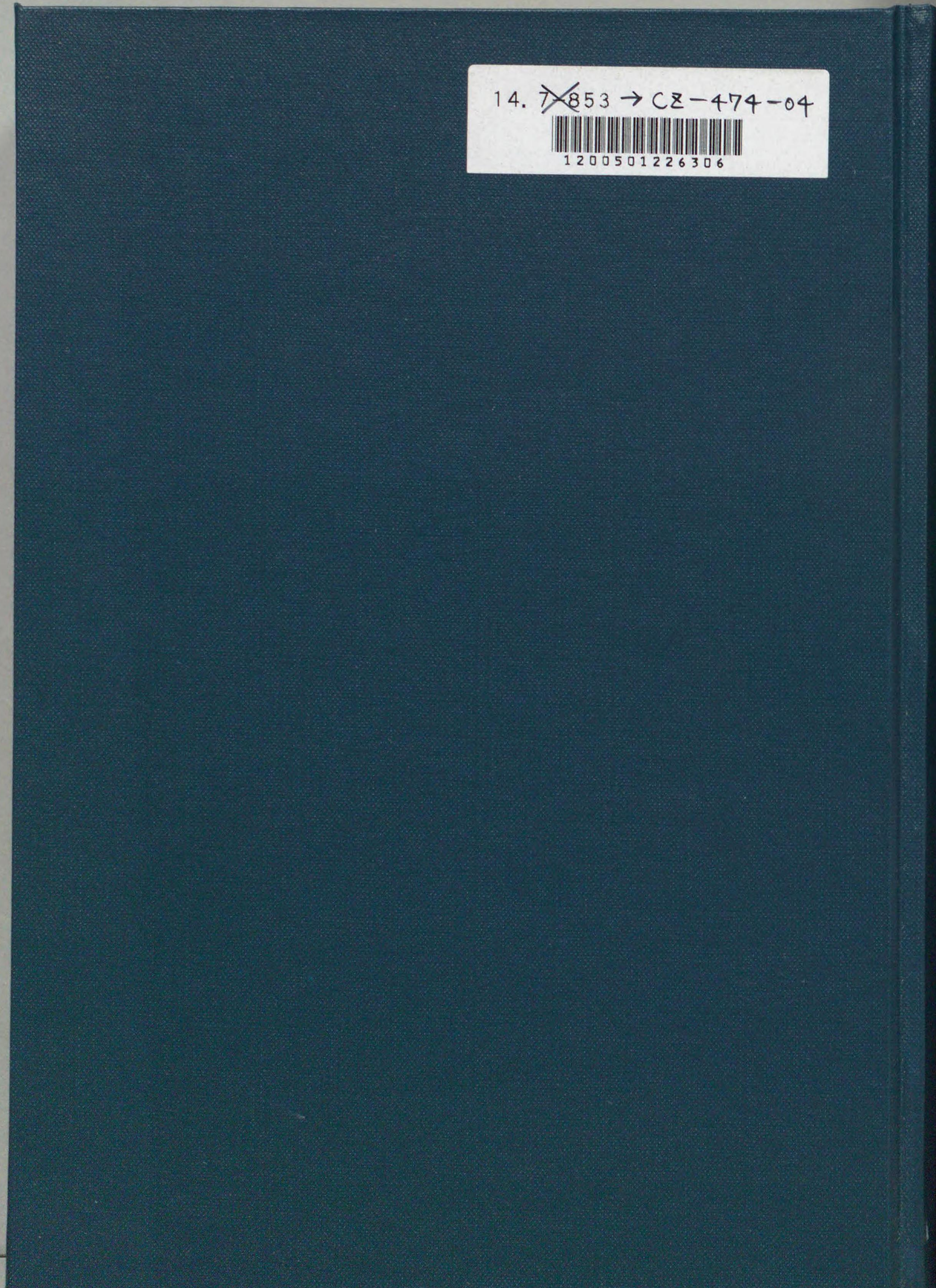
Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



14. ~~7853~~ → CZ-474-04
1200501226306





443L-7

14.7

853

逕信省自
重耳局
編纂

禁電子式複写

自動車交通事業法令輯覽

其ノ一

法財
人團

陸
運
協
力
會



運輸通信省自動車局 編纂

自動車交通事業法令輯覽

財團法人 陸運協力會



C2
494
04

14.7
853

はしがき

- 一 昭和十八年法律第五十五號を以て自動車交通事業法が改正せられ、之に伴つて附屬命令が相當廣範圍に改訂を見るに至つたので、之を機會に本法令輯覽を編纂することとした。
 - 二 本法令輯覽は自動車交通事業に關係を有する法令、成例、通牒等の主要なるものを廣く集輯し、現下の自動車交通事業を巡ぐる法制の大綱を明にすることを目的とせるものである。
 - 三 本法令輯覽は之を「其ノ一」及「其ノ二」に分冊し、上卷には常態的關係に於て規定せられたる法令を、下卷には非常的關係に於て規定せられたる法令を収録することとした。但し通牒に付ては編輯の都合に依り、之を凡て上卷に収録した。御諒承願ひ度い。
 - 四 本法令輯覽には讀者の便宜の爲、一部に參照條文を掲げることとした。※印を附けて掲記せるものが即ちそれである。
- 一、三、一〇は條を、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲは項を、(1)、(2)、(3)は號を表はすものとし、法令名に付ては左の略語を用ふることとした。

はしがき

はしがき

法

自動車交通事業法

道法

道路法

施令

自動車交通事業法施行令

組合令

自動車運送事業組合令

施則

自動車交通事業法施行規則

職權委任令

自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件

基準規程

旅客自動車運輸事業基準規程

運輸規程

旅客自動車運輸事業運輸規程

設備規程

旅客自動車運輸事業設備規程

會計規程

旅客自動車運輸事業會計規程

事業者補助規則

貨物自動車運送事業者補助規則

組合補助規則

自動車運送事業組合補助規則

運輸事業及區間事業補償規則

旅客自動車運輸事業及區間貨物自動車運送事業補償規則

特旅

特定旅客自動車運送業規則

訓令

自動車交通事業法施行ニ關シ取扱方ニ關スル件

五 本法令輯覽の編輯に付ては努めて過誤なきを期したつもりではあるが、猶幾多修正を施すべき處があることゝ存する。それらの點に付ては今後機會ある毎に補正を行つて、愈々完璧を期するつもりである。

昭和十八年十二月

運輸通信省自動車局

はしがき

三

自動車交通事業法令輯覽(其ノ一)目次

第一篇 直接法令 (1)

第一款 基本法令 (三)

自動車交通事業法 (三)

自動車交通事業法施行期日ニ關スル件(勅令) (四〇)

鐵道營業法外四法律ヲ權太ニ施行スルノ件(勅令) (四〇)

自動車交通事業法施行令(勅令) (四一)

戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル貨物自動車運送事業ノ實施ニ關スル件(勅令) (四六)

自動車運送事業組令(勅令) (四七)

自動車交通事業法施行規則(省令) (五七)

權太ニ於ケル自動車運送營業ニ關スル件(省令) (六六)

自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件(省令).....(一七九)

自動車交通事業法施行ニ關シ取扱方ニ關スル件(訓令).....(一八〇)

旅客自動車運輸事業基準規程(省令).....(一八一)

旅客自動車運輸事業運輸規程(省令).....(一八二)

旅客自動車運輸事業運輸規程第二條及自動車交通事業法施行規則第四十七條ノ特例ニ關スル件(省令).....(一八三)

旅客自動車運輸事業設備規程(省令).....(一八四)

旅客自動車運輸事業設備規程第三條ノ規定ニ依ル車體規格ニ關スル件(告示).....(一八五)

旅客自動車運輸事業會計規程(省令).....(一八六)

特定旅客自動車運送業規則(省令).....(一八七)

貨物自動車運送事業運輸設備會計規程(省令).....(一九〇)

貨物自動車運送事業者補助規則(省令).....(一九〇)

自動車運送事業組合補助規則(省令).....(一九一)

旅客自動車運輸事業及區間貨物自動車運送事業補償規則(省令).....(一九二)

専用自動車道設備規程(省令).....(一九三)

一般自動車道構造令(省令).....(一九四)

組合登記取扱手續(省令).....(一九五)

組合ニ關スル登記事務ノ取扱所ニ關スル件(省令).....(一九六)

地方公共團體方讓受ル軌道財團及自動車交通事業財團並ニ此等ヲ目的トスル抵當權ニ關スル件(勅令).....(一九七)

自動車交通事業財團抵當登記取扱手續(省令).....(二〇一)

登記簿ノ謄抄本ノ交付等手数料規則(省令).....(二〇二)

第二款 準用法令.....(二〇三)

鐵道抵當法(拔萃).....(二〇四)

工場抵當法(拔萃).....(二〇五)

民法(拔萃).....(二〇六)

非訟事件手續法(拔萃).....(二〇七)

商業登記取扱手續(省令)(拔萃).....(二〇八)

第二編 參照法令.....(二〇九)

小運送業法.....(二一〇)

小運送業法施行規則(省令).....(二一一)

小運送業法第十七條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件(省令).....(二一二)

運輸通信大臣主管ノ法人ノ設置及監督ニ關スル件(省令).....(二一三)

目次

自動車取締令(省令).....(三〇八)

自動車取締令第三十七條第四項ノ規定ニ依ル特殊自動車ノ種類指定ニ關スル件(告示).....(三〇九)

自動車ノ運轉免許及就業免許ノ特例ニ關スル件(省令).....(三一〇)

自動車取締令第四十二條第二項第四號ノ規定ニ依ル技備證明書ノ發行者ニ關スル件(告示).....(三一〇)

道 路 法.....(三一〇)

道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ關スル件(勅令).....(三一〇)

道路管理者特別規程(勅令).....(三一〇)

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ權限ニ關スル件(勅令).....(三一〇)

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件(省令).....(三一〇)

道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依ル道路ニ關スル費用負擔ノ件(勅令).....(三一〇)

道路構造令(省令).....(三一〇)

街路構造令(省令).....(三一〇)

道路取締令(省令).....(三一〇)

道路標識令(省令).....(三一〇)

重貨物ノ標示ニ關スル件(省令).....(三一〇)

北海道道路令(勅令).....(三一〇)

石油代用燃料使用裝置設置獎勵金交付規則(省令).....(三一〇)

石油代用燃料使用裝置性能試驗規程(省令).....(三一〇)

不動産登記法.....(三一九)

道府縣手数料令(勅令)(抜萃).....(四一六)

賣藥部外品等ノ免許手数料額及手数料免除ニ關スル件(省令)(抜萃).....(四一六)

第三編 成例通牒

第一款 成 例.....(四二二)

自動車運送事業組合定款例.....(四二二)

自動車運送事業組合統制規程例.....(四二五)

賦課金徴收規程例.....(四二七)

第二款 通 牒.....(四三九)

第一節 自動車交通事業法關係.....(四三九)

改正自動車交通事業法施行要領.....(四三九)

目次

目次

自動車交通事業法中改正法律施行ニ關スル件……………(四四五)

臨時資金調整法施行ニ關シ陸運事業ノ取扱方ニ關スル件……………(四五二)

臨時資金調整法施行ニ關スル自動車交通事業、小運送業及其ノ他ノ陸運事業取扱方ニ關スル件……………(四五二)

臨時租稅措置法施行規則第一條ノ四十二、第一條ノ四十五及第二十五條ノ規定ニ基ク證明書交付方ノ件……………(四五四)

旅客自動車運輸事業統合ニ關スル件……………(四五四)

重復免許又ハ許可シタル營業權ニ關スル件……………(四六〇)

臨時事業ノ免許ニ關スル件……………(四六一)

配置車輛ニ關スル件……………(四六一)

定期運行ノ解釋ノ件……………(四六一)

運轉回数ノ増加ニ關スル件……………(四六二)

施行規則第十條ノ解釋ノ件……………(四六二)

會社ノ組織變更手續ニ關スル件……………(四六六)

ハイヤー、タクシー業者ノ轉廢業ニ關スル件……………(四六六)

旅客自動車運送事業轉廢業者ノ資産評價ニ關スル益金算定方ノ件……………(四六六)

旅客自動車運送事業者ノ資産評價ニ關スル件……………(四六六)

旅客自動車運送事業轉廢業者ノ資産評價ニ關スル件……………(四七四)

醫師ノ家用自動車取締ニ關スル件……………(四七四)

特定旅客自動車運送業ノ取扱方ニ關スル件……………(四七九)

貨物自動車運送事業統合ニ關スル件……………(四七九)

重要物資輸送確保ノ爲組合統制實施ニ關スル件……………(四八六)

自動車運送事業組合事業資金融通取扱ニ關スル件……………(四九二)

自動車運送事業組合事業資金借入申込書及借入申込ニ關スル調書進達方ニ關スル件……………(四九四)

自動車運送事業組合ノ役員ノ身分ニ關スル件……………(四九四)

自動車運送事業組合ノ發行スル受取書ノ印紙稅ニ關スル件……………(五〇〇)

第二節 小運送業法關係

小運送對策ニ關スル件……………(五〇〇)

六大都市以外ノ小運送業整備ニ關スル件……………(五〇二)

小運送業團體改組ニ關スル件……………(五〇四)

小運送運賃料金收受方ニ關スル件……………(五〇八)

小運送業及貨物自動車運送事業統合手續ニ關スル件……………(五一八)

臨時資金調整法ニ關スル件……………(五二九)

第三節 自動車取締令關係

自動車取締令中改正ニ關スル件……………(五二〇)

目次

改正自動車取締令施行ニ關スル件

(五二六)

貨物自動車ノ取締ニ關スル件

(五三二)

自動車ノ警音器及消音装置ノ取締ニ關スル件

(五三三)

壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ燃料トスル自動車ノ取締ニ關スル件

(五三四)

第四節 道路法關係

(五三七)

自動車運輸事業路線ノ道路及通路ノ規格ニ關スル件

(五三七)

旅客自動車運輸事業使用車輛ニ關スル件

(五四二)

道路取締令第十三條ニ規定スル自動車總重量制限緩和ニ關スル件

(五四三)

第五節 其ノ他

(五四四)

自動車修理加工業ノ整備ニ關スル件

(五四四)

自動車及同部分品配給機構整備ニ關スル件

(五四六)

自動車修理加工業ノ整備ニ關スル件

(五四六)

消防用自動車ノ増車及代替ニ關スル件

(五六〇)

第四編 官 規

(五六一)

運輸通信省官制(勅令)(抜萃)

(五六三)

運輸通信省事務分掌規程(達)(抜萃)

(五六六)

鐵道局ノ位置及管轄區域告示

(五八五)

第一編 直接法令

第一款 基本法令

自動車交通事業法

改正 昭和十五年第一〇六號、一八年第五五號

昭和六年四月一日
法律第五十二號

第一章 旅客自動車運輸事業

第一條 本法ニ於テ旅客自動車運輸事業トハ一般交通ノ用ニ供スル爲路線ヲ定メ定期ニ自動車ヲ運行シテ旅客ヲ運送スル事業ヲ謂フ

* 法一六一(一般ノ需用)、特旅一、二(特定人ノ需用)、法一六ノ二、施則四九 (1)(他人ノ需用)、施則三二I (1)(非定期性)、法一(路線)

第二條 旅客自動車運輸事業ノ路線ハ一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ニ依ルベシ

* 道法一、八(道路)、法一七一(自動車道)

第三條 主務大臣ハ命令ヲ以テ旅客自動車運輸事業ニ付路線ニ應ジテ使用スベキ自動車ノ輛數其ノ他事業ノ基準ヲ定ムルコトヲ得

* 基準規程一(基準車輛數)

自動車交通事業法

直接法令

四

第四條 旅客自動車運輸事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

主務大臣ハ前項ノ免許ヲ爲スニ當リ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ有効期間ヲ指定スルコトヲ得

* 施則一(免許申請)、施則二(事業計畫)、施則六(有効期間)、法五一(名義貸)

第四條ノ二 旅客自動車運輸事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ旅客ノ運送ニ附隨シテ物品ヲ運送スルコトヲ得

* 運輸規程一九(附隨運送)

第五條 主務大臣ハ旅客自動車運輸事業者ガ免許ノ有効期間満了後仍引續キ其ノ事業ヲ經營セントヲ申請シタルトキハ當該路線ニ依ル旅客自動車運輸事業ノ不必要其ノ他特別ノ事由ナキ限り期間更新ノ免許ヲ爲スベシ

第六條 旅客自動車運輸事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ運輸開始ノ認可ヲ申請スベシ

第十七條第一項ノ専用自動車道ヲ開設シテ旅客自動車運輸事業ヲ經營スル場合ニ在リテハ工事方法ヲ定メ前項ノ認可申請前主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他己ムヲ得ザル事由ニ因リ前二項ノ期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

* 施則一八一Ⅱ(運輸開始認可申請)、施則一五(運輸開始認可申請期間伸長)、施則一一、一四(工事施行認可申請)、施則

一五(工事施行認可申請期間伸長)、施則一二、専用自動車道設備規程(工事方法)

第七條 旅客自動車運輸事業者事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

* 施則八、九、二、一〇(事業計畫變更認可申請)、施則一六、一七、一二、一三、専用自動車道設備規程(工事方法變更認可申請)

第八條 削除

第九條 旅客自動車運輸事業ノ運輸、設備及會計ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

* 運輸規程(運輸)、設備規程(設備)、會計規程(會計)

第十條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ旅客自動車運輸事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ専用自動車道ノ工事方法ヲ變更セシムルコト

二 路線ヲ延長又ハ變更セシムルコト但シ専用自動車道ノ延長及變更ハ此ノ限ニ在ラズ

三 他ノ運送事業者ト設備ノ共用、連絡運輸、運賃協定其ノ他運輸ニ關スル協定又ハ共同經營ヲ爲サシムルコト

四 旅客又ハ物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト

五 前各號ノ外事業ノ改善ヲ爲サシムルコト

前項第三號ノ場合ニ於テ其ノ實施方法又ハ各事業者ノ收得シ若ハ負擔スベキ金額ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス

* 法二(路線)、施則二九(連絡運輸)、施則二八(共同經營)

第十一條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ第一項ノ條件ニ於テ他ノ運送事業者ヨリ事業ノ讓渡又ハ共同經營、會社ノ合併等ヲ求メタルトキ

自動車交通事業法

ハ之ニ應ズベキコトヲ命ジタル場合ニ於ケル實施方法及收得又ハ負擔金額ニ之ヲ準用ス

第十二條 旅客自動車運輸事業ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

* 施則二二（休止許可申請）、施則二三（廢止許可申請）

第十三條 旅客自動車運輸事業ノ讓渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
會社ノ合併ニ因ル旅客自動車運輸事業ノ承繼ニ付テハ合併前主務大臣ノ許可ヲ受クベシ
旅客自動車運輸事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼ス

旅客自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

* 施則一九（讓渡許可申請）、施則二〇（會社合併ニ因ル事業承繼許可申請）、施則二一（死亡承繼届）、施則二四（會社解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請）

第十三條ノ二 旅客自動車運輸事業ノ管理ノ委託及受託ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
前項ノ管理ノ受託ハ旅客自動車運輸事業者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ
第一項ノ管理ノ委託及受託ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

施則二五、二六、二七、訓令六（管理ノ受委託）

第十四條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ旅客自動車運輸事業經營ノ免許ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一部ヲ停止セシムルコトヲ得

- 一 法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
- 二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 三 許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ故ナク實施セザルトキ
- 四 事業ノ經營不確實又ハ資産状態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セスト認メタルトキ
- 五 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ
- 六 道路、自動車道又ハ通路ノ狀況ガ自動車ノ運行ニ適セザルニ至リタルトキ

第十五條 左ノ場合ニ於テハ旅客自動車運輸事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 運輸開始ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
- 二 運輸開始ノ認可ナキトキ
- 三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ運輸開始ノ認可申請期間内（路線ノ全部又ハ一部ニ付専用自動車道ヲ開設スル場合ニ在リテハ工事施行ノ認可申請期間内）ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ
- 四 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
- 五 専用自動車道ニ付工事施行ノ認可ナキトキ
- 六 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

* 法六一Ⅲ、施則一八一Ⅲ、一五（運輸開始認可申請）、法六一Ⅳ、施則一一、一五（工事施行認可申請）、法一二、施則二三（廢止許可申請）

第十六條 第四條第一項、第四條ノ二、第七條、第十條（第一項第二號及第四號ヲ除ク）及第十一條乃至第十三條ノ二

ノ規定ハ旅客自動車運輸事業ニ非ズシテ一般ノ需用ニ應ジ自動車ヲ使用シテ旅客ヲ運送スル事業（旅客自動車運送事業）ニ之ヲ準用ス但シ第四條第一項、第七條、第十條及第十二條乃至第十三條ノ二中主務大臣トアルハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監トス）トス

本法ニ規定スルモノノ外免許ノ失效、免許ノ全部又ハ一部ノ取消、事業ノ全部又ハ一部ノ停止其ノ他旅客自動車運送事業ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

旅客自動車運輸事業又ハ旅客自動車運送事業ニ非ズシテ自動車ニ依リ旅客ヲ運送スル事業ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

* 法一（旅客自動車運輸事業）、施則三二一（一）（旅客自動車運送事業）、法一（一般交通）、特旅一、二（特定人ノ需用）、法一六ノ二、施四九（一）（他人ノ需用）、施令四乃至六（旅客自動車運送事業ニ關スル委任勅令）、施令七一（一）（特定旅客自動車運送業及旅客自動車利用業ニ關スル委任勅令）、法一六ノ九（貨物自動車利用業並ニ自動車ニ依ル物品運送取扱業及運送代辦業）

第二章 貨物自動車運送事業

第十六條ノ二 本法ニ於テ貨物自動車運送事業トハ他人ノ需用ニ應ジ自動車ヲ使用シテ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ

* 法一（一般交通）、法一六一、施則四九（一）（一般ノ需用）、施則四九（一）、特旅一、二（特定人ノ需用）

第十六條ノ三 貨物自動車運送事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ運賃其ノ他ニ關スル業業計畫ヲ定メ主

務大臣ノ免許ヲ受クベシ

* 施則四八（免許申請）、施則四九（事業計畫）、法五一（名義貸）

第十六條ノ四 貨物自動車運送事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ事業ヲ開始スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

* 施則五一（開始届）、施則五二（事業開始期間伸長認可申請）

第十六條ノ五 事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ爲ニ専用自動車道ヲ開設セントスル者ハ工事方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ工事方法ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ専用自動車道ノ工事方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

* 施則五五（一）（専用自動車道開設認可申請）、施則五五（二）（工事方法變更認可申請）、施則四九（二）「イ」（區間貨物自動車運送事業）

第十六條ノ六 主務大臣又ハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監トス以下本章及第三章中之ニ同ジ）ハ公益上必要アリト認ムルトキハ貨物自動車運送事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

- 一 運賃其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ變更セシムルコト
- 二 他ノ運送事業者ト設備ノ共用、連絡運輸、運賃協定其ノ他運輸ニ關スル協定又ハ共同經營ヲ爲サシムルコト
- 三 物品ノ運送ニ關スル損害ニ付保險ニ付セシムルコト
- 四 前各號ノ外事業ノ改善ヲ爲サシムルコト

前項第二號ノ場合ニ於テ其ノ實施方法又ハ各事業者ノ收得シ若ハ負擔スベキ金額ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣又ハ地方長官之ヲ裁定ス

主務大臣又ハ地方長官ハ物資輸送ノ確保ヲ期スル爲必要アリト認ムルトキハ貨物自動車運送事業者ニ對シ物品ノ種類、數量、運賃其ノ他ノ運送條件ヲ定メ物品ノ運送ヲ命ズルコトヲ得

* 施則六六(連絡運輸)、施則六五(共同經營)、施則六九(地方長官ノ運送命令)、施令九ノ三(運送補助)

第十六條ノ七 政府ハ貨物自動車運送事業ノ施設ノ整備ヲ圖ル爲其ノ他特別ノ事情ニ依リ必要アリト認ムルトキハ貨物自動車運送事業者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付スルコトヲ得

* 施令八乃至九ノ三、事業者補助規則一乃至五(貨物自動車運送事業者補助)

第十六條ノ八 第七條(專用自動車道ノ工事方法ノ變更ニ關スル部分ヲ除ク)、第九條、第十一條乃至第十四條及第十五條第六號ノ規定ハ貨物自動車運送事業ニ之ヲ準用ス

第十六條ノ九 貨物自動車運送事業ニ非ズシテ自動車ニ依リ物品ヲ運送スル事業及自動車ニ依ル物品運送ノ運送取扱業又ハ運送代辦業ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

* 法一六ノ二、施則四九(1)(貨物自動車運送事業)、施令七一(2)(3)Ⅱ(貨物自動車利用業並ニ自動車ニ依ル物品運送取扱業及運送代辦業ニ關スル委任勅令)、法一六Ⅲ(特定旅客自動車運送業及旅客自動車利用業)

第三章 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會

第十六條ノ十 自動車運送事業組合ハ旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業又ハ貨物自動車運送事業(以下自動車運送事業ト總稱ス)ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲自動車運送事業ノ統制指導ヲ圖リ又ハ之ガ爲ニスル經營ヲ行ヒ且自動車運送事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
組合ハ法人トス

* 法一六ノ一二(組合事業)、法一(旅客自動車運輸事業)、法一六一、施則三二(1)(旅客自動車運送事業)、法一六ノ二、施則四九(1)(貨物自動車運送事業)

第十六條ノ十一 自動車運送事業組合ハ一定地區ニ於テ前條第一項ニ掲グル事業ノ種類別ニ其ノ事業者ヲ以テ之ヲ設立ス但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ事業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

第十六條ノ十二 自動車運送事業組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 運賃、運輸其ノ他組合員ノ事業ニ關スル統制
 - 二 組合員ノ事業ノ整備確立
 - 三 組合員ノ事業ニ關スル指導、調査及研究
 - 四 組合員ノ事業ニ關スル検査
- 組合ハ前項ノ事業ノ外自動車運送事業ノ統制指導ノ爲必要アルトキハ左ニ掲グル事業ヲ併セ行フコトヲ得
- 一 組合員ノ事業ニ必要ナル物ノ購入、共同設備ノ設置其ノ他組合員ノ事業ニ關スル共同施設
 - 二 組合員ノ事業ニ必要ナル資金ノ貸付
 - 三 前各號ニ掲グルモノノ外必要ナル事業

前項ノ組合ノ共同施設ハ組合員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第二項第三號ノ事業ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

* 法一六ノ一〇(組合目的)、法一六ノ一〇I(自動車運送事業)

第十條ノ十三 主務大臣ハ自動車運送事業組合ヲ設立セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地區ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ組合ノ設立ヲ命ズベシ

前項ノ規定ニ依ル組合ノ設立ノ命令アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ諮リテ定款其ノ他組合ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ監事ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命ゼラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ其ノ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定款ノ作成、監事ノ任命其ノ他組合ノ設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

* 組合令二I乃至III、訓令四II、(設立命令)、組合令七、施則七〇(設立認可申請)、組合二V、三乃至六(創立總會)、組合令三七I III、二八、施則八七、八八(設立ノ代執行手續)

第十六條ノ十四 自動車運送事業組合ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

* 組合令二八(設立登記)

第十六條ノ十五 自動車運送事業組合成立シタルトキハ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ其ノ組合員トス

* 法一六ノ一四(組合成立時期)

第十六條ノ十六 自動車運送事業組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員ニ關スル規定
- 六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七 役員ニ關スル規定
- 八 會議ニ關スル規定
- 九 會計ニ關スル規定

第十六條ノ十七 自動車運送事業組合ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

理事長 一人

理事 若干人

監事 若干人

理事長ハ組合ヲ代表シ組合事務ヲ總理ス

理事ハ理事長ヲ輔佐シ組合事務ヲ分掌シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ組合ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査ス
理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス
理事長又ハ理事ト監事トハ相兼ヌルコトヲ得ズ

* 法一六ノ一八一、訓令四一（理事長ノ任命）、法一六ノ一八二、施則七三一（理事ノ任命）、法一六ノ一八三、組合令一〇、施則七二（監事ノ選任）

第十六條ノ十八 自動車運送事業組合ノ理事長ハ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ命ズ

組合ノ理事ハ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長之ヲ命ズ
組合ノ監事ハ創立總會又ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

前項ノ規定ニ依ル選任ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

* 訓令四一（理事長任命ノ認可申請）、施則七三一（理事任命ノ届出）、組合令一〇、施則七二（監事選任ノ認可申請）、法一六ノ一〇一（自動車運送事業）

第十六條ノ十九 自動車運送事業組合ノ理事長ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

* 施則七一（理事長ノ兼職ノ認可申請）

第十六條ノ二十 自動車運送事業組合ハ組合員ノ事業ニ關スル統制規程ヲ定ムベシ
組合員ハ當該組合ノ統制規程ニ依ルベシ

* 法一六ノ二一（一）②、施則七五（統制規程ノ制定又ハ變更認可申請）、法五九ノ二（統制規程違反）

第十六條ノ二十一 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ自動車運送事業組合ノ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 統制規程ノ制定及變更

三 收支豫算並ニ賦課金ノ額及徴收方法

前項ノ規定ニ依ル組合ノ理事長ノ處分ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

* 施則七四（定款變更認可申請）、施則七五（統制規程ノ制定又ハ變更認可申請）、法一六ノ二三、施則七八（收支豫算ノ編成若ハ變更又ハ賦課金ノ徴收若ハ變更認可申請）

第十六條ノ二十二 自動車運送事業組合ノ理事長ハ毎年總會ニ組合ノ事業ノ狀況ヲ報告シ組合ノ監事ヲシテ財産ノ狀況ヲ報告セシムベシ

* 組合令九乃至一一（總會）

第十六條ノ二十三 自動車運送事業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ賦課シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

組合ハ其ノ事業ヲ行フ爲テ必要アルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ組合員ノ全部又ハ一部ニ對シ前項ノ規定ニ依ル賦課金ノ外特別ノ賦課金ヲ課スルコトヲ得

* 法一六ノ一六、一六ノ二一（一）①、施則七四（定款）、法一六ノ二一（三）①、施則七八（賦課金徴收認可申請）、施則七九（特別賦課金徴收認可申請）

第十六條ノ二十四 前條ノ規定ニ依ル賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ自動車運送事業組合ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ組合ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

* 法一六ノ二三、一六ノ二一(3)Ⅱ、施則七八、七九(賦課金)

第十六條ノ二十五 自動車運送事業組合ハ使用料及手数料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ使用料及手数料ノ徵收ニ關シテハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第十六條ノ二十六 自動車運送事業組合ハ必要アリト認ムルトキハ組合ノ役員又ハ使用人ヲシテ組合員ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿、書類、設備其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

組合前項ノ規定ニ依リ役員又ハ使用人ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

* 法一六ノ一七(組合役員)、施則一三四ノ二(組合検査員證)、法五九ノ三(検査妨害)

第十六條ノ二十七 政府ハ自動車運送事業ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲メ必要アリト認ムルトキハ自動車運送事業組合ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ自動車運送事業ノ統制指導ニ要スル費用ノ一部ヲ補助スルコトヲ得

* 組合補助規則一乃至四(組合補助)、法一六ノ一〇Ⅰ(自動車運送事業)

第十六條ノ二十八 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運送事業組合ニ對シ定款、統制規程、收支豫算、賦課金

ノ額若ハ徵收方法ノ變更又ハ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ二十九 地方長官ハ自動車運送事業組合ノ役員ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他事業ノ執行上當該役員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

* 訓令四Ⅳ(組合役員解任ノ稟伺)

第十六條ノ三十 自動車運送事業組合ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

* 組合令二三Ⅰ(裁判所ニ對スル解散命令ノ通知)、組合令三二、四〇(解散登記)

第十六條ノ三十一 自動車運送事業組合聯合會ハ自動車運送事業ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲メ其ノ會員ノ事業ノ統制指導ヲ圖リ又ハ之ガ爲ニスル經營ヲ行ヒ且自動車運送事業ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス聯合會ハ法人トス

* 法一六ノ三三(聯合會事業)、法一六ノ一〇Ⅰ(自動車運送事業)

第十六條ノ三十二 自動車運送事業組合聯合會ハ第十六條ノ十第一項ニ掲グル事業ノ種類別ニ之ヲ設立シ全國ヲ通ジテ一個トス但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ事業ニ付之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者トス

- 一 當該自動車運送事業ノ事業者ヲ以テ組織スル自動車運送事業組合
 - 二 當該自動車運送事業ノ事業者ニシテ自動車運送事業組合ノ組合員タラザルモノ
- 第十六條ノ三十三** 自動車運送事業組合聯合會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ニ掲グル事業ヲ行フ
- 一 自動車運送事業ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫

- 二 自動車運送事業ニ關スル調査及研究
- 三 會員ノ事業ニ關スル統制指導
- 四 會員ノ事業ニ關スル検査

聯合會ハ前項ノ事業ノ外其ノ會員ノ事業ノ統制指導ノ爲必要アルトキハ左ニ掲グル事業ヲ併セ行フコトヲ得

- 一 會員ノ事業ニ必要ナル物ノ購入、共同設備ノ設置其ノ他會員ノ事業ニ關スル共同施設
- 二 前號ニ掲グルモノノ外必要ナル事業

前項ノ聯合會ノ共同施設ハ會員ノ利用ニ支障ナキ場合ニ限り會員ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第二項第二號ノ事業ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ行フコトヲ得ズ

* 法一六ノ三一(聯合會目的)、法一六ノ一〇一(自動車運送事業)

第十六條ノ三十四

自動車運送事業組合聯合會ニハ左ノ役員ヲ置クベシ

- 會長 一人
- 理事 若干人
- 監事 若干人
- 評議員 若干人

聯合會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ理事長一人ヲ置クコトヲ得
會長ハ聯合會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

理事長ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ
理事ハ會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ分掌シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ
監事ハ聯合會ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査ス
評議員ハ會長ノ諮問ニ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス
會長、理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス
會長、理事長又ハ理事ト監事トハ相兼ヌルコトヲ得ズ

* 法一六ノ三五I(會長ノ任命)、法一六ノ三五II(理事長及理事ノ任命)、法一六ノ三五III(監事ノ選任)、
法一六ノ三五V(評議員ノ任命)

第十六條ノ三十五

自動車運送事業組合聯合會ノ會長ハ銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項ノ銓衡委員ハ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

聯合會ノ理事長及理事ハ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ會長之ヲ命ズ
聯合會ノ監事ハ創立總會又ハ總會ニ於テ之ヲ選任ス

聯合會ノ評議員ハ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

第三項ノ規定ニ依ル任命及第四項ノ規定ニ依ル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十六條ノ三十六 自動車運送事業組合聯合會ノ會長、理事長及理事ハ他ノ職業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條ノ三十七 自動車運送事業組合ニ關スル規定ハ第十六條ノ十乃至第十六條ノ十二及第十六條ノ十七乃至第十六條ノ十九ノ規定ヲ除クノ外自動車運送事業組合聯合會ニ之ヲ準用ス但シ第十六條ノ二十一及第十六條ノ二十二中自動車運送事業組合ノ理事長又ハ組合ノ理事長トアルハ聯合會ノ會長トシ第十六條ノ二十九中地方長官トアルハ主務大臣トス

第十六條ノ三十八 主務大臣ハ自動車運送事業ノ統制ノ徹底ヲ期スル爲テ必要アリト認ムルトキハ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ニ對シ他ノ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ト運賃ノ統制其ノ他事業ノ實施ニ關シ協定ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ運賃、事業ノ實施方法其ノ他必要ナル事項ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣之ヲ裁定ス
* 法一六ノ一〇一（自動車運送事業）

第十六條ノ三十九 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

* 組合令二八乃至四五、四七（組合登記）
第十六條ノ四十 本法ニ規定スルモノノ外自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ノ管理、合併、解散、清算其ノ他組合及聯合會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

* 組合令一六乃至二二、施則八三乃至八五（合併）、法一六ノ三〇、組合令二三一、三二、四〇（解散）、組合令二三乃至二七、四八（清算）

第十六條ノ四十一 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ

第四章 自動車道及自動車道事業

第十七條 本法ニ於テ自動車道トハ専ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル道路（一般自動車道）及旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者（事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業者ニ限ル以下本章中之ニ同ジ）ガ其ノ事業用自動車ノ専用ニ供スル通路（専用自動車道）ヲ謂フ

本法ニ於テ自動車道事業トハ一般自動車道ヲ開設シ有償又ハ無償ニテ之ヲ専ラ自動車ノ一般交通ノ用ニ供スル事業ヲ謂フ
第十八條 自動車道事業ヲ經營セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

* 施則一〇二（免許申請）、施則一〇三、一〇五（事業計畫）、法五一（名義貸）
第十九條 自動車道事業經營ノ免許ヲ受ケタル者ハ工事方法ヲ定メ主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事施行ノ認可ヲ申請スベシ

天災其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ前項ノ期間内ニ認可ヲ申請スルコト能ハザルトキハ申請ニ因リ主務大臣ハ期間ヲ伸長スルコトヲ得

* 施則一〇九、一一二（工事施行認可申請）、施則一一一、一般自動車道構造令（工事方法）、施則一一三（工事施行認可申請）
自動車交通事業法

第二十條 自動車道事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ主務大臣ノ指定スル期間内ニ一般自動車道ノ工事ニ著手シ之ヲ竣功セシムベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ期間ノ伸長ニ之ヲ準用ス

* 施則一一三(工事竣功期間伸長認可申請)

第二十一條 自動車道事業者事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事方法ヲ變更セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

* 施則一〇八、一〇三、一〇五(事業計畫變更認可申請)、施則一一五、一一六、一一一、一般自動車道構造令(工事方法變更認可申請)

第二十二條 自動車道ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ自動車道事業者、旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者ハ地方長官ノ許可ヲ受ケ沿道ノ土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サントスルトキハ已ムヲ得ザル事由アル場合ヲ除クノ外豫メ土地ノ占有者ニ其ノ通知ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ニ因リテ生ジタル損害ハ立入又ハ使用ノ後遲滞ナク事業者ニ於テ之ヲ補償スベシ前項ノ補償ニ付協議調ハザルトキハ地方長官ノ裁定ス

前項ノ規定ニ依ル裁定中補償金額ニ不服アル者ハ裁定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十三條 一般自動車道ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ供用ヲ開始スルコトヲ得ズ

* 施則一一四(供用開始)、法一七一(一般自動車道)

第二十四條 一般自動車道ノ構造、維持、修繕若ハ使用又ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

* 一般自動車道構造令

第二十五條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ自動車道事業者ニ對シ左ニ掲グル事項ヲ命ズルコトヲ得

一 使用料金其ノ他ニ關スル事業計畫又ハ一般自動車道ノ工事方法ヲ變更セシムルコト

二 一般自動車道又ハ其ノ附屬物件ノ改善ヲ爲サシムルコト

第二十六條 免許、許可又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第二十七條 自動車道事業者ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止スルコトヲ得ズ

* 施則一一〇(休止許可申請)、施則一一一(廢止許可申請)

第二十八條 自動車道事業ノ讓渡ハ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

會社ノ合併ニ因ル自動車道事業ノ承繼ニ付テハ合併前主務大臣ノ許可ヲ受クベシ

自動車道事業者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼ス

自動車道事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

* 施則一一七(讓渡許可申請)、施則一一八(會社合併ニ因ル事業承繼許可申請)、施則一一九(死亡承繼届)、施則一二二(會社解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請)

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ自動車道事業經營ノ免許ノ全部又ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部又ハ一部ヲ停止セシムルコトヲ得

- 一 法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
- 二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 三 主務大臣ノ指定スル期間内ニ工事ヲ竣功セズ其ノ他許可又ハ認可ヲ受ケタル事項ヲ故ナク實施セザルトキ
- 四 事業ノ經營不確實又ハ資産状態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セズト認めタルトキ
- 五 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

* 法二〇一（工事竣功期間）

第三十條 左ノ場合ニ於テハ自動車道事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 工事施行ノ認可申請期間内ニ認可ヲ申請セザルトキ
- 二 工事施行ノ認可ナキトキ
- 三 事業經營ノ免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ工事施行ノ認可申請期間内ニ會社設立ノ登記ヲ爲サザルトキ
- 四 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

* 法一九、施則一〇九、一一二（工事施行認可申請）

第三十一條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受ケタル者ガ自動車道ニ接續シ若ハ接近シ又ハ之ヲ横斷シテ一般ノ道路、自動車道、橋梁、河川、運河、溝渠、鐵道、軌道、索道等ヲ造設セントスルトキハ自動車道事業者、旅客自動車運輸事業者又ハ

貨物自動車運送事業者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テ公益上必要アリト認めルトキハ主務大臣ハ自動車道事業者、旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者ニ對シ設備ノ共用又ハ變更ヲ命ズルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ其ノ實施方法及費用ノ負擔ニ付協議調ハザルトキハ申請ニ因リ關係主務大臣之ヲ裁定ス自動車道事業者、旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者ノ受ケタル損害ノ補償ニ付亦同ジ

第二十二條第五項ノ規定ハ前項ノ補償金額ニ之ヲ準用ス

第三十二條 一般自動車道以外ノ自動車ノ通行スル道路ヲ開設シテ使用料金を徴收スル場合ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 共通規定

第三十三條 同一ノ一般自動車道ニ依ル自動車道事業ト自動車運送事業トノ兼營ノ場合ニ於ケル免許、許可及認可ニ關シテハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

* 法一七一（一般自動車道）

第三十四條 主務大臣、地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ鐵道局長ハ必要アリト認めルトキハ自動車運送事業ノ事業者、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會又ハ自動車道事業者ヲシテ事業上

ノ報告ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査セシムルコトヲ得

監査員ハ自動車運送事業ノ事業者、自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會若ハ自動車道事業者又ハ其ノ代表者若ハ其ノ他ノ從業者ニ説明ヲ求メ帳簿、書類及圖面ヲ檢閲スルコトヲ得

監査員其ノ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯スベシ

* 法一六ノ一〇I(自動車運送事業)、法五二(七)(監査妨害)、施則一三四(監査員證)

第三十五條 本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方長官又ハ鐵道局長ニ委任スルコトヲ得

* 職權委任令

第三十六條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣、地方長官又ハ鐵道局長ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

* 訴願法

第三十七條 國ニ於テ經營スル旅客自動車運送事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業及自動車道事業ニ付テハ第一條乃至第三條、第四條ノ二、會計ニ關スル部分ヲ除キタル第九條(第十六條ノ八ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六條ノ二、第十七條、第二十二條、第二十四條及第五十四條乃至第五十七條ノ規定ニ限リ本法ヲ適用ス

國ニ於テ旅客自動車運送事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業又ハ自動車道事業ヲ經營セントスルトキハ當該官廳ハ主務大臣ニ協議ヲ爲スベシ

國ニ於テ旅客自動車運送事業又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ヲ經營シタル爲之ト路線又ハ事業區間ヲ共通

ニスル旅客自動車運送事業者又ハ貨物自動車運送事業者其ノ部分ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ又ハ著シク收益ヲ減少スルニ至リタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業者ノ受ケタル損失ヲ補償スルコトヲ得殘存路線又ハ殘存事業區間ノミニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リタルトキ亦同ジ

* 法一、四I(旅客自動車運送事業)、法一六ノ二、一六ノ三、施則四九(2)「イ」(區間貨物自動車運送事業)、法一七II、

一八(自動車道事業)、施令一三乃至一六、運輸事業及區間事業補償規則(廢止及損失補償)

第六章 自動車交通事業抵當

第三十八條 旅客自動車運送事業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業又ハ自動車道事業ヲ營ム株式會社ハ抵當權ノ目的ト爲ス爲旅客自動車運送事業、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業又ハ自動車道事業ニ在リテハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ニ付、旅客自動車運送事業又ハ事業區間ヲ定メザル貨物自動車運送事業ニ在リテハ其ノ事業ノ全部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得

前項ニ掲グル株式會社自動車交通事業財團ヲ設定セントスルトキハ當該株式會社ニ屬シ且其ノ事業ニ關スル自動車ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ登錄ヲ受クベシ自動車交通事業財團設定後新ニ其ノ財團ノ所有者ニ屬シ又ハ其ノ事業ニ關スルニ至リタル自動車ニ付亦同ジ

第一項ニ掲グル事業ノ抵當ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外鐵道抵當法ヲ準用ス但シ同法第一章及第

三章中登録トアルハ登記、第四十六條、第六十八條及第六十九條中監督官廳トアルハ登記所、第八十條乃至第八十二條、第八十八條及第九十二條中監督官廳トアルハ裁判所トス

* 法一、四一(旅客自動車運輸事業)、法一六一、施則三二一(一)(旅客自動車運送事業)、法一六〇二、一六〇三、施則四九(一)(貨物自動車運送事業、區間事業)、法一七一、一八(自動車道事業)、法三九乃至四一、四三(自動車交通事業財團)、施則一二四乃至一三〇(自動車登録)

第三十九條

自動車交通事業財團ハ左ニ掲グルモノニシテ同一ノ旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者ニ屬シ且其ノ事業ニ關スルモノヲ以テ之ヲ組成ス

- 一 自動車道ノ敷地及其ノ上ニ存スル工作物竝ニ之ニ屬スル器具機械
- 二 發著場、駐車場其ノ他自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地及其ノ上ニ存スル工作物竝ニ之ニ屬スル器具機械
- 三 自動車庫、停留所、貨物庫、給油所、附屬工場、事務所、事務員駐在所其ノ他事業ノ爲必要ナル建物及其ノ敷地竝ニ之ニ屬スル器具機械
- 四 通信又ハ信號ニ要スル工作物及其ノ敷地竝ニ之ニ屬スル器具機械
- 五 前四號ニ掲グル工作物ヲ所有シ又ハ使用スル爲他人ノ不動産ノ上ニ存スル地上權及第三者ニ對抗シ得ベキ賃借權竝ニ前四號ニ掲グル土地ノ爲ニ存スル地役權
- 六 前條第二項ノ規定ニ依リ登録ヲ受ケタル自動車及其ノ附屬品
- 七 事業經營ノ爲必要ナル貯藏物品及器具機械

* 法三八一、四〇、四一、四三(自動車交通事業財團)

第四十條

前條第一號乃至第三號ニ掲グル不動産ノ何レモガ存セザルトキハ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得ズ自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ハ之ノミニ依リテ擔保セラルル債務ノ額ガ三萬圓以上ナラザルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得ズ但シ第二以下ノ順位ノ抵當權設定ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

* 法三八一、三九、四一、四三(自動車交通事業財團)

第四十一條

第三十八條第一項ノ規定ニ依リ事業ノ一部ニ付自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニ於テハ旅客自動車運輸事業ニ在リテハ獨立ノ路線ニ付、事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ニ在リテハ獨立ノ事業區間ニ付、自動車道事業ニ在リテハ獨立ノ一般自動車道ニ付之ヲ爲スコトヲ要ス

* 法三八一、三九、四〇、四三(自動車交通事業財團)、法一、四一(旅客自動車運輸事業)、法二(路線)、法一六〇二、一六〇三、施則四九(一)(一) (區間貨物自動車運送事業)、法一七一、一八(自動車道事業)、法一七一(一般自動車道)

第四十二條

同一事業者ガ第三十八條第一項ニ掲グル事業ノ二以上ヲ兼營スル場合ニ於テハ此等ノ事業ノ中二以上ノ事業ニ關スルモノヲ合シテ一個ノ自動車交通事業財團ヲ設定スルコトヲ得但シ此等ノ事業ノ何レカニ付自動車交通事業財團ノ設定アリタル後ハ其ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ事業者ガ自動車道事業ト其ノ他ノ事業トニ付各別ニ自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニハ一般自動車道ノ敷地其ノ他專ラ自動車道事業ニ關スルモノハ他ノ事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ屬スルコトナシ

* 法三八一、三九乃至四一、四三(自動車交通事業財團)、法一七一、一八(自動車道事業)、法一七一(一般自動車道)

第四十三條

自動車交通事業財團ノ設定ハ自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲スニ依リテ之ヲ爲ス自動車交通事業財團登記簿ニ所有權保存ノ登記ヲ爲シタルトキハ第三十九條ニ規定スルモノハ當然自動車交通事業財

團ニ屬ス但シ第三者ニ對抗シ得ベキ他人ノ權利ノ目的タルモノ又ハ差押、假差押若ハ假處分ノ目的タルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

自動車交通事業財團ノ設定後新ニ其ノ財團ノ所有者ニ屬シタルモノ亦前項ニ同ジ

* 法四七一、工場抵當法一八乃至二〇、自動車交通事業財團抵當登記取扱手續四（自動車交通事業財團登記簿）、法三八一、三九乃至四一（自動車交通事業財團）

第四十四條 自動車交通事業財團ハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權及抵當權以外ノ權利、差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ第三十八條第一項ニ掲グル事業ヲ營ム株式会社ニ讓渡スハ此ノ限ニ在ラズ
自動車交通事業財團ニ屬スルモノハ之ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利、差押、假差押若ハ假處分ノ目的ト爲スコトヲ得ズ但シ抵當權者ノ同意ヲ得テ之ヲ讓渡シ又ハ貸付タルハ此ノ限ニ在ラズ
前項但書ノ規定ニ依リ自動車交通事業財團ニ屬スルモノヲ讓渡シタルトキハ抵當權ハ其ノモノニ付消滅ス

* 法三八一、三九乃至四一、四三（自動車交通事業財團）

第四十五條 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定又ハ變更ハ總株金四分ノ一以上ノ拂込アリタル後定款變更ト同一方法ノ株主總會ノ決議ヲ經ルコトヲ要ス

* 法三八一、三九乃至四一、四三（自動車交通事業財團）

第四十六條 自動車交通事業財團ノ登記ニ付テハ其ノ財團ノ所有者タル會社ノ本店所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス

自動車交通事業財團ノ所有者タル會社ガ本店ヲ一登記所ノ管轄地ヨリ他ノ登記所ノ管轄地ニ移シタル場合ニ於ケル登

記手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

左ノ場合ニ於テハ登記所ハ直ニ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

- 一 第一順位ノ抵當權ノ設定ヲ登記シタルトキ
- 二 自動車交通事業財團ノ用紙ヲ閉鎖シタルトキ

* 法三八一、三九乃至四一、四三（自動車交通事業財團）、法四七一、工場抵當法四八、一九、自動車交通事業財團抵當登記取扱手續四（自動車交通事業財團用紙ノ閉鎖）

第四十七條 自動車交通事業財團ニ關シテハ工場抵當法第十條、第十二條、第十八條乃至第二十條、第二十二條乃至第四十四條、第四十七條及第四十八條ノ規定ヲ準用ス

本法ニ規定スルモノヲ除クノ外自動車交通事業財團ノ登記ニ關シテハ不動産登記法ヲ準用ス

登記ノ申請書ニハ不動産登記法第三十六條第三號乃至第八號ニ掲グル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

- 一 自動車交通事業財團ノ設定セラルル事業ノ表示
- 二 旅客自動車運輸事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル路線ノ表示
- 二ノ二 事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル事業區間ノ表示

二ノ三 旅客自動車運送事業又ハ事業區間ヲ定メザル貨物自動車運送事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ其ノ事業ノ行ハルル主タル事業區域ノ表示

三 自動車道事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ在リテハ之ニ屬スル一般自動車道ノ表示

直接法令

- 四 免許ニ有効期間ノ指定アルトキハ其ノ期間
- 五 免許ニ條件ガ附セラレタルトキハ其ノ條件

* 法三八一、三九乃至四一、四三（自動車交通事業財團）、法一、四一（旅客自動車運輸事業）、法二（路線）、法一六ノ二、一六ノ三、施則四九（イ）（區間貨物自動車運送事業）、法一七（自動車道事業）、法一七一（一般自動車道）、法四、施則六（期效期間）

第四十八條 第四十二條第一項ノ規定ニ依リテ自動車交通事業財團ヲ設定シタル場合ニ於テ第三十八條第一項ニ掲グル事業ノ何レカニ付事業經營ノ免許ノ失效又ハ取消アリタルトキハ抵當權者ハ一事業ニ付自動車交通事業財團ノ設定セラレタル場合ニ準ジ財團ノ全部ニ對シ其ノ權利ヲ實行スルコトヲ得

* 法一五、法令五、法三〇（免許失效）、法一四、法令四（免許取消）、法三八一、三九乃至四一、四三（自動車交通事業財團）

第四十九條 自動車交通事業財團ニ對スル抵當權ノ強制執行ニ付テハ執行シ得ベキ一定ノ債務名義ヲ要セズ
強制管理ノ開始ハ第三十八條第一項ニ掲グル事業ニ對スル主務大臣又ハ地方長官ノ監督ヲ妨ガズ
強制管理ノ管理人ノ任免ニ付テハ裁判所ハ主務大臣ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
強制管理終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

* 鐵道抵當法七八以下（強制管理）、鐵道抵當法七八（強制管理ノ開始）、鐵道抵當法八〇、八五、八六（管理人）、法三八一、三九乃至四一、四三（自動車交通事業財團）

第七章 罰則

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 免許ヲ受ケズシテ第三十八條第一項ニ掲グル事業ヲ經營シタルトキ
- 二 認可ヲ受ケズシテ一般自動車道ノ供用ヲ開始シタルトキ

* 法二三、施則一一四（一般自動車道ノ供用開始）

第五十一條 免許ヲ受ケタル者ノ名義ヲ利用シテ第三十八條第一項ニ掲グル事業ヲ經營シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス名義ヲ利用セシメタル者亦同ジ

第五十二條 旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第五十條ニ規定スル場合ヲ除クノ外本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ
- 二 免許、許可又ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
- 三 本法ニ基キテ爲シタル處分（第十六條ノ十三第一項及第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル同條同項ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ヲ除ク）又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 四 第三十八條第二項ノ規定ニ依ル自動車ノ登録ニ付不實ノ事項ノ登録ヲ申請シタルトキ
- 五 正當ノ事由ナクシテ一般自動車道ノ使用ヲ拒ミタルトキ

六 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ届出又ハ報告ヲ爲スベキ事項ニ付虚偽ノ届出又ハ報告ヲ爲シタルトキ
七 監査員ノ監査ヲ妨ゲタルトキ

* 施則一二四乃至一三〇(自動車ノ登録)

第五十三條 旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者ガ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本法ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者又ハ自動車道事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

會社ノ代表者其ノ他ノ従業者會社ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ會社ニ適用ス

第五十四條 自動車道若ハ其ノ標識ヲ損壞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ自動車道ニ於ケル自動車ノ往來ノ危險ヲ生ゼシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五十五條 人ノ現在スル旅客自動車運輸事業ノ自動車ヲ顛覆シ又ハ破壊シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ傷ニ致シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處シ死ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第五十六條 第五十四條ノ罪ヲ犯シ因テ自動車ノ顛覆又ハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同ジ

第五十七條 過失ニ因リ第五十四條第一項又ハ第五十五條第一項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス其ノ業務ニ従事スル者犯シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第五十八條 自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ役員、使用人又ハ清算人其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第五十九條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第五十九條ノ二 自動車運送事業組合ノ組合員又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ會員統制規程ニ基キテ爲シタル組合又ハ聯合會ノ處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

* 法一六ノ二〇(統制規程)

第五十九條ノ三 自動車運送事業組合ノ組合員又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ會員第十六條ノ二十六第一項又ハ第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル同條同項ノ検査ヲ妨ゲタルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第五十九條ノ四 自動車運送事業組合聯合會ノ會員ガ自動車運送事業組合ナルトキハ第五十九條ノ二ノ規定ハ其ノ行爲

ヲ爲シタル組合ノ役員又ハ使用人ニ、前條ノ規定ハ其ノ行爲ヲ爲シタル組合ノ役員ニ之ヲ適用ス

第六十條 左ノ場合ニ於テハ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ役員又ハ清算人ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可又ハ許可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ
- 二 本法ニ基キテ爲シタル處分(第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル第十六條ノ十三第一項ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ヲ除ク)ニ違反シタルトキ
- 三 行政官廳又ハ總會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ
- 四 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ監査員ノ監査ヲ妨ゲ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ
- 五 第十六條ノ三十九ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
- 六 第十六條ノ四十ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ違反シタルトキ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和六年一月一日ヨリ施行)

本法施行前自動車運輸事業又ハ自動車道事業ニ該當スル事業ニ付地方長官ノ爲シタル事業經營ノ免許又ハ許可ハ之ヲ本法ニ依ル自動車運輸事業又ハ自動車道事業經營ノ免許ト看做ス

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ前項ノ自動車運輸事業ニ付新ニ免許ノ有効期間、運輸開始ノ認可申請期間又

ハ事業ノ休止期間ヲ指定スルコトヲ得

登録稅法第三條ノ六中「又ハ漁業財團登記簿」ヲ、「漁業財團登記簿又ハ自動車交通事業財團登記簿」ニ改ム

印紙稅法第四條第一項第一號中「軌道財團」ノ下ニ、「自動車交通事業財團」ヲ加フ

附則 (昭和一五年四月法律第一〇六號)

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和一六年二月一日ヨリ施行)

第二條 従前ノ規定又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テ自動車交通事業財團登記簿ニ登記セラレタル事項ニ付變更アリタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ依リテ變更ノ登記ヲ爲スベシ

第三條 本法施行ノ際現ニ存スル商業組合又ハ商業組合聯合會ニシテ従前ノ第一條ノ自動車運輸事業又ハ従前ノ第十六條ノ運送事業ノ事業者ノミヲ其ノ組合員又ハ其ノ所屬ノ組合ノ組合員若ハ其ノ所屬ノ聯合會ヲ組織スル組合ノ組合員トスルモノハ本法施行ノ日ニ於テ本法ニ依ル自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ト爲リタルモノトス前項ノ場合ニ於テ登記其ノ他ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 本法施行前従前ノ規定ニ依リテ處罰スベカリシ行爲ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

第五條 小運送業法第一條中「鐵道、軌道若ハ自動車運輸事業」ヲ「鐵道若ハ軌道」ニ、「鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業」ヲ「鐵道又ハ軌道」ニ改ム

第六條 陸上交通事業調整法第一條中「自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業」ニ改ム

第七條 帝國鐵道會計法中左ノ通改正ス

第三條中「又ハ自動車運輸事業」ヲ、旅客自動車運輸事業又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業」ニ改ム

第七條中「及地方鐵道補助金」ヲ、地方鐵道補助金及自動車運送事業補助金」ニ改ム

第八條 商工組合中央金庫法中左ノ通改正ス

第一條中「及貿易組合聯合會」ヲ、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第三條第一項中「貿易組合聯合會」ノ下ニ、「自動車運送事業組合聯合會」ヲ加ヘ同條第三項及第四項中「又ハ貿易組合聯合會」ヲ、貿易組合聯合會又ハ自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第七條及第二十九條中「又ハ貿易組合聯合會」ヲ、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第二十七條中「及貿易組合」ヲ、貿易組合及自動車運送事業組合」ニ改ム

第二十八條中「貿易組合聯合會」ノ下ニ、「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」ヲ加フ

第九條 登録稅法第十九條中「又ハ肥料製造業組合」ヲ、肥料製造業組合、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會」ニ、

「又ハ重要肥料業統制法」ヲ、重要肥料業統制法又ハ自動車交通事業法」ニ改ム

第十條 印紙稅法第四條中「又ハ貿易組合聯合會」ヲ、貿易組合聯合會、自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會」ニ改ム

第十一條 特別法人稅法中左ノ通改正ス

第二條中第七號ヲ第八號トシ第八號ヲ第九號トシ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會（所屬ノ組合員、組合又ハ聯合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

附則（昭和一八年三月法律第五五號）

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和一八年八月一五日ヨリ施行）

第二條 従前ノ第十六條ノ三、第十六條ノ四又ハ第十六條ノ八ノ規定ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ同條ノ改正規定ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三條 本法施行ノ際現ニ本法ニ依リ新ニ免許ヲ受クベキモノト爲リタル事業ヲ營ム者ハ本法施行後三月内ニ限り其ノ事業ヲ營ムコトヲ得此ノ期間内ニ事業經營ノ免許申請ヲ爲ストキハ免許又ハ免許ノ拒否ノ日迄亦同ジ

第四條 本法施行ノ際現ニ存スル自動車運送事業組合ハ本法ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル組合ニシテ地區ヲ同ジクスルモノノ成立シタル時解散ス

本法施行ノ際現ニ存スル自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニ付テハ仍従前ノ規定ヲ適用ス

第五條 本法施行前従前ノ規定ニ依リテ處罰スベカリシ行爲ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

第六條 印紙稅法中左ノ通改正ス

第四條第一項第十二號中「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」ヲ削ル

自動車交通事業法施行期日ニ關スル件

昭和十八年八月六日
勅令第六百六十三號

昭和十八年法律第五十五號ハ昭和十八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道營業法外四法律ヲ樺太ニ施行スルノ件

昭和十八年三月三十日
勅令第三百五十二號

改正 昭和一八年第六六五號

第一條 左ノ法律ハ之ヲ樺太ニ施行ス

鐵道營業法

日本通運株式會社法

第二條 鐵道國有法第一條ノ規定ハ之ヲ樺太ニ施行ス

第三條 自動車交通事業法ハ第十六條ノ四十一ノ規定ヲ除クノ外之ヲ樺太ニ施行ス

第四條 小運送業法第十一條及第十七條ノ規定ハ之ヲ樺太ニ施行ス

附則

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

自動車交通事業法施行令

昭和十六年一月二十二日
勅令第七十七號

改正 昭和一八年第六六四號、第八五四號

第一條 自動車交通事業法中主務大臣トアルハ自動車道事業ニ關シテハ内務大臣及運輸通信大臣、其ノ他ニ關シテハ同法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外運輸通信大臣トス

第二條 左ニ掲グル場合ニ於テハ運輸通信大臣ハ内務大臣ニ協議スベシ

- 一 自動車交通事業法第四條ノ規定ニ依リ免許ヲ爲サントスルトキ
- 二 自動車交通事業法第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ經營ノ免許ヲ爲サントスルトキ
- 三 貨物自動車運送事業者ニ對シ自動車交通事業法第十六條ノ八ニ於テ準用スル第七條ノ規定ニ依リ事業計畫ノ變更(事業區間ヲ新設又ハ變更スル場合ニ限ル)ノ認可ヲ爲サントスルトキ

- 四 公共團體ニ對シ自動車交通事業法第十條、第十一條第三項、第十三條第一項、第十三條ノ二第一項、第十四條、第十六條ノ六第一項第二項又ハ第十六條ノ八ニ於テ準用スル第十一條第三項、第十三條第一項、第十三條ノ二第一項若ハ第十四條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスルトキ
- 五 自動車交通事業法第三十七條第二項ノ規定ニ依リ爲サレタル旅客自動車運輸事業又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ノ經營ノ協議ニ應ゼントスルトキ

第三條 運輸通信大臣自動車運送事業組合ニ付自動車交通事業法ニ定ムル職務ヲ行フ場合ニ於テ其ノ職務ガ同法第十六條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ自動車運送事業組合ノ行フ資金ノ貸付ノ事業ニ關スルモノナルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

第四條 左ニ掲グル場合ニ於テハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監トス）ハ旅客自動車運送事業經營ノ免許ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一部ヲ停止セシムルコトヲ得

- 一 法令又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ
- 二 法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ免許、許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ
- 三 事業ノ經營不確實又ハ資産状態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セズト認メタルトキ
- 四 公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

* 法一六〇

第五條 左ニ掲グル場合ニ於テハ旅客自動車運送事業經營ノ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

- 一 免許ヲ受ケタル後四月以内ニ事業ヲ開始セザルトキ
- 二 事業ノ廢止ノ許可ヲ受ケタルトキ

* 法一六一

第六條 前二條ニ規定スルモノノ外旅客自動車運送事業ニ關シ必要ナル事項ハ運輸通信大臣之ヲ定ム

* 法一六一

第七條 運輸通信大臣自動車交通事業ノ統制其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ左ニ掲グル事業ノ經營ヲ禁止シ又ハ

制限スルコトヲ得

- 一 旅客自動車運送事業又ハ旅客自動車運送事業ニ非ズシテ自動車ニ依リ旅客ヲ運送スル事業
 - 二 貨物自動車運送事業ニ非ズシテ自動車ニ依リ物品ヲ運送スル事業
 - 三 自動車ニ依ル物品運送ノ運送取扱業又ハ運送代辦業
- 前項各號ニ掲グル事業ニ關シ必要ナル事項ハ運輸通信大臣之ヲ定ム

* 法一六〇、一六〇九

第八條 自動車交通事業法第十六條ノ七ノ規定ニ依リ補助ヲ爲ス貨物自動車運送事業者ハ鐵道若ハ軌道ト連絡スル事業又ハ産業上特ニ有用ナル事業ヲ營ム者ニ限ル

第九條 貨物自動車運送事業者ガ輸送上必要ナル施設ニシテ運輸通信大臣ノ定ムルモノノ取得、建設又ハ改良ヲ爲シタルトキハ其ノ費用ノ三分ノ一以内ニ於テ運輸通信大臣ノ定ムル補助金ヲ交付スルコトヲ得

* 法一六〇七、施令八、事業者補助規則一、四、五（施設補助）

第九條ノ二 貨物自動車運送事業者ガ貨物自動車ノ修繕ヲ爲シタルトキハ其ノ費用ノ一部ニ付運輸通信大臣ノ定ムル補助金ヲ交付スルコトヲ得

* 法一六〇七、施令八、事業者補助規則二、四、五（修繕費補助）

第九條ノ三 貨物自動車運送事業者自動車交通事業法第十六條ノ六第三項ノ規定ニ依ル運送ニ從事シタル爲益金ガ減少シ又ハ損金ガ増大シタルトキハ運輸通信大臣ノ定ムル補助金ヲ交付スルコトヲ得

* 法一六〇七、事業者補助規則三、五（運送補助）

自動車交通事業法施行令

第十條 第九條ノ補助金ハ貨物自動車運送事業ノ施設ノ整備ノ爲、第九條ノ二ノ補助金ハ貨物自動車ノ修繕ノ爲之ヲ使
用スベシ

第十一條 貨物自動車運送事業ノ管理者ガ法令ニ基キテ發スル命令、免許若ハ補助ニ付シタル條件ニ違反シ又
ハ公益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキハ運輸通信大臣ハ其ノ補助ヲ停止シ若ハ廢止シ又ハ補助金ヲ償還セシムルコト
ヲ得

第十二條 詐欺ノ行爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタルトキハ法定ノ利息ヲ附シテ之ヲ償還セシム

第十三條 國ニ於テ旅客自動車運輸事業（以下運輸事業ト稱ス）又ハ事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業（以下運送
事業ト稱ス）ヲ經營シタル爲之ト路線又ハ事業區間ヲ共通ニスル旅客自動車運輸事業者又ハ貨物自動車運送事業者
（以下事業者ト總稱ス）ガ其ノ部分ニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リ廢止シタル場合ニ於ケル補償金額ハ事業
者ノ該部分ニ於ケル利益ノ年額ヲ基礎トシ其ノ七年分以内ニ於テ運輸通信大臣ノ定ムル所ニ依リ計算シ一時ニ之ヲ交
付ス但シ事業者ノ同意アリタル場合ハ分割シテ三年以内ニ之ヲ交付スルコト得

前項ノ場合ニ於テ事業者ノ決算ニ基キ運輸通信大臣ノ査定シタル該部分ノ興業費ヨリ殘存物件ノ價額ヲ控除シ殘額ア
ルトキハ該殘額ノ範圍内ニ於テ運輸通信大臣ノ決定シタル額ヲ前項ノ規定ニ依ル交付金額ニ加算スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ殘存路線又ハ殘存事業區間ノミニ付事業ヲ繼續スルコト能ハザルニ至リ廢止シタル場合ニ於ケル補償
金ノ交付ニ付之ヲ準用ス

前各項ノ規定ニ依ル補償金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ國ノ經營スル運輸事業又ハ運送事業ノ運輸開始ノ日ヨリ一年以
内ニ其ノ事業廢止ノ許可ヲ申請スルコトヲ要ス

* 法三七Ⅱ、運輸事業及區間事業補償規則一Ⅱ、二乃至五（廢止補償）

第十四條 國ニ於テ運輸事業又ハ運送事業ヲ經營シタル爲之ト路線又ハ事業區間ヲ共通ニスル事業者ガ其ノ部分ニ付著
シク運輸收入ヲ減少スルニ至リタル場合ニ於ケル補償金額ハ國ノ經營スル運輸事業又ハ運送事業ニ轉嫁シタリト認メ
ラルル運輸數量ニ對應スル事業者ノ利益ノ減少額ノ範圍内ニ於テ運輸通信大臣ノ定ムル所ニ依リ計算シ之ヲ交付ス
前項ノ規定ニ依ル補償ノ期間ハ國ノ經營スル運輸事業又ハ運送事業ノ運輸開始ノ日ヨリ三年以内トス
第一項ノ規定ニ依ル補償金ハ前條ノ規定ニ依ル補償金ヲ交付スル場合ニハ之ヲ交付セズ

* 法三七Ⅱ、運輸事業及區間事業補償規則一Ⅱ、二、六（損失補償）

第十五條 前二條ノ利益ハ運輸收入ヨリ營業費ヲ控除シタル殘額ヲ謂フ但シ第十三條ノ場合ニ於テ殘額ガ運輸收入ノ百
分ノ五ニ達セザルトキハ該收入ノ百分ノ五ニ相當スル額トス

第十三條ノ興業費及殘存物件ノ價額ハ事業廢止ノ日ニ於ケル額ニ依ル

第十六條 前三條ノ興業費、殘存物件ノ價額、運輸收入及營業費ノ計算ニ付必要ナル事項ハ運輸通信大臣之ヲ定ム

* 運輸事業及區間事業補償規則二

附則

本令ハ昭和十五年法律第六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十六年二月一日ヨリ施行）

昭和八年勅令第二百二十號及昭和十三年勅令第五百二號ハ之ヲ廢止ス

陸上交通事業調整法施行令中「自動車運輸事業」ヲ「旅客自動車運輸事業」ニ改ム

直接法令

附則 (昭和十八年八月勅令第六六四號)

本令ハ昭和十八年法律第五十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令施行前取得シタル貨物自動車ニ付テハ當該貨物自動車運送事業者ノ申請ニ依リ仍從前ノ規定ニ依リ補助スルコトヲ妨グズ(昭和十八年八月一五日ヨリ施行)
前項但書ノ規定ニ依リ從前ノ規定ニ依ル補助ヲ受クル者ニハ其ノ補助ヲ受クル間當該貨物自動車ニ付第九條ノ二ノ規定ニ依ル補助ハ之ヲ爲サズ

附則 (昭和十八年一月勅令第八五四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年一月一日ヨリ施行)

戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル
貨物自動車運送事業ノ實施ニ關スル件

改正 昭和十八年八月九日

昭和十八年九月六日
勅令第六百九十五號

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル場合ニ於テハ軍需品ノ輸送ニ關スル優先扱其ノ他ノ特別處理ニ付自動車交通事業法(朝鮮自動車交通事業令ニ於テ依ル場合ヲ含ム)第十六條ノ六第三項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコトヲ得
前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ運輸通信大臣ニ協議スベシ但シ緊急ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

前項中運輸通信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年九月六日ヨリ施行)

附則 (昭和十八年一月勅令第八五四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年一月一日ヨリ施行)

自動車運送事業組合令

改正 昭和十八年八月五日

昭和十八年八月七日
勅令第六百六十五號

第一條

自動車運送事業組合(以下組合ト稱ス)ハ其ノ名稱中ニ自動車運送事業組合ナル文字ヲ用フベシ

組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ自動車運送事業組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第二條

運輸通信大臣自動車交通事業法第十六條ノ十三第一項ノ規定ニ依リ組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

- 一 地區
- 二 組合員タル資格
- 三 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

前項ノ場合ニ於テ地方長官(東京都ニ在リテハ警視總監トス以下同ジ)ハ運輸通信大臣ノ認可ヲ受ケ設立ノ命令ヲ受

自動車運送事業組合令

ケタル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ズ

地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ運輸通信大臣ノ認可ヲ受ケ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ヲシテ組合ノ設立ニ參與セシムルコトヲ得

地方長官第二項ノ規定ニ依リ設立委員ヲ命ジタルトキハ其ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ告示ス
前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク創立總會ヲ招集スベシ

* 訓令四Ⅱ(參與任命ノ告示)、組合令三乃至六(創立總會)

第三條 組合ノ創立總會ヲ招集スルニハ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スベシ

第四條 左ニ掲グル事項ハ創立總會ニ諮リ組合ノ設立委員之ヲ定ム

一 定款

二 事務所

三 事業計畫

四 組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

五 初年度ニ於ケル收支豫算並ニ賦課金ノ額及徵收方法

第五條 組合ノ創立總會ニ於ケル議決及監事ノ選任ハ出席シタル設立ノ命令ヲ受ケタル者ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ特別ノ事由アルトキハ地方長官別段ノ議決方法ヲ定ムルコトヲ得

* 組合令六(代理出席)

第六條 組合ノ創立總會ニ於テハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ設立ノ命令ヲ受ケタル者又ハ設立ノ命令ヲ受ケタル法人ノ業務ヲ執行スル役員タルコトヲ要ス

第七條 組合ノ創立總會終了シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク組合設立ノ認可ヲ受クベシ

* 施則七〇―Ⅱ(組合設立認可申請)

第八條 組合ガ其ノ組合員ニ對シテ爲ス通知又ハ催告ハ組合員名簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所又ハ通知若ハ催告ヲ受クベキ場所ヲ組合ニ通知シタルトキハ其ノ住所又ハ場所ニ宛ツルヲ以テ足

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

第九條 組合ノ理事長ハ毎事業年度一回通常總會ヲ招集スベシ

組合ノ理事長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得

* 組合令一二(事業年度)、施則八二、組合令一四(決算及事業報告)

第十條 組合ノ總會ニ於ケル議決及監事ノ選任ハ出席シタル組合員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス但シ特別ノ事由アルトキハ定款ヲ以テ別段ノ議決方法ヲ定ムルコトヲ得

* 法一六ノ二一、一六ノ一八Ⅲ(總會事項)、組合令一一(代理出席)

第十一條 組合ノ總會ニ於テハ代理人ヲ以テ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ出席ト看做ス

前項ノ代理人ハ組合員、組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員又ハ當該組合員ノ業務ニ従事スル職員タルコトヲ要ス

第十二條 組合ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第十三條 組合ノ理事長ハ定款及總會ノ議事録ヲ各事務所ニ、組合員名簿ヲ主タル事務所ニ備置クベシ

組合員及組合ノ債權者ハ前項ニ掲グル書類ノ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

* 施則八六(議事録)

第十四條 組合ノ理事長ハ通常總會ノ會日ヨリ一週間前ニ組合ノ財産目録、貸借對照表、收支決算書及事業報告書ヲ監事ニ提出シ且之ヲ主タル事務所ニ備フベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ニ掲グル書類ニ之ヲ準用ス

* 組合令九一(通常總會)、施則八二(決算及事業報告)

第十五條 組合ハ組合員ニ對シ當該自動車運送事業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ提出スベシ

第十六條 組合ハ運輸通信大臣ノ命令ニ因ルニ非ザレバ合併スルコトヲ得ズ

* 法一六ノ四〇(委任規定)、施則八三一(合併命令)、組合令一七乃至二〇、施則八三Ⅱ、八四(併合手續)、組合令二一(合併ノ效力發生時期)、組合令二二(合併ノ效果)、施則八四(合併認可申請)

第十七條 組合ノ合併ノ命令アリタルトキハ各組合ノ理事長ハ其ノ命令到達ノ日ヨリ二週間以内ニ財産目録及貸借對照表ヲ作成スベシ

第十八條 組合ハ前條ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ第二十二條ノ規定ニ依ル其ノ債權ニ係ル債務ノ承繼ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタルトキハ組合ハ辨濟ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ債權者ニ辨濟ヲ受ケシムルコトヲ得ズ

ルコトヲ目的トシテ信託會社若ハ信託業務ヲ營ム銀行ニ相當ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス

第一項ノ公告ハ裁判所ガ爲スベキ登記事項ノ公告ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第十九條 合併ニ因リ設立スル組合ノ定款ノ作成、監事ノ選任其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各組合ノ理事長共同シテ之ヲ爲ス

運輸通信大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ自動車運送事業ニ關シ經驗アル者又ハ學識アル者ヲシテ合併ニ因ル組合ノ設立ニ參與セシムルコトヲ得

第二十條 組合ノ合併ハ運輸通信大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十一條 組合ノ合併ハ合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ノ主タル事務所ノ所在地ニ於テ第三十三條ノ規定ニ依ル登記ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

第二十二條 合併後存続スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十三條 運輸通信大臣組合ノ解散ヲ命ジタルトキハ其ノ旨ヲ當該組合ノ主タル事務所ノ所在地ノ區裁判所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

裁判所清算人ヲ選任シ又ハ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ運輸通信大臣ニ通知スベシ

* 法一六ノ三〇(解散命令)

第二十四條 組合ノ清算人ハ就職ノ後遲滞ナク組合財産ノ現況ヲ調査シ財産目録及貸借對照表ヲ作成スベシ

自動車運送事業組合令

第二十五條 組合ノ清算人ハ組合ノ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ裁判所ノ認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算人ニ對シ清算及財産處分ノ方法ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 組合ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徴收スルコトヲ得
自動車交通事業法第十六條ノ二十四ノ規定ハ前項ノ賦課徴收ニ之ヲ準用ス

第二十七條 組合ノ清算終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ運輸通信大臣ニ通知スベシ

第二十八條 組合ノ設立ノ登記ハ設立ノ認可アリタル日又ハ運輸通信大臣ガ自動車交通事業法第十六條ノ十三第三項ノ處分ヲ完了シタル日ヨリ二週間以内ニ主タル事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

設立ノ登記ニハ左ノ事項ヲ掲グルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所

五 理事長及理事ノ氏名及住所

組合ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後二週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第二十九條 組合ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ノ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ前條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ他ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間内ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

主タル事務所又ハ從タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第三十條 組合ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間以内ニ第二十八條第二項ニ掲グル事項ヲ登記シ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ同項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス
同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ主タル事務所又ハ從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第三十一條 第二十八條第二項ニ掲グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十二條 組合ガ解散シタルトキハ合併ノ場合ヲ除クノ外主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十三條 組合ガ合併ヲ爲シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ合併後存続スル組合ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ設立スル組合ニ付テハ第二十八條第二項ニ掲グル事項ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル組合ニ付テハ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十四條 組合ハ清算人就職ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス
第三十一條ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三十五條 組合ノ清算ガ終了シタルトキハ清算終了ノ日ヨリ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十六條 組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル區裁判所又ハ其ノ出張所ヲ以テ管轄登記所トス各登記所ニ自動車運送事業組合登記簿ヲ備フ

第三十七條 組合ノ設立ノ登記ハ第三項ニ規定スル場合ヲ除クノ外組合ノ理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
前項ノ登記ノ申請書ニハ定款及申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

運輸通信大臣ガ自動車交通事業法第十六條ノ十三第三項ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於ケル設立ノ登記及第二十八條第三項ノ規定ニ依ル登記ハ運輸通信大臣ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス
前項ノ設立ノ登記ノ囑託書ニハ定款ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十八條 第二十八條第三項ノ規定ニ依ル登記ハ前條第三項ニ規定スル場合ヲ除クノ外組合ノ理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第三十九條 組合ノ事務所ノ新設又ハ移轉其ノ他第二十八條第二項ニ掲グル事項ノ變更ノ登記ハ組合ノ理事長又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
前項ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ移轉其ノ他登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第四十條 第三十二條ノ規定ニ依ル登記ハ運輸通信大臣ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第四十一條 第三十三條ノ規定ニ依ル解散ノ登記ハ合併ニ因リテ消滅スル組合ノ理事長ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス
第四十二條 第三十四條ノ規定ニ依ル登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第三十四條第一項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第三十四條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ申請書ニハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第四十三條 組合ノ清算終了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第四十四條 登記スベキ事項ニシテ行政官廳ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第四十五條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第四十六條 民法第四十四條第一項、第五十條、第六十二條及第六十四條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第四十七條 非訟事件手續法第四百二十二條乃至第四百十九條、第五百十條ノ二乃至第五百五十一條ノ六及第五百五十四條乃至第五百五十七條ノ規定ハ組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第四十八條 民法第七十三條、第七十八條乃至第八十條及第八十二條第二項並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項第三項、第三百三十六條第一項、第三百三十七條及第三百三十八條ノ規定ハ組合ノ清算ニ之ヲ準用ス

第十八條第三項ノ規定ハ前項ニ於テ準用スル民法第七十九條第一項ノ公告ニ之ヲ準用ス

第四十九條 組合ニ關スル規定ハ自動車運送事業組合聯合會（以下聯合會ト稱ス）ニ之ヲ準用ス但シ第二條第二項中地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監トス以下同ジ）ハ運輸通信大臣ノ認可ヲ受ケトアルハ運輸通信大臣ハトシ同條第三項中地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ運輸通信大臣ノ認可ヲ受ケトアルハ運輸通信大臣特ニ必要アリト認ムルトキハトシ同條第四項及第五條中地方長官トアルハ運輸通信大臣トシ第九條、第十三條第一項、第十四條第一項、第三十七條第一項、第三十八條、第三十九條第一項及第四十一條中組合ノ理事長トアルハ聯合會ノ會長トシ第十五條第

一項中組合員トアルハ會員及當該自動車運送事業ノ事業者トシ第十七條及第十九條第一項中各組合ノ理事長トアルハ各聯合會ノ會長トシ第二十八條第二項中理事長及理事トアルハ會長、理事長及理事トス

第五十條 組合及聯合會ニハ樺太ニ在リテハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ

本令ニ規定スル登記ヲ爲スベキ期間ハ樺太ニ在リテハ之ヲ二倍トス

附則

第一條 本令ハ昭和十八年法律第五十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年八月一日ヨリ施行)

第二條 本令施行ノ際現ニ存スル自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニ付テハ仍從前ノ規定ヲ適用ス但シ昭和十八年法律第五十五號附則第四條第一項ノ規定ニ依リ解散スル自動車運送事業組合ノ清算ノ場合ニ於テハ自動車交通事業法第十六條ノ十三ノ規定ニ依リ新ニ成立シタル組合ニシテ解散スル自動車運送事業組合ト地區ヲ同ジクスルモノノ理事長其ノ清算人ト爲ル

第三條 本令施行前從前ノ規定ニ依リ處罰スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第四條 昭和十八年勅令第三百五十二號中左ノ通改正ス

第三條中「第十六條ノ三十八」ヲ「第十六條ノ四十一」ニ改ム

附則 (昭和十八年二月勅令第八五四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和十八年二月一日ヨリ施行)

自動車交通事業法施行規則

昭和十八年八月五日
鐵道、內務省令

改正 昭和十六年第一號、一七年第二號、一八年第一號、運輸通信、內務省令第一號

第一章 旅客自動車運輸事業

第一條 旅客自動車運輸事業經營ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 本籍及住所

二 氏名、商號又ハ名稱

三 路線 路線圖ヲ以テ明示スルノ外左ノ事項ヲ記載スルコト

イ 起點終點ノ地名地番 (通稱アルトキハ之ヲ附記スルコト)

ロ 延長

ハ 主ナル經過地

ニ 専用自動車道ヲ開設スルモノニ在リテハ其ノ區間

四 事業計畫

五 事業經營ノ事由

自動車交通事業法施行規則

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 興業費概算書（總額、内譯及資金調達方法ヲ明示スルコト）
 - 二 運輸收支概算書
 - 三 申請者會社ナルトキハ現ニ旅客自動車運輸事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本竝ニ最近ノ財産目錄及貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本
- 前二項ノ規定ニ依ル書類ヲ運輸通信大臣ニ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

第二條 事業計畫ニハ左ノ事項ヲ定ムベシ

- 一 車輛
 - イ 車輛數 車輛總數竝ニ之ヲ車名、形式、年式、動力ノ種類及旅客定員（立席及座席別）別ニ記載スルノ外物品積載設備ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ積載定量ヲ附記スルコト
 - ロ 常用車豫備車別輛數
 - ハ 車體 旅客自動車運輸事業設備規程第三條ノ規定ニ依ル車體形式ノ稱呼記號ヲ記載スルコト但シ同條ノ規定ニ適合セザル車體ヲ使用セントスルトキハ其ノ車體圖（第一號樣式）ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 二 運轉
 - イ 運轉系統（系統複雜ナルトキハ系統圖ヲ添附シ往路復路ノ別アルトキハ其ノ區間及方向ヲ記載スルコト）
 - ロ 各系統ニ於ケル行程、停留所名、停留所間ノ行程、待避所及配置常用車輛數
 - ハ 運行回數 運行回數頻繁ナルモノニ在リテハ運行回數、始發及終發ノ時刻、運轉間隔ノ大要竝ニ最少運轉時

分、其ノ他ノモノニ在リテハ運行回數及主ナル停留所ニ於ケル發著時刻ヲ記載スルコト

三 運賃及運輸ニ關スル料金

イ 運賃 均一制ニ在リテハ均一運賃、其ノ他ノモノニ在リテハ各區間ノ運賃及行程（運賃區界ヲ記入シタル圖面ヲ添附スルコト）、物品ヲ運送スルモノニシテ物品ノ種類ニ依リ其ノ運賃ニ區別ヲ設クルトキハ其ノ別及運賃算出方法ヲ記載スルコト

ロ 運輸ニ關スル料金

四 主タル事務所及營業所ノ名稱及位置

五 車庫ノ位置及車輛格納力（構造ノ大要ヲ示ス圖面ヲ添附スルコト）

六 一年ヲ通ジ繼續シテ運輸ヲ爲スモノニ非ザルトキハ運輸ヲ爲ス期間
免許申請ノ際前項第一號「イ」ニ掲グル車輛ノ車名、形式及年式竝ニ「ハ」ニ掲グル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ之ガ記載ヲ省略スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ免許迄ニ追申セザルトキハ其ノ事項ニ付別ニ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

路線延長ノ免許ヲ申請スル場合ニ於テ既免許路線ノ事業計畫ニ變更ヲ生ズルトキハ其ノ關係ヲ明示シ該變更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得

旅客自動車運輸事業基準規程又ハ旅客自動車運輸事業設備規程ニ適合セザル事業計畫ヲ定メタルトキハ其ノ事由ヲ詳記スベシ

第三條 第一條ノ路線圖ハ縮尺五萬分ノ一以上ノ平面圖トシ左ノ事項ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベシ

直接法令

一 路線

二 停留所ノ位置、名稱及特ニ待避所ヲ設クルトキハ其ノ位置

三 車庫ノ位置

四 一般ノ道路（種類ヲ明示スルコト）、自動車道及一般通行ノ用ニ供スル通路ノ別竝ニ其ノ種別毎ノ料程及有效幅員、往路及復路ノ別アルトキハ其ノ區間及方向

五 沿線ニ於ケル學校、工場、名所舊蹟等多數旅客ノ參集スル場所

第四條 地方長官免許申請書ヲ受附ケタルトキハ一般ノ道路及一般通行ノ用ニ供スル通路ノ管理者ニ對シ答申ノ期限ヲ指定シテ其ノ管理上ノ意見ヲ徵スベシ

第五條 地方長官ハ免許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添へ免許ノ許否ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ進達スベシ

一 申請者ノ資産及信用程度

二 事業ノ成否及效用

三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ノ適否（管理者ノ意見書ノ寫ヲ添附シ期限内ニ答申ナキトキハ其ノ旨ヲ記載スルコト）

四 旅客自動車運輸事業、自動車道事業、鐵道、軌道、索道等（未開業ノモノヲ含ム）ニ及ボス影響

五 附近ニ於ケル旅客自動車運輸事業、自動車道事業、鐵道、軌道、索道等ノ出願アルトキハ其ノ名稱、區間、申請者、申請書ノ受附年月日等

六 申請路線ニ於ケル推定運輸數量（該路線ノ經營ニ依リ既免許路線ノ運輸數量ヲ増加スベキ場合ニ在リテハ尙其ノ

推定増加運輸數量ヲ記載スルコト）及其ノ推定ノ根據

七 其ノ他必要ト認ムル事項

地方長官第一條第三項ノ規定ニ依リ内務大臣ニ提出スベキ書類ヲ受附ケタルトキハ前項ノ規定ニ依ル書類ノ寫ヲ添へ内務大臣ニ之ヲ提出スベシ

第六條 事業計畫方旅客自動車運輸事業基準規程ニ適合セザルトキハ免許ニ五年以内ノ有効期間ヲ指定ス

第七條 臨時ノ必要ニ因リ一月以内ノ期間ヲ限り旅客自動車運輸事業ヲ經營セントスル場合ニ於ケル免許申請書ニハ第一條第二項ニ掲グル書類ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第八條 事業計畫變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ専用自動車道ノ工事方法變更ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ事業計畫ノ變更ヲ伴フモノナルトキハ前項ノ書類及圖面ヲ提出シ該變更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得

第九條 事業計畫ノ變更ニシテ第一號乃至第五號ニ掲グルモノハ地方長官ニ、第六號ニ掲グルモノハ運輸通信大臣ニ其ノ事由及實施ノ年月日ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

一 車輛ノ車名、形式、動力ノ種類又ハ車體ヲ變更スルトキ（旅客自動車運輸事業設備規程ニ適合セザル車臺又ハ車體ニ變更スルトキヲ除ク）

二 往路復路ノ別アル場合ニ於テ其ノ區間及方向ヲ變更スルトキ

三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ノ工事等ニ因リ停留所ノ位置ヲ一時變更スルトキ

四 待避所ヲ新設シ廢止シ又ハ其ノ位置ヲ變更スルトキ

- 五 營業所ノ名稱ヲ變更シ又ハ營業所ヲ新設シ廢止シ若ハ移轉スルトキ
 - 六 停留所若ハ主タル事務所ノ名稱ヲ變更シ又ハ主タル事務所ヲ新設シ廢止シ若ハ移轉スルトキ
- 第十條** 旅客自動車運輸事業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ片道運賃及往復運賃ニ限り認可ヲ受ケズシテ之ヲ五割以内割引スルコトヲ得但シ割引期間ハ一年ヲ通ジテ六十日ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 一 季節ニ依リ旅客ヲ誘致スルトキ
 - 二 祝祭日、緣日、記念日等多數旅客ノ參集スルトキ
- 前項ノ規定ニ依ル運賃ノ割引ヲ爲シタルトキハ其ノ事由、割引期間、割引區間及割引率ヲ記載シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第十一條 専用自動車道ノ工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

- 一 工事方法書
- 二 工事費豫算書(第二號様式)
- 三 免許ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款及會社ノ登記簿ノ謄本

第十二條 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載シ實測圖ヲ添附スベシ

- 一 工事ヲ執行スル區間ノ起點終點ノ地名地番及延長
- 二 舗裝及路床ノ構造竝ニ路面ノ横斷勾配
- 三 橋梁、溝橋、隧道其ノ他ノ工作物ノ構造(主要ナルモノニ在リテハ耐力計算書ヲ添附スルコト)
- 四 排水設備

第十三條 實測圖ハ左ノ三種トス

- 一 平面圖
- 二 縮尺ハ二千五百分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベシ
 - イ 起點終點ノ地名地番竝ニ經過市町村名及其ノ境界線
 - ロ 中心線ヨリ左右各二十米以上ニ至ル區域内ノ地形地物
 - ハ 二十米毎(地形ニ依リ短縮スルコトヲ得)ノ測點及百米毎ノ遞加距離ヲ示シタル中心線
 - ニ 曲線ノ起點終點、半徑及交角
 - ホ 總幅員線、敷地境界線及自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地ノ境界線
 - ヘ 橋梁、隧道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱
 - ト 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置及名稱竝ニ鐵道、軌道等トノ交叉ノ位置及名稱

直接法令

市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「チ」ニ掲グル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スベシ

二 縦断面圖

縮尺ハ横ヲ平面圖、縦ヲ横断面圖ト同一トシ左ノ事項ヲ記載スベシ

イ 測點番號、測點間距離及遞加距離

ロ 測點毎ノ中心線ノ地面、施工基面及盛土ノ高、切土ノ深

ハ 勾配及其ノ延長

ニ 縦斷曲線ノ位置及延長

ホ 曲線ノ起點終點、半徑及方向

ヘ 橋梁、溝橋、隧道其ノ他ノ工作物ノ位置及名稱(橋梁及溝橋ニ在リテハ其ノ其ノ種類及材質、徑間ノ長及數、

隧道ニ在リテハ其ノ長ヲ明示スルコト)

ト 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置及名稱竝ニ鐵道、軌道等トノ交

又ノ位置及名稱

チ 停留所、待避所等ノ位置及名稱

三 横断面圖

縮尺ハ二百分ノ一以上トシ二十米毎(地形ニ依リ伸縮スルコトヲ得)ニ専用自動車道ノ敷地境界線ヨリ左右各五米以上ニ至ル區間ノ横断面ヲ示シ左ノ事項ヲ記載スベシ

イ 測點番號

ロ 施工基面ノ幅

ハ 盛土切土ノ斜面ノ勾配

ニ 屈曲部ニ於ケル路面ノ片勾配

ホ 敷地ノ境界及自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地ノ境界

第十四條 専用自動車道ノ全部ニ付工事施行ノ認可ヲ一時ニ申請スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ記載シ分割シテ認可ヲ申請スルコトヲ得

第十五條 自動車交通事業法第六條第三項ノ期間伸長ノ申請書ニハ伸長ノ期間及事由ヲ記載スベシ

第十六條 専用自動車道ノ工事方法變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ

第十七條 専用自動車道ノ工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ其ノ事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附シ遲滞ナク地方長官ニ之ヲ届出ツベシ

一 縦斷勾配ヲ緩ナラシメ又ハ二十分ノ一迄急ナラシムルトキ

二 縦斷曲線ヲ變更スルトキ

三 施行基面高ノ變更ニシテ路端ノ高ヲ増加スルトキ(洪水氾濫區域ヲ除ク)又ハ水流水面ノ最高水位上三十糎迄低下スルトキ

四 視距ヲ長カラシメ又ハ八十米迄短縮スルトキ

五 盛土切土ノ斜面ノ勾配ヲ緩ナラシムルトキ

自動車交通事業法施行規則

- 六 路肩ノ幅員ヲ擴張スルトキ
- 七 曲線ノ半径ヲ長カラシメ又ハ百米迄短縮スルトキ
- 八 屈曲部ノ兩端ニ於ケル緩和區間ヲ長カラシムルトキ
- 九 路面上ノ有效高ヲ大ナラシメ又ハ四・五米迄短縮スルトキ
- 十 橋梁又ハ溝橋ノ桁ノ下端ト最高水位トノ間隔ヲ大ナラシムルトキ
- 十一 既認可ノ設計ト同一設計ニ依リ橋梁、溝橋又ハ隧道ヲ新設スルトキ

第十八條 運輸開始ノ認可申請書ニハ免許ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款及會社ノ登記簿ノ謄本(當該區間ニ専用自動車道ヲ開設スル場合ヲ除ク)ヲ添附スベシ

當該區間ニ専用自動車ヲ開設スル場合ニ於テ道路、橋梁、河川、運河等ニ關スル工事竣功セザルトキハ運輸開始ノ認可ヲ申請スルコトヲ得ズ但シ其ノ工事ニ付所管行政廳ノ承認ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
運輸ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第十九條 旅客自動車運輸事業讓渡ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

- 一 讓渡人及讓受人ノ本籍及住所並ニ氏名、商號又ハ名稱
- 二 讓渡ノ範圍及讓渡價額
- 三 讓渡ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ
- 一 路線圖(路線並ニ其ノ起點終點及分岐點ノ地名地番ヲ明示スルコト)

二 讓渡契約書ノ謄本及讓渡價額説明書

三 當該路線ノ最近ノ興業費明細表及最近一年間ノ運輸收支表

四 申請者會社ニシテ讓渡又ハ讓受ニ付株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意ヲ要スルトキハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本

五 讓受人會社ナルトキハ現ニ旅客自動車運輸事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本並ニ最近ノ財産目錄及貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本

六 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定アルトキハ抵當權者ノ同意書ノ謄本

旅客自動車運輸事業ノ一部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受及殘存部分ニ付各別ノ事業計畫書ヲ提出シ事業計畫變更ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テ讓受クル事業ニ付事業計畫ヲ變更セントスルトキハ其ノ關係ヲ明示シ該變更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得

第二條 第三項ノ規定ハ讓受人ガ讓受クル路線ト既免許路線トヲ通ジテ事業計畫ヲ定ムル場合ニ之ヲ準用ス

公共團體ニ於テ旅客自動車運輸事業ノ讓渡ニ關シ第一項及第二項ノ規定ニ依ル書類ヲ運輸通信大臣ニ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

讓受人事業ヲ承繼シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

讓渡許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ前項ノ届書ニハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スベシ

第二十條 會社ノ合併ニ因ル旅客自動車運輸事業承繼ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

- 一 合併スル會社及合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號
- 二 合併ノ方法及條件
- 三 合併ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

- 一 前條第二項第一號ニ掲グル路線圖
- 二 合併契約書ノ謄本及合併比率説明書
- 三 合併スル會社ノ最近ノ財産目録、貸借對照表、興業費明細表及最近一年間ノ運輸收支表
- 四 合併ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本
- 五 合併後存続スル會社ニ在リテハ現ニ旅客自動車運輸事業ヲ經營スルモノヲ除クノ定款及登記簿ノ謄本、合併ニ因リ設立スル會社ニ在リテハ定款ノ謄本

前條第四項及第五項ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル事業承繼ノ場合ニ之ヲ準用ス

合併ニ因リ事業ヲ承繼シタル會社ハ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第二十一條 旅客自動車運輸事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承繼シタル相續人ハ戶籍謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第二十二條 旅客自動車運輸事業休止ノ許可申請書ニハ休止セントスル路線（事業ノ一部ヲ休止セントスルトキハ其ノ路線圖ヲ添附スルコト）、期間及事由ヲ記載スベシ

許可ヲ受ケタル期間中ニ事業ヲ再開シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第二十三條 旅客自動車運輸事業廢止ノ許可申請書ニハ廢止セントスル路線（事業ノ一部ヲ廢止セントスルトキハ其ノ路線圖ヲ添附スルコト）及事由ヲ記載シ第十九條第二項第四號ニ準ズル書類ヲ添附スベシ

第二十四條 旅客自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スベシ
解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ノ認可ヲ受ケ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ會社解散シタルトキハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第二十五條 旅客自動車運輸事業ノ管理ノ委託及受託ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

- 一 委託者及受託者ノ住所及主タル事務所並ニ氏名、商號又ハ名稱
 - 二 管理ノ委託及受託ノ區間
 - 三 管理ノ方法及管理ノ報酬 收入金ノ保管及引繼並ニ報酬及管理費用ノ支辨方法ヲ記載スルコト
 - 四 管理ノ委託及受託ノ期間
 - 五 管理ノ開始又ハ終了ニ關スル公告ノ方法
 - 六 管理ノ委託及受託ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 管理契約書ノ謄本
 - 二 第十九條第二項第四號ニ準ズル書類

管理ノ委託及受託ヲ爲ス場合ニ於テ事業計畫ヲ變更セントスルトキハ其ノ關係ヲ明示シタル書類及圖面ヲ提出シ該變

更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得

公共團體ニ於テ旅客自動車運輸事業ノ管理ノ委託及受託ニ關シ第一項及第二項ノ規定ニ依ル書類ヲ運輸通信大臣ニ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

第一項第二號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ第一項及第二項ノ規定ニ準ジ作成シタル書類ヲ提出シ運輸通信大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ前二項(樺太ニ在リテハ第三項)ノ規定ヲ準用ス

樺太廳長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ

管理ノ委託及受託終了シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

項二十六條 管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ニ關スル許可又ハ認可ノ申請、届出、報告其ノ他ノ手續ハ委託者及受託者連署シテ之ヲ爲スベシ

管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ニ關スル帳簿、乗車券、荷物切符等ニハ委託關係ヲ明示スル文言ヲ表示スベシ

第二十七條 管理ノ委託及受託ヲ開始セントスルトキハ當事者ハ豫メ管理ノ委託及受託ノ區間及期間ヲ公告スベシ公告シタル事項ヲ變更セントスルトキ又ハ管理ノ委託及受託終了シタルトキ亦同ジ

第二十八條 旅客自動車運輸事業ノ共同經營ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ當事者連署シタル書面ヲ提出シ運輸通信大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ認可ヲ受クベシ

一 當事者ノ住所及主タル事務所並ニ氏名、商號又ハ名稱

二 共同經營ノ區間及方法

三 收入ノ割賦及經費分擔ノ方法

四 共同經營ノ期間

五 共同經營ノ事由

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 共同經營契約書ノ謄本

二 第十九條第二項第四號ニ準ズル書類

第一項第二號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ前二項ノ規定ニ準ジ作成シタル書類ヲ提出シ運輸通信大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ認可ヲ受クベシ

第二十五條第三項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

共同經營終了シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ當事者連署ノ上遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

樺太廳長官第一項、第三項及第四項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ

第二十九條 旅客自動車運輸事業者他ノ運送事業者ト連絡運輸ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ旅客自動車運輸事業者自己ノ經營スル他ノ運送機關ト通シ運送ヲ爲シタルトキ亦同ジ

一 相手方ノ主タル事務所及氏名、商號又ハ名稱並ニ運送機關

二 連絡運輸ノ區間及取扱旅客ノ範圍

三 運賃ノ割賦方法

四 連絡運輸ノ期間

自動車交通事業法施行規則

前項ノ届書ニハ連絡運輸契約書ノ謄本ヲ添附スベシ

第一項ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遅ナク之ヲ届出ツベシ

第三十條 旅客自動車運輸事業者ハ第一號乃至第四號ニ掲グル場合ニ於テハ運輸通信大臣ニ、第五號ニ掲グル場合ニ於テハ地方長官ニ其ノ事由及年月日ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

一 路線ノ起點終點(専用自動車道ノ起點終點ヲ含ム)ノ地名地番又ハ主ナル經過地名ニ變更アリタルトキ

二 主タル事務所ノ所在場所ノ地名地番ニ變更アリタルトキ

三 本籍、住所、氏名、商號又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

四 事業者法人ナル場合ニ於テ其ノ主タル代表者ニ變更アリタルトキ

五 營業所ノ所在場所ノ地名地番ニ變更アリタルトキ

第三十條ノ二 地方長官旅客自動車運輸事業ニ關スル書類ニシテ運輸通信大臣ノ處分ヲ要スルモノヲ進達セントスルトキハ意見ヲ附スベシ

第二章 旅客自動車運送事業

第三十一條 旅客自動車運送事業經營ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 本籍及住所

二 氏名、商號又ハ名稱

三 事業計畫

四 事業經營ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 興業費概算書(總額、内譯及資金調達方法ヲ明示スルコト)

二 運輸收支概算書

三 申請者會社ナルトキハ現ニ旅客自動車運送事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本並ニ最近ノ財産目録及貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本

第三十二條 事業計畫ニハ左ノ事項ヲ定ムベシ

一 事業種別 路線ヲ定メ定期ニ非ズシテ自動車ヲ運行シテ旅客ノ運送ヲ目的トスル事業(路線旅客自動車運送事業)、經營區間ヲ定メ自動車ヲ運行シテ團體旅客ノ運送ヲ目的トスル事業(團體旅客自動車運送事業)又ハ其ノ他ノ事業(普通旅客自動車運送事業)ノ別ヲ記載スルコト

二 主タル事業區域

イ 路線旅客自動車運送事業ニ在リテハ路線ノ起點終點ノ地名地番、主ナル經過地及延長ヲ記載スルノ外第三條ノ規定ニ準ジ作成シタル路線圖ヲ添附スルコト

ロ 團體旅客自動車運送事業ニ在リテハ出發地、目的地及此等相互間ノ行程ヲ記載スルノ外此等ヲ示ス略圖ヲ添附スルコト

- ハ 普通旅客自動車運送事業ニ在リテハ主トシテ營業ヲ行フ地域ヲ記載スルコト
 - 三 車輛數 車輛總數竝ニ之ヲ車名、年式、動力ノ種類、旅客定員及主タル使用地別ニ記載スルコト
 - 四 路線旅客自動車運送事業ニシテ觀光旅客ノ運送ヲ目的トスルモノニ在リテハ運轉系統及停留所、特定ノ場所ニ出入スル旅客ノ運送ヲ目的トスルモノニ在リテハ其ノ場所及停留所、團體旅客自動車運送事業ニ在リテハ車輛ノ運行順路
 - 五 運賃及運輸ニ關スル料金（無償ノモノニ在リテハ其ノ旨ヲ記載スルコト）
 - 六 主タル事務所及營業所ノ名稱及位置
 - 七 車庫ノ位置及車輛格納力（構造ノ大要ヲ示ス圖面ヲ添附スルコト）
- 路線若ハ經營區間ノ延長又ハ主トシテ營業ヲ行フ地域ノ變更ヲ申請スル場合ニ於テ既免許事業ノ事業計畫ニ變更ヲ生ズルトキハ其ノ關係ヲ明示シ該變更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得
- 第三十三條 旅客自動車運送事業經營ノ免許ヲ受ケタル者其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ
 - 免許ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ前項ノ届書ニハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スベシ
 - 第三十四條 事業計畫變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ
 - 第三十五條 事業計畫ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ其ノ事業ノ種別、事由及實施ノ年月日ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ
 - 一 車輛ノ車名又ハ動力ノ種類ヲ變更スルトキ



- 二 路線旅客自動車運送事業ニ於テ運轉系統ヲ新設シ若ハ變更シ又ハ停留所ノ名稱ヲ變更シ停留所ヲ新設シ、廢止シ若ハ其ノ位置ヲ變更スルトキ
 - 三 團體旅客自動車運送事業ニ於テ車輛ノ運行順路ヲ變更スルトキ
 - 四 主タル事務所若ハ營業所ノ名稱ヲ變更シ又ハ主タル事務所ヲ新設シ、廢止シ若ハ移轉スルトキ
- 第三十六條 旅客自動車運送事業讓渡ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ
- 一 讓渡人及讓受人ノ本籍及住所竝ニ氏名、商號又ハ名稱
 - 二 讓渡スル事業ノ種別
 - 三 讓渡ノ範圍竝ニ讓渡價額及其ノ内譯
 - 四 讓渡ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ
- 一 路線旅客自動車運送事業ニ在リテハ第十九條第二項第一號ニ掲グル路線圖ニ準ジ作成シタル圖面、團體旅客自動車運送事業ニ在リテハ第三十二條第一項第二號「ロ」ニ掲グル圖面
 - 二 讓渡契約書ノ謄本
 - 三 申請者會社ニシテ讓渡又ハ讓受ニ付株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意ヲ要スルトキハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本
 - 四 讓受人會社ナルトキハ現ニ旅客自動車運送事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本竝ニ最近ノ財産目錄及貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本

五 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定アルトキハ抵當權者ノ同意書ノ謄本
 旅客自動車運送事業ノ一部ヲ讓渡スル場合ニ於テハ讓受及殘存部分ニ付各別ノ事業計畫書ヲ提出シ事業計畫變更ノ手
 續ヲ省略スルコトヲ得

事業ノ全部ヲ讓渡スル場合ニ於テ讓受クル事業ニ付事業計畫ヲ變更セントスルトキハ其ノ關係ヲ明示シ該變更ニ關ス
 ル手續ヲ省略スルコトヲ得

第三十二條第二項ノ規定ハ讓受人ガ讓受クル事業ト既免許事業トヲ通ジテ事業計畫ヲ定ムル場合ニ之ヲ準用ス
 讓受人事業ヲ承繼シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

讓渡許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ前項ノ届書ニハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スベシ

第三十七條 會社ノ合併ニ因ル旅客自動車運送事業承繼ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

- 一 合併スル會社及合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號
 - 二 合併ニ因リ承繼スル事業ノ種別
 - 三 合併ノ方法及條件
 - 四 合併ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ
- 一 路線旅客自動車運送事業ニ在リテハ第十九條第二項第一號ニ掲グル路線圖ニ準ジ作成シタル圖面、團體旅客自動
 車運送事業ニ在リテハ第三十二條第一項第二號「ロ」ニ掲グル圖面
 - 二 合併契約書ノ謄本及合併比率説明書

三 合併ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本

四 合併後存續スル會社ニ在リテハ現ニ旅客自動車運送事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本、合併ニ
 因リ設立スル會社ニ在リテハ定款ノ謄本

前條第四項及第五項ノ規定ハ會社ノ合併ニ因ル事業承繼ノ場合ニ之ヲ準用ス

合併ニ因リ事業ヲ承繼シタル會社ハ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第三十八條 旅客自動車運送事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承繼シタル相續人ハ戶籍謄本ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ届
 出ヅベシ

第三十九條 旅客自動車運送事業休止ノ許可申請書ニハ休止セントスル事業ノ種別、路線、經營區間又ハ主トシテ營業
 ヲ行フ地域、期間及事由ヲ記載スベシ

許可ヲ受ケタル期間中ニ事業ヲ再開シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第四十條 旅客自動車運送事業廢止ノ許可申請書ニハ廢止セントスル事業ノ種別、路線、經營區間又ハ主トシテ營業ヲ
 行フ地域及事由ヲ記載シ第三十六條第二項第三號ニ準ズル書類ヲ添附スベシ

第四十一條 旅客自動車運送事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主
 總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スベシ

解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ノ認可ヲ受ケ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ會社解散シタルトキハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附
 シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第四十一條ノ二 旅客自動車運送事業ノ管理ノ委託及受託ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

- 一 委託者及受託者ノ住所及主タル事務所並ニ氏名、商號又ハ名稱
 - 二 管理ノ委託及受託ノ範圍
 - 三 管理ノ方法及管理ノ報酬 收入金ノ保管及引繼並ニ報酬及管理費用ノ支辨方法ヲ記載スルコト
 - 四 管理ノ委託及受託ノ期間
 - 五 管理ノ開始又ハ終了ニ關スル公告ノ方法
 - 六 管理ノ委託及受託ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 管理契約書ノ謄本
 - 二 第三十六條第二項第三號ニ準ズル書類
- 管理ノ委託及受託ヲ爲ス場合ニ於テ事業計畫ヲ變更セントスルトキハ其ノ關係ヲ明示シタル書類及圖面ヲ提出シ該變更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得
- 第一項第二號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ第一項及第二項ノ規定ニ準ジ作成シタル書類ヲ提出シ
 地方長官ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 管理ノ委託及受託終了シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ
- 第四十一條ノ三** 管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ニ關スル許可又ハ認可ノ申請、届出、報告其ノ他ノ手續ハ委託者及受託者連署シテ之ヲ爲スベシ
- 管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ニ關スル帳簿、帳表等ニハ委託關係ヲ明示スル文言ヲ表示スベシ

第四十一條ノ四

管理ノ委託及受託ヲ開始セントスルトキハ當事者ハ豫メ管理ノ委託及受託ノ範圍及期間ヲ公告スベシ
 公告シタル事項ヲ變更セントスルトキ又ハ管理ノ委託及受託終了シタルトキ亦同ジ

第四十二條

旅客自動車運送事業ノ共同經營ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ當事者連署シタル書面ヲ提出シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

- 一 當事者ノ住所及主タル事務所並ニ氏名、商號又ハ名稱
 - 二 共同經營ヲ爲ス事業ノ種別
 - 三 共同經營ノ區間又ハ區域及方法
 - 四 收入ノ割賦及經費分擔ノ方法
 - 五 共同經營ノ期間
 - 六 共同經營ノ事由
- 前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 共同經營契約書ノ謄本
 - 二 第三十六條第二項第三號ニ準ズル書類
- 共同經營ヲ爲ス場合ニ於テ事業計畫ヲ變更セントスルトキハ其ノ關係ヲ明示シタル書類及圖面ヲ提出シ該變更ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得
- 第一項第三號乃至第五號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ第一項及第二項ノ規定ニ準ジ作成シタル書類ヲ提出シ
 地方長官ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

共同經營終了シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ當事者連署ノ上遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第四十三條 路線旅客自動車運送事業ハ觀光旅客又ハ特定ノ場所ニ出入スル旅客ニ非ザル者ノ運送ヲ目的トシテ之ヲ經營スルコトヲ得ズ

團體旅客自動車運送事業又ハ普通旅客自動車運送事業ニ在リテハ個別ニ運賃ヲ受ケ其ノ他旅客自動車運輸事業ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

普通旅客自動車運送事業ハ旅客定員八人以上ノ車輛ヲ使用シテ之ヲ經營スルコトヲ得ズ

第四十四條 旅客自動車運送事業者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ事業ノ種別、事由及年月日ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

一 路線旅客自動車運送事業ニ於テ路線ノ起點終點ノ地名地番又ハ主ナル經過地名ニ、團體旅客自動車運送事業ニ於テ出發地名又ハ目的地名ニ變更アリタルトキ

二 主タル事務所又ハ營業所ノ所在場所ノ地名地番ニ變更アリタルトキ

三 本籍、住所、氏名、商號又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

四 事業者法人ナル場合ニ於テ其ノ主タル代表者ニ變更アリタルトキ

第四十五條 路線旅客自動車運送事業又ハ團體旅客自動車運送事業ノ用ニ供スル車輛ノ外側ニハ見易キ箇所ニ事業者ノ名稱又ハ徽章及事業種別ヲ表示スベシ

第四十六條 團體旅客自動車運送事業ノ用ニ供スル車輛ノ内部ニハ免許ヲ受ケタル經營區間ノ認證狀ヲ揭示スベシ

事業ヲ開始シ又ハ車輛ヲ増加スルトキハ其ノ車輛數ニ應ジ前項ノ認證狀ノ下附ヲ申請スルコトヲ得其ノ認證狀ヲ滅失

シ又ハ毀損シタルトキ亦同ジ

車輛數ヲ減ジタルトキハ第一項ノ認證狀ハ遲滞ナク之ヲ返納スベシ

第四十七條 旅客自動車運輸事業運輸規程第一條、第二條、第三條ノ三、第四條ノ三、第五條、第七條乃至第十一條、

第十四條及第十四條ノ四乃至第二十條ノ規定、旅客自動車運輸事業設備規程並ニ旅客自動車運輸事業會計規程ハ路線旅客自動車運送事業及團體旅客自動車運送事業ニ、旅客自動車運輸事業運輸規程第一條、第二條、第三條ノ三、第四條ノ三、第五條、第七條乃至第十一條、第十五條、第十六條及第十八條乃至第二十條ノ規定並ニ旅客自動車運輸事業會計規程ハ普通旅客自動車運送事業ニ之ヲ準用ス

第三章 貨物自動車運送事業

第四十八條 貨物自動車運送事業經營ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 本籍及住所

二 氏名、商號又ハ名稱

三 事業計畫

四 事業經營ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

自動車交通事業法施行規則

- 一 興業費概算書（總額、内譯及資金調達方法ヲ明示スルコト）
 - 二 運輸收支概算書
 - 三 現ニ貨物自動車運送事業ヲ經營スル者ニ在リテハ其ノ事業種別及主タル事業區域（事業ノ一部ニ事業區間ヲ定ムルモノニ在リテハ其ノ事業區間ヲ附記スルコト）ヲ記載シタル書面
 - 四 申請者會社ナルトキハ現ニ貨物自動車運送事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本並ニ最近ノ財産目錄及貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本
- 事業區間ヲ定ムル事業ニ關シ前二項ノ規定ニ依ル書類ヲ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

第四十九條

事業計畫ニハ左ノ事項ヲ定ムベシ

- 一 事業種別 一般ノ需要ニ應ズル事業（普通貨物自動車運送事業）又ハ特定人ノ需要ニ應ズル事業（特定貨物自動車運送事業）ノ別ヲ記載スルコト
- 二 主タル事業區域其ノ他
 - イ 普通貨物自動車運送事業ニ在リテハ主タル事業區域ヲ記載スルコト（普通貨物自動車運送事業中主タル事業區域ヲ定ム營ム部分ヲ區域貨物自動車運送事業ト稱ス以下之ニ同ジ）但シ事業ノ一部ニ事業區間ヲ定ムル事業（區間貨物自動車運送事業）ヲ營ムモノニ在リテハ事業區間ノ兩端ノ地及主ナル營業地ヲ記載スルノ外事業區間ノ兩端ノ地、營業所ノ位置及車輛ノ主タル運行經路ヲ示ス略圖ヲ添附スルコト
 - ロ 特定貨物自動車運送事業ニ在リテハ前項ニ掲グル事項ノ外特定ノ荷主及主タル取扱物品ヲ記載スルコト
- 三 車輛數 車輛總數並ニ之ヲ車名、年式、動力ノ種類、最大積載量及主タル使用地別ニ記載スルコト

- 四 車輛數ノ配置概要 市郡別（東京都ニ在リテハ區ノ存スル區域、市、郡別）ニ記載スルコト
- 五 運賃及運輸ニ關スル料金 普通貨物自動車運送事業ニ在リテハ區域貨物自動車運送事業及區間貨物自動車運送事業別ニ記載スルコト

- 六 主タル事務所及營業所（業務ヲ他人ニ代理セシムルモノヲ含ム）ノ名稱及位置 區間貨物自動車運送事業ニ在リテハ車輛ノ主タル運行經路ニ依ル營業所間ノ料程ヲ附記スルコト
- 七 車庫ノ位置及車輛格納力（構造ノ大要ヲ示ス圖面ヲ添附スルコト）
- 八 區間貨物自動車運送事業ニ在リテハ一月間ノ最少運行回數
- 九 申請者小運送業法ニ依ル小運送業（以下小運送業者ト稱ス）ヲ營ム者（以下小運送業者ト稱ス）又ハ營マントスル者ナルトキハ前各號ニ掲グル事項ノ外其ノ取扱驛並ニ第六十九條ノ二ノ規定ニ依ル運賃及運輸ニ關スル料金

第五十條

地方長官免許申請書ヲ受附ケタルトキハ申請者ノ資産及信用、事業ノ成否及效用、道路其ノ他ニ關シ必要ト認ムル事項、他ノ自動車運送事業ニ及ボス影響並ニ免許ノ要否ニ關スル意見書ヲ添へ之ヲ進達スベシ

前項ノ申請書ニシテ區間貨物自動車運送事業ニ關スルモノナルトキハ地方長官ハ前項ノ規定ニ依ルノ外第四條及第五條第三號ノ規定ニ準ジ管理者ノ意見ヲ徴シ之ニ關スル意見書ヲ添附スベシ

地方長官第四十八條第三項ノ規定ニ依リ内務大臣ニ提出スベキ書類ヲ受附ケタルトキハ前二項ノ規定ニ依ル書類ノ寫ヲ添へ内務大臣ニ之ヲ提出スベシ

第五十一條

貨物自動車運送事業經營ノ免許ヲ受ケタル者其ノ事業ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

免許ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ前項ノ届書ニハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スベシ

第五十二條 自動車交通事業法第十六條ノ四第二項ノ規定ニ依ル事業開始期間伸長ノ申請書ニハ伸長ノ期間及事由ヲ記載スベシ

第五十三條 事業計畫變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ

申請者小運送業者(小運送業ヲ營マントスル者ヲ含ム)ナルトキハ前項ノ申請書ニハ其ノ旨ヲ附記スベシ
前二項ノ規定ニ依ル書類ヲ提出スル場合ニ於テ事業區間ヲ新設又ハ變更セントスルモノナルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

第五十三條ノ二 地方長官前條ノ申請書ニシテ事業區間ノ新設又ハ變更ニ關スルモノヲ受附ケタルトキハ第五十條第一項及第二項ノ規定ニ準ジ之ヲ進達スベシ

地方長官前條第三項ノ規定ニ依リ内務大臣ニ提出スベキ書類ヲ受附ケタルトキハ前項ノ規定ニ依ル書類ノ寫ヲ添ヘ内務大臣ニ之ヲ提出スベシ

第五十四條 事業計畫ノ變更ニシテ第一號乃至第四號ニ掲グルモノハ地方長官ニ、第五號ニ掲グルモノハ運輸通信大臣ニ其ノ事業種別、事由及實施ノ年月日ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

一 車輛ノ車名、年式又ハ動力ノ種類ヲ變更スルトキ(新車ニ變更スルトキヲ除ク)

二 營業所ノ名稱ヲ變更スルトキ

三 一月間ノ最少運行回數ヲ變更スルトキ

四 小運送業者タル貨物自動車運送事業者小運送業ヲ讓渡シ廢止シ若ハ休止シ又ハ其ノ取扱驛站ニ第六十九條ノ二ノ

運賃及運輸ニ關スル料金ヲ新設シ若ハ變更スルトキ

五 主タル事務所ノ名稱ヲ變更スルトキ

第五十五條 貨物自動車運送事業ノ爲ノ専用自動車道ノ開設ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 工事方法書

二 工事費豫算書(第二號様式)

三 工事ノ著手及完成ノ豫定時期ヲ記載シタル書面

第十二條及第十三條ノ規定ハ前項ノ工事方法書ニ之ヲ準用ス

第十六條及第十七條ノ規定ハ貨物自動車運送事業ノ爲ノ専用自動車道ノ變更ニ之ヲ準用ス

第五十六條 貨物自動車運送事業讓渡ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

一 讓渡人及讓受人ノ本籍及住所並ニ氏名、商號又ハ名稱

二 讓渡ノ範圍及讓渡價額

三 讓渡ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 讓渡又ハ讓受後ニ於ケル事業計畫書

二 讓渡契約書ノ謄本及讓渡價額説明書

三 當該事業ノ最近ノ興業費明細表及最近一年間ノ運輸收支表

四 申請者會社ニシテ讓渡又ハ讓受ニ付株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意ヲ要スルト

キハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本

五 譲受人會社ナルトキハ現ニ貨物自動車運送事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本竝ニ最近ノ財産目録及貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本

六 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定アルトキハ抵當權者ノ同意書ノ謄本

公共團體ニ於テ貨物自動車運送事業ノ讓渡ニ關シ前二項ノ規定ニ依ル書類ヲ運輸通信大臣ニ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

譲受人事業ヲ承繼シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

讓渡許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ前項ノ届書ニハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スベシ

第五十七條 會社ノ合併ニ因ル貨物自動車運送事業承繼ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

一 合併スル會社及合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號

二 合併ノ方法及條件

三 合併ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 合併後ニ於ケル事業計畫書

二 合併契約書ノ謄本及合併比率説明書

三 合併スル會社ノ最近ノ財産目録、貸借對照表、興業費明細表及最近一年間ノ運輸收支表

四 合併ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本

五 合併後存續スル會社ニ在リテハ現ニ貨物自動車運送事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本、合併ニ因リ設立スル會社ニ在リテハ定款ノ謄本

合併ニ因リ事業ヲ承繼シタル會社ハ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第五十八條 貨物自動車運送事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承繼シタル相續人ハ戶籍謄本ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第五十九條 貨物自動車運送事業休止ノ許可申請書ニハ休止ノ範圍、期間及事由ヲ記載スベシ

許可ヲ受ケタル期間中ニ事業ヲ再開シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第六十條 貨物自動車運送事業廢止ノ許可申請書ニハ廢止ノ範圍及事由ヲ記載シ第五十六條第二項第四號ニ準ズル書類ヲ添附スベシ

第六十一條 貨物自動車運送事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スベシ

解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ノ認可ヲ受ケ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ會社解散シタルトキハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滯ナク之ヲ届出ヅベシ

第六十二條 貨物自動車運送事業ノ管理ノ委託及受託ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

一 委託者及受託者ノ住所及主タル事務所竝ニ氏名、商號又ハ名稱

二 管理ノ委託及受託ノ範圍

三 管理ノ方法及管理ノ報酬、收入金ノ保管及引繼竝ニ報酬及管理費用ノ支辨方法ヲ記載スルコト

- 四 管理ノ委託及受託ノ期間
 - 五 管理ノ開始又ハ終了ニ關スル公告ノ方法
 - 六 管理ノ委託及受託ノ事由
- 前項ノ申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 管理契約書ノ謄本

二 第五十六條第二項第四號ニ準ズル書類

公共團體ニ於テ貨物自動車運送事業ノ管理ノ委託及受託ニ關シ前二項ノ規定ニ依ル書類ヲ運輸通信大臣ニ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ内務大臣ニ提出スベシ

第一項第二號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ第一項及第二項ノ規定ニ準ジ作成シタル書類ヲ提出シ運輸通信大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ認可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ樺太ニ關スル場合ヲ除キ前項ノ規定ヲ準用ス

樺太廳長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ

管理ノ委託及受託終了シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第六十三條 管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ニ關スル許可又ハ認可ノ申請、届出、報告其ノ他ノ手續ハ委託者及受託者連署シテ之ヲ爲スベシ

管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ニ關スル帳簿、帳表等ニハ委託關係ヲ明示スル文言ヲ表示スベシ

第六十四條 管理ノ委託及受託ヲ開始セントスルトキハ當事者ハ豫メ管理ノ委託及受託ノ範圍及期間ヲ公告スベシ公告

シタル事項ヲ變更セントスルトキ又ハ管理ノ委託及受託終了シタルトキ亦同ジ

第六十五條 貨物自動車運送事業ノ共同經營ヲ爲サントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ當事者連署シタル書面ヲ提出シ運輸通信大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ認可ヲ受クベシ

一 當事者ノ住所及主タル事務所並ニ氏名、商號又ハ名稱

二 共同經營ノ範圍及方法

三 收入ノ割賦及經費分擔ノ方法

四 共同經營ノ期間

五 共同經營ノ事由

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 共同經營契約書ノ謄本

二 第五十六條第二項第四號ニ準ズル書類

第一項第二號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ前二項ノ規定ニ準ジ作成シタル書類ヲ提出シ運輸通信大臣(樺太ニ在リテハ樺太長官)ノ認可ヲ受クベシ

共同經營終了シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ記載シ當事者連署ノ上遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

樺太廳長官第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ

第六十六條 區間貨物自動車運送事業ト鐵道、軌道又ハ區間貨物自動車運送事業トノ連絡運輸ヲ爲シタルトキハ左ノ事項ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

直接法令

- 一 相手方ノ住所及氏名、商號又ハ名稱並ニ運送機關
- 二 連絡運輸ノ範圍及取扱物品ノ種類
- 三 運賃ノ割賦方法
- 四 連絡運輸ノ期間

前項ノ届書ニハ連絡運輸契約書ノ謄本ヲ添附スベシ

第一項ニ掲グル事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第六十七條

貨物自動車運送事業者ハ第一號乃至第四號ニ掲グル場合ニ於テハ運輸通信大臣ニ、第五號ニ掲グル場合ニ於テハ地方長官ニ其ノ事業種別、事由及年月日ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

- 一 主タル事務所ノ所在場所ノ地名地番ニ變更アリタルトキ
- 二 住所、氏名、商號又ハ名稱ヲ變更シタルトキ
- 三 事業者法人ナル場合ニ於テ其ノ主タル代表者ニ變更アリタルトキ
- 四 區間貨物自動車運送事業ニ於テ事業區間ノ主ナル營業地ノ地名又ハ専用自動車道ノ起點終點ノ地名地番ニ變更アリタルトキ

五、營業所ノ所在場所ノ地名地番ニ變更アリタルトキ

第六十八條

自動車交通事業法第十六條ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ハ自動車交通事業法若ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定又ハ小運送業法若ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ他ノ行政官廳ノ處分ヲ要スル事項ニ關スルモノヲ除キ地方長官ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得

自動車交通事業法第十六條ノ六第二項ノ規定ニ依ル裁定（同法第十六條ノ八ニ於テ準用スル同法第十一條第三項ノ規定ニ依ル場合ヲ含ム）ノ申請ハ當該事項ノ命令ヲ爲シタル行政官廳ニ之ヲ爲スベシ

第六十九條

自動車交通事業法第十六條ノ六第三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シ得ル命令ハ其ノ管轄區域内ニ於テ發著スル物品ノ運送ニシテ小運送業者ノ行フ小運送ニ該當セザルモノニ限ルモノトス

第六十九條ノ二

小運送業者タル貨物自動車運送事業者ガ小運送業ノ範圍ニ於テ營ム貨物自動車運送事業ノ運賃及運輸ニ關スル料金ニ付テハ小運送業法ニ依リ認可ヲ受ケタル所ニ依ル

第六十九條ノ三

貨物自動車運送事業者ハ臨時ノ必要アルトキハ一月以内ニ限り認可ヲ受ケズシテ主タル事業區域内ニ於テ車輛ノ配置ヲ變更スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ車輛ノ配置ヲ變更シタルトキハ其ノ期間及事由ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ期間内ニ舊ニ復シタルトキ亦同ジ

第六十九條ノ四

地方長官貨物自動車運送事業ニ關スル書類ニシテ運輸通信大臣ノ處分ヲ要スルモノヲ進達セントスルトキハ意見ヲ附スベシ

第四章

自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會

第七十條

組合設立ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ設立委員之ニ連署スベシ

自動車交通事業法施行規則

- 一 定款
- 二 事務所
- 三 事業計畫
- 四 組合ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法
- 五 初年度ニ於ケル收支豫算並ニ賦課金ノ額及徴收方法
- 六 監事ノ氏名及住所

前項ノ申請書ニハ創立總會ノ議事録ノ謄本、組合員名簿及監事ノ履歷書ヲ添附スベシ
 組合ハ設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

第七十一條 組合ノ理事長ノ兼職ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 兼職ノ概要
- 二 兼職ノ事由
- 三 其ノ他參考トナルベキ事項

第七十二條 組合ノ監事ノ選任ノ認可申請書ニハ監事ノ履歷書及總會ノ議事録ノ謄本ヲ添附スベシ

第七十三條 組合ノ理事長理事ヲ任命シタルトキハ遲滞ナク其ノ住所、氏名及履歷ヲ届出ツベシ

理事長、理事又ハ監事辭任又ハ死亡シタルトキハ組合ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツベシ其ノ任期滿了シタルトキ亦同ジ

第七十四條 組合ノ定款ノ變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ總會ノ議事録ノ謄本ヲ添附スベシ

第七十五條 組合ノ統制規程ノ制定又ハ變更ノ認可申請書ニハ制定又ハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ總會ノ議事

録ノ謄本ヲ添附スベシ

第七十六條 組合ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ組合員ニ代リ其ノ事業ニ關スル運賃又ハ運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更ノ認可ヲ申請スルコトヲ得

組合前項ノ認可ヲ申請スル場合ニ於テハ運賃又ハ運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更ノ事情及算出ノ基礎ヲ明ニスル書面ヲ添附シ旅客自動車運輸事業及貨物自動車運送事業ニ在リテハ運輸通信大臣ニ、旅客自動車運送事業ニ在リテハ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

第一項ノ認可アリタルトキハ當該組合ノ組合員ハ其ノ運賃又ハ運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更ニ付事業計畫變更ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第七十七條 組合統制規程ニ基キ運賃又ハ運輸ニ關スル料金ニ付決定ヲ爲サントスルトキハ認可ヲ受クベシ

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル認可申請ニ之ヲ準用ス

第七十八條 組合ノ收支豫算ノ編成若ハ變更又ハ賦課金ノ額若ハ徴收方法ノ決定若ハ變更ノ認可申請書ニハ當該事項及事由ヲ記載シ總會ノ議事録ノ謄本ヲ添附スベシ

前項ノ收支豫算ノ形式ハ第二號ノ二ノ様式ニ依ルベシ

第七十九條 組合ノ特別ノ賦課金ノ徴收ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 特別ノ賦課金ヲ必要トスル事由
- 二 特別ノ賦課金ノ額及徴收方法

前項ノ場合ニ於テ事業ヲ實施セントスルトキハ前項ノ申請書ニハ其ノ事業費概算書、費用調達表及總會ノ議事録ノ謄

本ヲ添附スベシ

第八十條 組合組合員ニ非ザル者ヲシテ共同施設ヲ利用セシムル場合ニ於テハ其ノ種類、利用者ノ範圍、使用料又ハ手
數料其ノ他ノ事項ヲ定メ地方長官ニ届出ツベシ之ヲ變更シタルトキ亦同ジ

第八十一條 自動車交通事業法第十六條ノ十二第二項第三號ノ事業ノ實施ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベ
シ

一 實施セントスル事由及事業計畫

二 其ノ他参考トナルベキ事項

前項ノ場合ニ於テ事業計畫ノ實施ニ付經費ヲ要スルトキハ前項ノ申請書ニハ其ノ事業費概算書及費用調達表ヲ添附ス
ベシ

第八十二條 組合ノ通常總會終了シタルトキハ理事長ハ總會ノ議事録ノ謄本ヲ添附シ財産目録、貸借對照表、收支決算
書及事業報告書ヲ遲滞ナク届出ツベシ

第八十三條 運輸通信大臣組合ノ合併ヲ命ズル場合ニ於テハ合併スベキ組合ノ名稱竝ニ合併後存續スル組合又ハ合併ニ
因リ設立スル組合ノ地區及組合員タル資格竝ニ合併ノ認可ヲ申請スベキ期限ヲ指定シ之ヲ告示ス

前項ノ告示アリタルトキハ合併スベキ各組合ノ理事長ハ遲滞ナク總會ヲ招集シ財産目録及貸借對照表ヲ提出シ監事ヲ
シテ財産ノ情況ヲ報告セシメ合併契約ノ内容タルベキ事項ヲ諮ルベシ

第八十四條 組合ノ合併ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ各組合ノ理事長之ニ連署スベシ
一 合併スル組合ノ名稱

二 合併後存續スル組合ニ在リテハ第七十條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル事項

三 合併ニ因リ設立スル組合ニ在リテハ第七十條第一項ニ掲グル事項

前項ノ申請書ニハ第七十條第二項ノ書類ノ外合併スル組合ノ財産目録、貸借對照表、合併契約書ノ謄本竝ニ自動車運
送事業組合令第十八條ノ規定ニ依リ公告及催告ヲ爲シタルコト及異議ヲ述べタル債權者アル場合ニ於テハ之ニ對シ辨
濟ヲ爲シ擔保ヲ供シ又ハ財産ヲ信託シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第七十條第三項ノ規定ハ合併後存續スル組合及合併ニ因リ設立スル組合ニ之ヲ準用ス

第八十五條 組合ノ合併契約書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リ設立スル組合ノ目的、名稱、地區、組合員タル資格及事務所

二 合併ニ關シ必要ナル財産上ノ措置

第八十六條 組合ノ創立總會又ハ總會ノ議事ニ付テハ議事録ヲ作成スルコトヲ要ス

前項ノ議事録ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長竝ニ出席シタル設立委員二名以上又ハ理事一名以上及監
事之ニ署名スルコトヲ要ス

第八十七條 運輸通信大臣自動車交通事業法第十六條ノ十三第三項ノ規定ニ依リ組合ヲ設立セントスル場合ニ於テハ其
ノ旨ヲ告示ス

第八十八條 自動車交通事業法第十六條ノ十三第三項ノ規定ニ依ル組合成立シタルトキハ運輸通信大臣ハ左ニ掲グル事
項ヲ告示ス

一 目的

自動車交通事業法施行規則

二 名稱

三 地區

四 組合員タル資格

五 事務所

六 理事長、理事及監事ノ氏名及住所

第八十九條 組合ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

一 定款又ハ統制規程ノ施行規則ヲ制定シ又ハ變更シタルトキ

二 事務所ヲ新設シ移轉シ又ハ廢止シタルトキ

第九十條 地方長官組合ニ關スル書類ニシテ運輸通信大臣ノ處分ヲ要スルモノヲ進達セントスルトキハ意見ヲ附スベシ

第九十一條 自動車運送事業組合聯合會（以下聯合會ト稱ス）ノ理事長及理事ノ任命ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 理事長及理事ノ氏名、住所及履歷

二 銓衡ノ事情

三 其ノ他參考トナルベキ事項

聯合會ノ會長理事長及理事ヲ任命シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツベシ

第九十二條 聯合會ノ會長、理事長、理事、監事又ハ評議員辭任又ハ死亡シタルトキハ聯合會ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツベシ其ノ任期滿了シタルトキ亦同ジ

第九十三條 第八十一條ノ規定ハ自動車交通事業法第十六條ノ三十三第二項第二號ノ事業ノ實施ノ認可申請書ニ之ヲ準用ス

第九十四條 第七十條乃至第七十二條、第七十四條乃至第八十條及第八十二條乃至第八十九條ノ規定ハ之ヲ聯合會ニ準用ス但シ第七十一條中組合ノ理事長トアルハ聯合會ノ會長、理事長及理事トシ第八十條中地方長官トアルハ運輸通信

大臣トシ第八十二條、第八十三條第二項、第八十四條第一項中理事長又ハ各組合ノ理事長トアルハ會長又ハ各聯合會

ノ會長トシ第八十六條第二項中理事トアルハ理事長若ハ理事トシ第八十八條中理事長、理事及監事トアルハ會長、理

事長、理事及監事トス

第九十五條乃至第一百一條 削除

第五章 自動車道事業

第二百二條 自動車道事業經營ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 本籍及住所

二 氏名、商號又ハ名稱

三 區間

イ 一般自動車道ノ起點終點ノ地名地番（通稱アルトキハ之ヲ附記スルコト）

自動車交通事業法施行規則

ロ 一般自動車道ノ延長及一般ノ有效幅員
ハ 主ナル經過地

四 事業計畫

五 事業經營ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

- 一 一般自動車道豫測圖
- 二 事業費概算書(第三號様式)
- 三 收支概算書

四 申請者會社ナルトキハ現ニ自動車道事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本並ニ最近ノ財産目錄及貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本

第三百三條 事業計畫ニハ左ノ事項ヲ定ムベシ

- 一 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡關係
- 二 一般自動車道ノ使用料金及使用方法
- 三 事業費ノ總額及資金調達方法
- 四 主タル事務所及營業所ノ名稱及位置

第三百四條 一般自動車道豫測圖ハ縮尺五萬分ノ一以上ノ平面圖トシ一般自動車道ノ起點終點、中心線、一杆毎ノ遞加距離、經過市町村名及地形地物ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベシ

第三百五條 使用料金ハ乗用自動車、貨物自動車其ノ他ノ自動車ニ區別シ均一制ニ在リテハ均一使用料金、區間制ニ在リテハ各區間ノ使用料金、料制ニ在リテハ對料使用料金ニ付之ヲ記載スベシ

自動車ノ重量、構造裝置等ニ依リ使用料金ニ差等ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ料金ヲ記載スベシ
乗車員數制又ハ積載重量制ヲ併用スルモノニ在リテハ一人又ハ單位重量ニ對スル使用料金ヲ記載スベシ

第三百六條 地方長官ハ免許申請書ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添へ免許ノ許否ニ關スル意見ヲ附シ之ヲ進達スベシ

- 一 申請者ノ資産及信用程度
- 二 事業ノ成否及效用
- 三 附近ニ於ケル一般ノ道路又ハ自動車道ノ現況及其ノ交通狀態並ニ一般ノ道路ノ新設改築計畫
- 四 自動車道事業、旅客自動車運輸事業、鐵道、軌道、索道等(未開業ノモノヲ含ム)ニ及ボス影響
- 五 附近ニ於ケル自動車道事業、旅客自動車運輸事業、鐵道、軌道、索道等ノ出願アルトキハ其ノ名稱、區間、申請者、申請書ノ受附年月日等

第三百七條 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナル場合ニ於テ發起人ガ加入シ又ハ脫退セントスルトキハ内務大臣及運輸通信大臣(樺太ニ在リテハ樺太廳長官)ノ認可ヲ受クベシ

樺太廳長官前項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク内務大臣及運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ

第三百八條 事業計畫變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ

主タル事務所ノ名稱ヲ變更シ又ハ主タル事務所ヲ新設シ廢止シ若ハ移轉シタルトキハ内務大臣及運輸通信大臣ニ、營

業所ノ名稱ヲ變更シ又ハ營業所ヲ新設シ廢止シ若ハ移轉シタルトキハ地方長官ニ遲滯ナク之ヲ届出ツベシ
工事方法變更ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ事業計畫ノ變更ヲ伴フモノナルトキハ第一項ノ書類及圖面ヲ提出シ該變更
ニ關スル手續ヲ省略スルコトヲ得

第百九條 工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

- 一 實測圖
- 二 工事方法書
- 三 工事費豫算書(第四號様式)
- 四 免許ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款及會社ノ登記簿ノ謄本

第百十條 實測圖ハ左ノ三種トス

- 一 平面圖
 - 縮尺ハ二千五百分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベシ
 - イ 起點終點ノ地名地番竝ニ經過市町村名及其ノ境界線
 - ロ 中心線ヨリ左右各二十米以上ニ至ル区域内ノ地形地物
 - ハ 二十米毎(地形ニ依リ短縮スルコトヲ得)ノ測點及百米毎ノ遞加距離ヲ示シタル中心線
 - ニ 曲線ノ起點終點、半徑及交角
 - ホ 總幅員線、敷地境界線及自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地ノ境界線
 - ヘ 橋梁、隧道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱

ト 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置及名稱竝ニ鐵道、軌道等トノ交
又ノ位置及名稱

チ 駐車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置

リ 通信、信號、標識及保安ノ設備ノ位置

市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「リ」ニ掲グル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スベシ

二 縱斷面圖

縮尺ハ横ヲ平面圖、縦ヲ橫斷面圖ト同一トシ左ノ事項ヲ記載スベシ

イ 測點番號、測點間距離及遞加距離

ロ 測點毎ノ中心線ノ地面、施工基面及盛土ノ高、切土ノ深

ハ 勾配及其ノ延長

ニ 縱斷曲線ノ位置及延長

ホ 曲線ノ起點終點、半徑及方向

ヘ 橋梁、溝橋、隧道其ノ他ノ工作物ノ位置及名稱(橋梁及溝橋ニ在リテハ其ノ種類及材質、徑間ノ長及數、隧道
ニ在リテハ其ノ長ヲ明示スルコト)

ト 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置及名稱竝ニ鐵道、軌道等トノ交
又ノ位置及名稱

三 橫斷面圖

自動車交通事業法施行規則

縮尺ハ二百分ノ一以上トシ二十米毎(地形ニ依リ伸縮スルコトヲ得)ニ一般自動車道ノ敷地境界線ヨリ左右各五米以上ニ至ル區間ノ横斷面ヲ示シ左ノ事項ヲ記載スベシ

イ 測點番號

ロ 施工基面ノ幅

ハ 盛土切土ノ斜面ノ勾配

ニ 屈曲部ニ於ケル路面ノ片勾配

ホ 敷地ノ境界及自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地ノ境界

第百十一條 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 工事ヲ執行スル區間ノ起點終點ノ地名竝ニ中心線ノ位置及延長

二 荷重

三 縱斷勾配

四 施工基面高

五 視距

六 盛土切土ノ斜面ノ勾配

七 有效幅員及路肩ノ幅員

八 舗裝及路床ノ構造竝ニ路面ノ横斷勾配

九 曲線ノ半徑

十 屈曲部ノ兩端ニ於ケル緩和區間ノ延長

十一 工作物ノ構造(橋梁、隧道其ノ他ノ主要ナル工作物ニ在リテハ耐力計算書及地質調査圖書ヲ添附スルコト)

十二 排水設備

十三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ方法竝ニ鐵道、軌道等トノ交叉方法(交叉ニ關スル協定ノ要領ヲ記載スルコト)

十四 駐車場ノ位置、面積及構造

十五 通信、信號、識標、保安又ハ照明ノ設備

十六 給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置

前項第六號ノ事項ニ付テハ横斷定規圖ヲ、第八號乃至第十五號ノ事項ニ付テハ構造寸法ヲ示ス設計圖ヲ添付スベシ

横斷定規圖ハ縮尺ヲ五十分ノ一以上トシ路面ノ横斷勾配、盛土切土ノ斜面ノ勾配(高又ハ地質ニ應ズル斜面ノ勾配ヲ記載スルコト)竝ニ排水設備ノ位置及斷面ヲ記載スベシ

設計圖ハ縮尺ヲ一般圖ニ在リテハ二百分ノ一以上、詳細圖ニ在リテハ五十分ノ一以上(鋼橋ニ在リテハ五十分ノ一以上)トスベシ但シ簡易ナル工作物ニ在リテハ定規圖ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第百十二條 一般自動車道ノ全部ニ付工事施行ノ認可ヲ一時ニ申請スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ記載シ分割シテ認可ヲ申請スルコトヲ得

第百十三條 自動車交通事業法第十九條第二項及第二十條第二項ノ期間伸長ノ申請書ニハ伸長ノ期間及事由ヲ記載スベシ

第一百四十四條

一般自動車道ノ供用開始ノ認可申請書ニハ供用ヲ開始セントスル區間及時期ヲ記載スベシ

一般自動車道ノ供用ヲ開始シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

第一百五十五條

工事方法變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ

ベシ

第一百六十六條

工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ其ノ事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附シ遲滞ナク

地方長官ニ之ヲ届出ツベシ

一 縱斷勾配ヲ緩ナラシメ又ハ二十分ノ一迄急ナラシムルトキ

二 縱斷曲線ヲ變更スルトキ

三 施工基面高ノ變更ニシテ路端ノ高ヲ増加スルトキ(洪水氾濫區域ヲ除ク)又ハ水流水面ノ最高水位上三十糎迄低

下スルトキ

四 視距ヲ長カラシメ又ハ百三十米迄短縮スルトキ

五 盛土切土ノ斜面ノ勾配ヲ緩ナラシムルトキ

六 路肩ノ幅員ヲ擴張スルトキ

七 曲線ノ半徑ヲ長カラシメ又ハ三百米迄短縮スルトキ

八 屈曲部ノ兩端ニ於ケル緩和區間ヲ長カラシムルトキ

九 路面上ノ有效高ヲ大ラシメ又ハ四・五米迄短縮スルトキ

十 橋梁又ハ溝橋ノ桁ノ下端ト最高水位トノ間隔ヲ大ナラシムルトキ

十一 既認可ノ設計ト同一設計ニ依リ橋梁、溝橋又ハ隧道ヲ新設スルトキ

十二 通信、信號、標識、保安又ハ照明ノ設備ノ改良又ハ些少ナル變更ヲ爲ストキ

十三 給油所、使用料金徴收所、事務員駐在所等ヲ新設シ又ハ其ノ位置ヲ變更スルトキ

第一百七十七條

自動車道事業讓渡ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

一 讓渡人及讓受人ノ本籍及住所並ニ氏名、商號又ハ名稱

二 讓渡ノ範圍及讓渡價額

三 讓渡ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

一 區間圖(區間並ニ其ノ起點終點及分岐點ノ地名地番ヲ明示スルコト)

二 讓渡契約書ノ謄本及讓渡價額説明書

三 當該區間ノ最近ノ興業費明細表及最近一年間ノ收支表

四 申請者會社ニシテ讓渡又ハ讓受ニ付株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意ヲ要スルト

キハ其ノ議事及決議ノ要領書又ハ同意書ノ謄本

五 讓受人會社ナルトキハ現ニ自動車道事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本並ニ最近ノ財産目錄及貸

借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本

六 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定アルトキハ抵當權者ノ同意書ノ謄本

讓受人事業ヲ承繼シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

讓渡許可ヲ受ケタル者會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ前項ノ届書ニハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附スベシ

第一百十八條

會社ノ合併ニ因ル自動車道事業承繼ノ許可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

一 合併スル會社及合併ニ因リ設立スル會社ノ住所及商號

二 合併ノ方法及條件

三 合併ノ事由

前項ノ申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

一 前條第二項第一號ニ掲グル區間圖

二 合併契約書ノ謄本及合併比率説明書

三 合併スル會社ノ最近ノ財産目録、貸借對照表、興業費明細表及最近一年間ノ收支表

四 合併ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本

五 合併後存續スル會社ニ在リテハ現ニ自動車道事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本、合併ニ因リ設立スル會社ニ在リテハ定款ノ謄本

合併ニ因リ事業ヲ承繼シタル會社ハ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

第一百十九條 自動車道事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承繼シタル相續人ハ戶籍謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

第一百二十條 自動車道事業休止ノ許可申請書ニハ休止セントスル區間（事業ノ一部ヲ休止セントスルトキハ其ノ區間圖ヲ添附スルト）、期間及事由ヲ記載スベシ

許可ヲ受ケタル期間中ニ事業ヲ再開シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

第一百二十一條 自動車道事業廢止ノ許可申請者ニハ廢止セントスル區間（事業ノ一部ヲ廢止セントスルトキハ其ノ區間圖ヲ添附スルト）及事由ヲ記載シ第十七條第二項第四號ニ準ズル書類ヲ添附スベシ

第一百二十二條 自動車道事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會若ハ社員總會ノ議事及決議ノ要領書又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スベシ

解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ノ認可ヲ受ケ又ハ其ノ事由ニ因リ會社解散シタルトキハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

第一百二十三條 自動車道事業者ハ第一號乃至第四號ニ掲グル場合ニ於テハ内務大臣及運輸通信大臣ニ、第五號ニ掲グル場合ニ於テハ地方長官ニ其ノ事由及年月日ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ツベシ

一 一般自動車道ノ起點終點ノ地名地番又ハ主ナル經過地名ニ變更アリタルトキ

二 主ナル事務所ノ所在場所ノ地名地番ニ變更アリタルトキ

三 本籍、住所、氏名、商號又ハ名稱ヲ變更シタルトキ

四 事業者法人ナル場合ニ於テ其ノ主ナル代表者ニ變更アリタルトキ

五 營業所ノ所在場所ノ地名地番ニ變更アリタルトキ

第一百二十三條ノ二 地方長官自動車道事業ニ關スル書類ニシテ内務大臣及運輸通信大臣ノ處分ヲ要スルモノヲ進達セントスルトキハ意見ヲ附スベシ

自動車交通事業法施行規則

107

第六章 雜則

第二百二十四條、自動車ノ登録ハ當該自動車ノ主タル使用地ヲ管轄スル地方長官之ヲ管掌ス

第二百二十五條 自動車ノ登録ヲ申請セントスル者ハ第五號様式ニ依リ一輛毎ニ作成シタル登録申請書正副二通ヲ提出スベシ

第二百二十六條 地方長官登録申請書ヲ受附ケタルトキハ之ニ登録番號及登録年月日ヲ記入シ正本ハ之ヲ自動車登録簿ニ編綴シ副本ニハ官印ヲ押捺シ正本ト契印シテ之ヲ申請者ニ還付スベシ

第二百二十七條 登録事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ登録ヲ受ケタル者ハ舊申請書ノ副本ヲ添へ第五號様式ニ準ジ作成シタル變更登録申請書正副二通ヲ遲滞ナク提出スベシ但シ自動車交通事業財團所有權ノ移轉ニ因リ所有者ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於ケル申請書ニハ新舊所有者連署スベシ

地方長官前項ノ申請書ヲ受附ケタル場合ニ於ケル手續ニ付テハ前條ノ規定ヲ準用ス但シ車名、形式及年式以外ノ登録事項ニ變更ヲ生ジタル場合ニ於ケル登録番號ハ舊ニ依ル

舊申請書ノ正本ハ自動車登録簿ヨリ取外シ副本ト共ニ之ヲ保管スベシ

第二百二十八條 左ノ場合ニ於テハ登録ヲ受ケタル者ハ其ノ事由ヲ具シ舊申請書ノ副本ヲ添へ遲滞ナク登録ノ抹消ヲ申請スベシ

一 登録ヲ受ケタル自動車ガ自動車交通事業財團ニ屬セザルニ至リタルトキ

二 登録ヲ受ケタル自動車ノ主タル使用地ガ他ノ地方長官ノ管轄ニ屬スルニ至リタルトキ

三 自動車交通事業財團ノ所有權保存ノ登記ノ申請ガ却下セラレ又ハ登記ガ其ノ效力ヲ失ヒタルトキ

四 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ登記ノ全部ガ抹消セラレタルトキ

地方長官前項ノ申請書ヲ受附ケタルトキハ舊申請書ノ正本ヲ自動車登録簿ヨリ取外シ副本ト共ニ之ヲ保管スベシ

第一項第二號ノ場合ニ於テハ遲滞ナク新使用地ニ於テ登録ヲ申請スベシ

第二百二十九條 前二條ノ場合ニ於テ舊申請書ノ副本ノ紛失等ニ因リ之ヲ添附スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ申請書ニ附記スベシ

第二百三十條 何人ト雖モ自動車登録簿ノ記載事項ヲ記載シタル書面ヲ地方長官ニ提出シ其ノ相違ナキ旨ノ認證ヲ申請スルコトヲ得

第二百三十一條 旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業又ハ自動車道事業經營ノ免許失效シタルトキハ遲滞ナク免許狀ヲ返納スベシ

第二百三十二條 旅客自動車運輸事業者ハ第六號様式及第七號様式ニ依ル營業報告書及統計報告書ヲ、旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(會社ニ非ザル區域貨物自動車運送事業者ヲ除ク) 及自動車道事業者ハ夫々第八號様式、第九號様式又ハ第十號様式ニ依ル事業概況報告書ヲ調製シ每營業年度ノ經過後二月以内ニ行政官廳ニ之ヲ提出スベシ

前項ノ報告書ヲ提出スベキ行政官廳ハ旅客自動車運輸事業及旅客自動車運送事業ニ在リテハ運輸通信大臣及地方長官、貨物自動車運送事業ニ在リテハ運輸通信大臣、地方長官及鐵道局長、自動車道事業ニ在リテハ内務大臣、運輸通信大臣及地方長官トス

第三百三十三條 旅客自動車運輸事業者、旅客自動車運送事業者及貨物自動車運送事業者ハ毎年三月三十一日現在ニ於ケル使用車輛ニ付夫々第十一號様式、第十二號様式又ハ第十三號様式ニ依ル車輛明細表ヲ調製シ翌月末日迄ニ運輸通信大臣及地方長官ニ之ヲ提出スベシ

第三百三十四條 自動車交通事業法第三十四條第三項ノ規定ニ依ル證票ハ第十四號様式ニ依ル

第三百三十四條ノ二 自動車交通事業法第十六條ノ二十六第二項（同法第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル證票ハ第十五號様式ニ依ル

第三百三十五條 自動車交通事業法、自動車運送事業組合令又ハ本令ノ規定ニ依リ運輸通信大臣又ハ内務大臣ニ提出スベキ申請書其ノ他ノ書類ハ聯合會ニ關スルモノヲ除クノ外當該事件ノ關スル土地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ但シ事件ガ二以上ノ地方長官ノ管轄區域ニ跨ル場合ニ在リテハ其ノ事件ノ主トシテ關スル土地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ

地方長官前項但書ノ書類ヲ受附ケタルトキハ申請書ニ在リテハ關係地方長官ニ商議シ其ノ他ノ書類ニ在リテハ關係地方長官ニ通知スベシ

地方長官第五十條又ハ第六十九條ノ四ノ規定ニ依リ小運送業者（小運送業ヲ營マントスル者ヲ含ム）タル貨物自動車運送事業者ニ關シ書類ヲ進達セントスルトキハ關係鐵道局長ニ商議シ其ノ意見書ヲモ添附スベシ

第三百三十六條 第二十九條ノ規定ニ依リ連絡運輸ヲ爲ス旅客自動車運輸事業者第一條、第八條（鐵道又ハ軌道ト連絡運輸ヲ爲ス場合ヲ除ク運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更並ニ運轉系統及停留所ノ新設、廢止、變更又ハ移轉ニ限ル）、第十九條乃至第二十五條、第二十八條乃至第三十條ノ規定ニ依リ書類ヲ提出スルトキ及組合第八十九條ノ規定ニ

依リ書類ヲ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ當該事件ノ關スル土地ヲ管轄スル鐵道局長ニ提出スベシ

小運送業者タル貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業ヲ營マントスル者ヲ含ム）第三章ノ規定ニ依リ書類ヲ提出スルトキハ小運送業法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ認可、届出又ハ報告ヲ要スル事項ニ關スルモノヲ除キ同時ニ其ノ副本ヲ關係鐵道局長ニ提出スベシ

第八條（鐵道又ハ軌道ト連絡運輸ヲ爲ス場合ニ於ケル運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更ニ限ル）及第五十三條（鐵道又ハ軌道ト連絡運輸ヲ爲ス場合ニ於ケル區間貨物自動車運送事業ノ運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更ニ限ル）ノ規定ニ依リ書類ヲ提出スルトキハ同時ニ其ノ副本ヲ當該事件ノ關スル土地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ組合設立ノ登記、合併ニ因ル變更登記若ハ合併ニ因ル設立登記ヲ爲シタルトキ定款若ハ統制規程ヲ制定若ハ變更シタルトキ又ハ組合ノ役員ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク其ノ事項ヲ關係鐵道局長ニ届出ヅベシ

第三百三十七條 自動車交通事業法、自動車運送事業組合令又ハ本令ノ規定ニ依リ地方長官ニ提出スベキ申請書其ノ他ノ書類ハ當該事件ノ關スル土地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ事件ガ二以上ノ地方長官ノ管轄區域ニ跨ル場合ニ在リテハ其ノ事件ノ主トシテ關スル土地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ

地方長官前項但書ノ書類ヲ受附ケタル場合ニ於テ當該事件ガ處分ヲ要スルモノナルトキハ關係地方長官ニ商議ノ上連名ニテ之ヲ爲シ其ノ他ノモノナルトキハ關係地方長官ニ之ヲ通知スベシ

地方長官小運送業者タル貨物自動車運送事業者ニ對シ左ノ處分ヲ爲サントスルトキハ關係鐵道局長ニ商議スベシ

- 一 第六十八條第一項ノ命令ヲ爲サントスルトキ
- 二 第六十九條第一項ノ命令ヲ爲サントスルトキ

第三十八條 鐵道又ハ軌道ト連絡運輸ヲ爲ス場合ニ於ケル旅客自動車運輸事業又ハ區間貨物自動車運送事業ノ運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更ニ關スル書類ハ正副三通ヲ作成シ當該事件ノ關スル土地ヲ管轄スル鐵道局長ニ之ヲ提出スベシ但シ事件ガ二以上ノ鐵道局ノ管轄區域ニ跨ル場合ニ在リテハ其ノ事件ノ主トシテ關スル土地ヲ管轄スル鐵道局長ニ之ヲ提出スベシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ鐵道局長ハ其ノ提出スベキ書類ノ通數ノ増加ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ書類ハ國有鐵道ノ最寄驛長ヲシテ之ヲ取次ガシムルコトヲ得

第三十八條ノ二 本令ノ規定ニ依リ届出ツベキ事項ハ地方長官又ハ鐵道局長ノ處分ヲ經タル事項ニ關スル場合及本令中特ニ規定スル場合ヲ除クノ外第一章、第三章及第四章ニ規定スルモノニ在リテハ運輸通信大臣ニ、第五章ニ規定スルモノニ在リテハ内務大臣及運輸通信大臣ニ之ヲ届出ツベシ

第三十九條 本令中地方長官トアルハ自動車運送事業ニ關スル場合ヲ除キ東京都ニ在リテハ警視總監トス但シ事件ガ專用自動車道ニ關スルモノニ在リテハ警視總監及東京都長官トス

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和八年一〇月一日ヨリ施行)

本令施行前ニ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ本令中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則 (昭和一六年一月鐵道内務省令第一號)

本令ハ昭和十五年法律第百六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一六年二月一日ヨリ施行)

自動車交通事業法第八條ノ規定ニ依ル自動車登録規程、自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則、昭和十二年鐵道省令第八號及昭和十五年鐵道省令第六號ハ之ヲ廢止ス

従前ノ規定ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本令ニ依リ新ニ認可ヲ受クベキモノトナリタル事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

本令施行ノ際現ニ目的地經營區間ヲ定メ旅客定員八人以上ノ自動車ヲ使用シテ旅客運送ヲ爲ス貸切自動車事業ヲ經營スル者ハ團體旅客自動車運送事業經營ノ免許ヲ、物品運送ヲ爲ス自動車運輸事業又ハ不定期貨物自動車事業ヲ經營スル者ハ區間貨物自動車運送事業經營ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

自動車交通事業法第八條ノ規定ニ依ル自動車登録規程ニ依リテ爲シタル自動車ノ登録ニシテ本令施行ノ際現ニ自動車交通事業財團ニ屬スル自動車ニ關スルモノハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附則 (昭和一七年一月鐵道内務省令第二號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一七年一月五日ヨリ施行)

附則 (昭和一八年八月鐵道内務省令第一號)

第一條 本令ハ昭和十八年法律第五十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一八年八月二十五日ヨリ施行)

第二條 本令施行ノ際現ニ貨物自動車運送事業ヲ營ム者ハ本令施行後三月内ニ従前ノ事業計畫ヲ添附シ之ニ基ク第四十九條ノ事業計畫ヲ運輸通信大臣ニ届出ツベシ

第三條 本令施行後従前ノ例ニ依リ貨物自動車運送事業ニ關シ運輸通信大臣又ハ地方長官ノ免許、許可又ハ認可ヲ受ケ

タル者ハ遲滞ナク運輸通信大臣ニ前條ニ準ズル届出ヲ爲スベシ但シ此ノ場合ニ於ケル届出ニシテ前條ノ規定ニ依ル届出ト併合シテ之ヲ爲シ得ルトキハ本條ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第四條 従前ノ第六十八條第一項ノ規定ニ依リ小運送業ノ範圍ニ於テ區域貨物自動車運送事業經營ノ免許ヲ受ケタルモノト看做サレタル者及同條第二項ノ規定ニ依リ小運送業ノ範圍ヲ超エテ區域貨物自動車運送事業ノ經營ニ付認可ヲ受ケタル者ハ自動車交通事業法ニ依リ貨物自動車運送事業經營ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス
第二條ノ規定ハ前項ノ事業ヲ營ム者ニ之ヲ準用ス

第五條 前條第一項ニ掲グル者(従前ノ第六十八條第二項ノ認可ヲ受ケタル者ヲ除ク) 従前ノ第六十八條第三項ノ規定ニ依リ従前ノ自動車交通事業法又ハ従前ノ本令ニ依ル許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做サレタル事項ニシテ自動車交通事業法又ハ本令中之ニ相當スルモノアルトキハ之ヲ自動車交通事業法又ハ本令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス本令施行前ニ於テ小運送業法又ハ同法施行規則ニ依リ爲シタル届出又ハ報告ニ付亦同ジ

第六條 本令施行前小運送業法又ハ同法ニ基キテ發スル従前ノ命令ノ規定ニ依リ小運送業ニ使用スル自動車ニ關シ爲サレタル申請ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得
前項ノ申請ニ對シ免許又ハ認可アリタルトキハ當該事業者ハ遲滞ナク運輸通信大臣ニ第二條ニ準ズル届出ヲ爲スベシ但シ此ノ場合ニ於ケル届出ニシテ第二條又ハ第四條第二項ノ規定ニ依ル届出ト併合シテ之ヲ爲シ得ルトキハ本項ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第七條 本令施行ノ際現ニ存スル自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ニ付テハ仍従前ノ規定ヲ適用ス

附一則 (昭和一八年一月運輸通信、内務省令第一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一八年一月一日ヨリ施行)

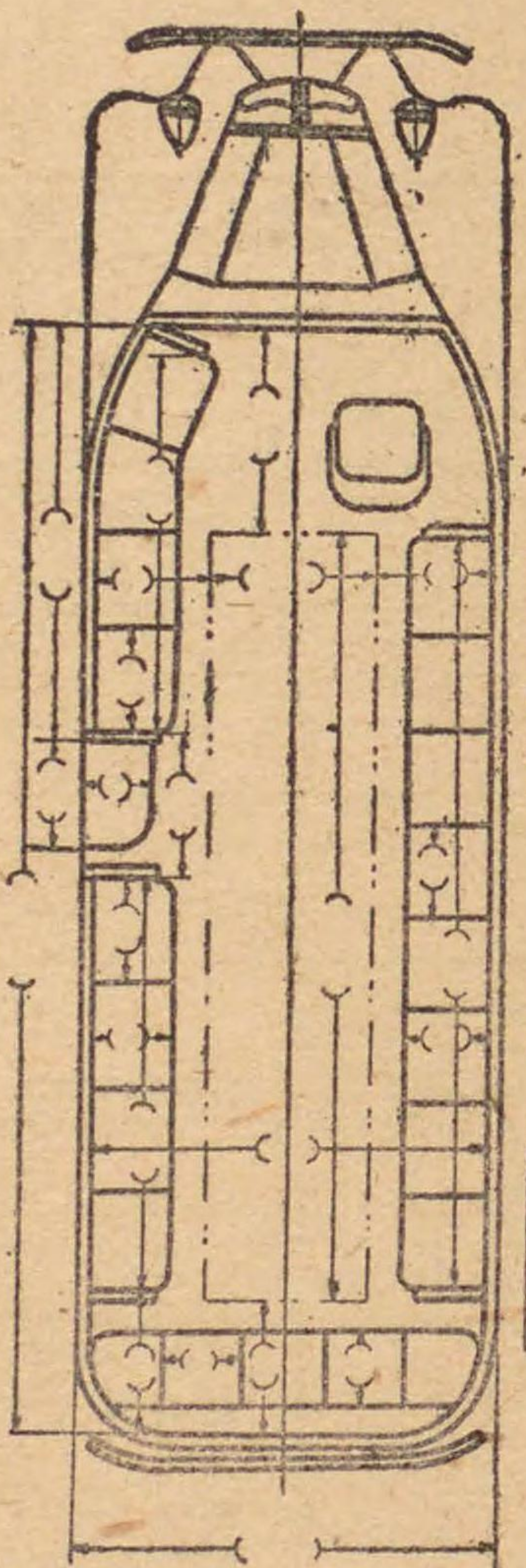
第一號樣式

車體圖

(例)

縮尺 1/20

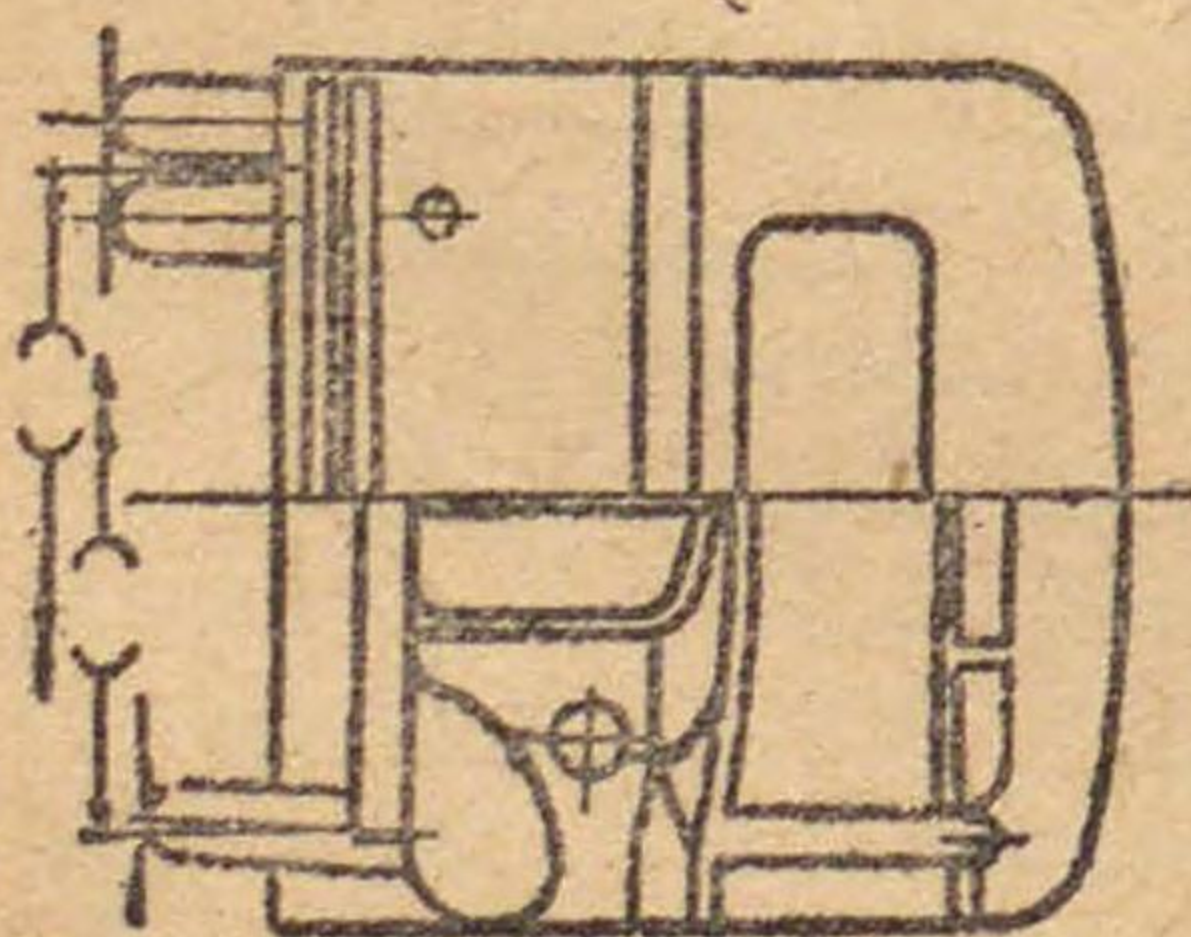
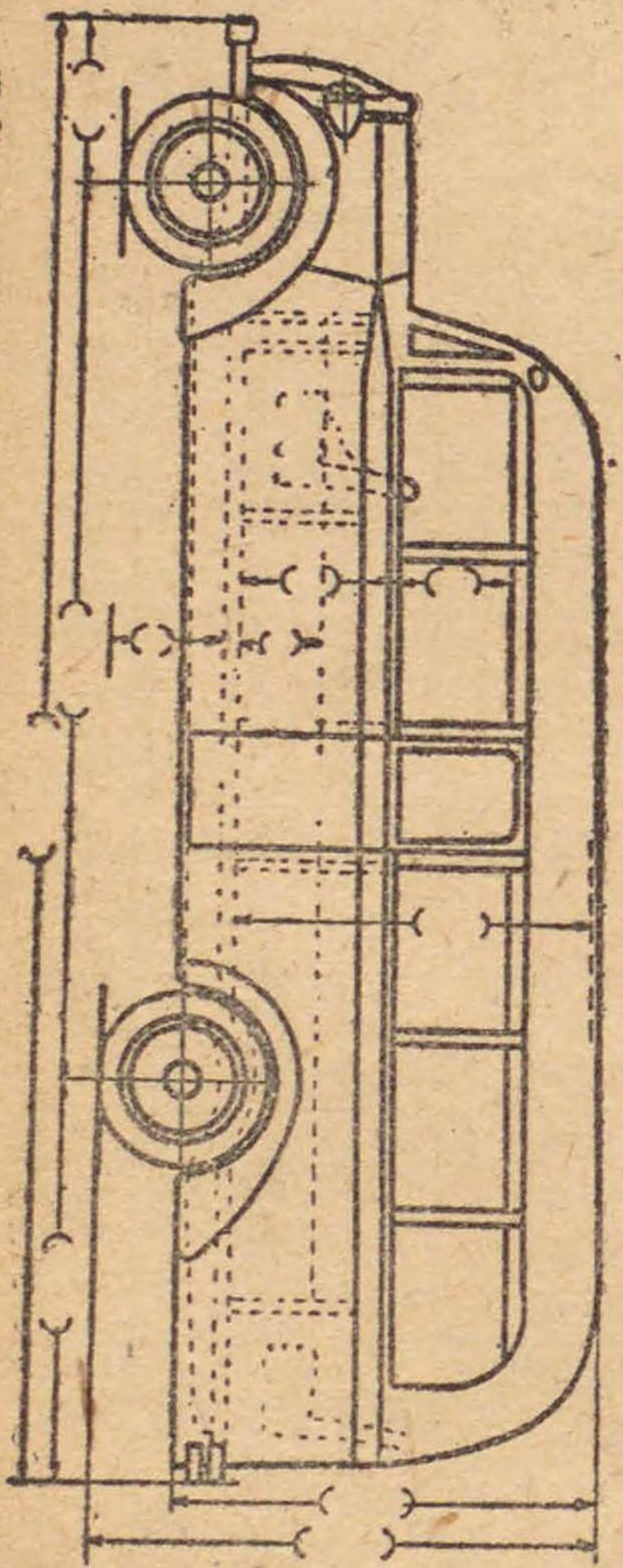
單位耗



全長	
全幅	
全高	
室長	
室幅	
室高	
座席定員	
立席定員	
其ノ他	
合計定員	

車名	
形式	
年式	
軸距	
車體製造所	
總重量	

事業者名



備考 括弧内ノ寸法ハ換レナク記載スルコト

直接法令

第六號様式 (用紙ノ大サハ日本標準規格A列四番トス)

年 月 日

住所

事業者名

印

運輸通信省自動車局長宛
地方 長 官宛

旅客自動車運輸事業營業報告書

年上(下)期 自 年 月 日 至 年 月 日

- 一 概況 本項ハ事業ノ概要ヲ示スヲ目的トシ當該期間ニ於テ旅客自動車運輸事業ニ關シ行政廳ニ申請シタル事項及其ノ指令ノ要領、商業登記、兼業ノ開始又ハ廢止、營業年度ノ變更、訴訟其ノ他ノ重要ナル庶務事項ヲ、個人ニ非ザル事業者ニ在リテハ前記各事項ノ外議會又ハ總會等ニ關スル事項ヲ記載スベシ
- 二 設備 本項ハ設備ノ狀況ヲ示スヲ目的トシ當該期間ニ於ケル車輛ノ増減、車庫ノ新設又ハ廢止及自動車道等ニ關スル工事ノ大要、用地ノ増減等ヲ記載スベシ
- 三 運輸 本項ハ運輸ノ狀況ヲ示スヲ目的トシ當該期間ニ於ケル營業日數、營業休止日數、開業路線行程、休止路線行程、旅客及物品ノ輸送數量、收入總額、支出總額等ヲ前期及前々期ニ比較シ増減ノ主因ヲ説明スベシ
- 四 會計 本項ハ會計ノ狀況ヲ示スヲ目的トシ當該期間ニ於ケル資本金、拂込資本金、社債金、借入金其ノ他ノ資金及興業費ノ増減、車輛其ノ他ノ財産ノ價額償却金等會計ニ關スル事項ヲ記載スベシ

備考

- 一 本書ニハ別表ニ準ジ作成シタル諸表ヲ添附スベシ但シ會社ニ非ザル事業者ニシテ事業ノ興業費三萬圓未滿ノモノニ在リテハ第三表及第五表乃至第七表ヲ省略スルトコトヲ得
- 二 個人ニ非ザル事業者ニ在リテハ提出スベキ營業報告書ヲ承認シタル議會又ハ總會等ノ議事要領書及考課狀ヲ添附スベシ

第一表

貸借對照表

事業年度

貸		借		貸		借	
目	金額	目	金額	目	金額	目	金額
資本金		資本金		資本金		資本金	
興業費		興業費		興業費		興業費	
營業費		營業費		營業費		營業費	
旅客自動車運輸費		旅客自動車運輸費		旅客自動車運輸費		旅客自動車運輸費	
貨物自動車運輸費		貨物自動車運輸費		貨物自動車運輸費		貨物自動車運輸費	
道路建設費		道路建設費		道路建設費		道路建設費	
貯借未償有現		貯借未償有現		貯借未償有現		貯借未償有現	
貸借未償有現		貸借未償有現		貸借未償有現		貸借未償有現	
計		計		計		計	

- 1 個人ノ場合ニ於テハ旅客自動車運輸事業ニ關スルモノノ記載ニ付但シ旅客自動車運輸事業ニ關スルモノノ記載ヲ種キトキハ他ノ事業ニ關スルモノト併セテ記載スルコトヲ得以下各表ニ付亦同シ
- 2 拂込未償有現金ニ付テハ其ノ様式數及各種式ノ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 3 財團抵當借入金ニ付テハ其ノ様式數及各種式ノ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 4 借入金、未償有現金、有價證券、支拂手形、未償金、借入金、引當金及保證金ニ付テハ其ノ主ナル内訳ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 5 様式ニ普通株、優先株、後配株、有価証券等ノ區別ナルトキハ各種式數及金額ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 6 本表ハ營業年度末日現在ヲ以テ作成スベシ第六表及第七表ニ付亦同シ

自動車交通事業法施行規則

第六表

貯藏物品明細表

事業者名 _____ 年 月 日現在

科 目	金 額	摘 要
修繕用品		
部分品		
タイヤ		
チューブ		

營業用品		
ガソリン		
木炭		
薪		

油脂類		
乗車券類		

事務用品		
被服類		
備用品類		

合 計		

備 考

- 1 本表へ旅客自動車運輸事業ニ關スルモノノミニ付記載スベシ
- 2 假出物品アルトキハ其ノ種類、數量及金額ヲ摘要欄又ハ別紙ニ記載スベシ

第七表

役員及主ナル株主表

年 月 日現在 事業者名 _____

種別	氏 名	所有株式數	摘 要
取締役			
監査役			
主ナル株主			

備 考

- 1 主ナル株主ハ株式總數ノ百分ノ五以上ヲ有スルモノヲ記載スベシ
- 2 所有株式數種アルトキハ種類別内譯ヲ摘要欄ニ記載スベシ
- 3 株式會社ニ非ザル會社ニ在リテハ本表ニ準シ役員及主ナル社員表ヲ作成スベシ

旅客自動車運輸事業統計報告書

運輸通信省自動車局長宛
地方官宛

事業者名

住 所

年 月 日

第七號様式 (用紙ノ大サハ日本標準規格列四番トス)

年 上(下)期 自 至
年 月 日 年 月 日

第二表

種別	車名	年式	輛數	客立		員計	摘要
				定席	旅席		
ガソリン車							
木炭車							
薪車							
何々車							
計							
計							
計							
計							

備考1 本表へ所有者ノ如何ニ拘ラズ現ニ事業ノ用ニ供スル車輛ニ付本表ヲ作成スベシ
備考2 本表へ積載設備ノ物品積載スルモノハ有スルモノニ在リテハ其ノ回數ヲ摘要欄ニ記載ス

第一表

種別	開業路線	未開業路線	何々間	新		計	停留所數	摘要
				道路及路	自動車専用道			
何々間								
計								
計								
計								

備考1 區間へ免許、運轉系統ノ如何ニ拘ラズ重複セザルヤウテ記載スベシ
備考2 新程へハ小數點以下二位ヲ四捨五入シ一位ニ止メテ計上スベシ
備考3 停留所數ハ開業路線ニ係ルモノヲ作成スベシ第二表及第五表ニ付亦同シ

車輛表

路線表

事業者名

第三表 運輸成績表
自年月日至年月日 事業者名

區間	營業日數	使用延日數	車輛走行料	輸送數量		運輸收入			一人平均乘車料	摘要
				旅客	物品	旅客	物品	計		
何々間										
計										

- 備考
- 1 本表ハ區間毎ニ整理記載スベシ但シ區分シ難キトキハ合算計上スルコトヲ得
 - 2 營業日數ハ營業休止ノ日數ヲ除キタルモノヲ記載スベシ
 - 3 使用延日車數及車輛走行料ハ事業ニ關シ營業上使用シタル車輛ニ付調査記載スベシ
 - 4 輸送旅客人員ノ計算ハ次ノ方法ニ依ル

- イ 片道乗車ハ一券ヲ以テ一人トス
- ロ 往復乗車及廻遊乗車ハ一券ヲ以テ二人トス
- ハ 定期乗車ハ有効日數ニニテ乗ジタルモノ
- ニ 團體及貸切乗車ハ運賃計算人員
- ホ 回数乗車ハ乗車シ得ベキ其ノ回数但シ區間制ニシテ乗車區數ニ應ジ乗車券ヲ使用シ得ルモノニ在リテハ適當ノ方法ニ依リ旅客人員ヲ推定算出シ其ノ方法ヲ説明スベシ此ノ場合普通乗車ニ於テ各區券ヲ發賣スルトキハ次ノ如キ算出方法アリ

普通乗車總延區數 = 一人平均乘車區數

普通乗車人員 = 推定旅客人員

一人平均乘車區數

例 一區券 二區券 三區券 | 普通乗車總延區數
 $100枚 \times 1 + 80枚 \times 2 + 70枚 \times 3 = 470$
 $100人 + 80人 + 70人 = 250人$
 $= 1.88區 \dots \dots \dots 一人平均乘車區數$

第四表

事故表

自 年 月 日 至 年 月 日

事業者名

死傷別	件数		旅客		職員		公衆		計		摘要
	死傷生	死傷生	死傷	死傷	死傷	死傷	死傷	死傷	死傷		
墜落											
衝突											
顛覆											
車輛火災											
轢死傷											
.....											
.....											
.....											
計											

備考

- 1 種別ノ競合シタルトキハ主要ナルモノニ付記入スベシ
- 2 衝突ニハ汽車、電車、家屋、電柱等ニ衝突シタルモノヲ含ム

$$50\text{區券} \times 100\text{冊} + 100\text{區券} \times 80\text{冊} = 13,000$$

$$\frac{13,000}{1.888\text{區}} = 6,915\text{人} \dots\dots\dots \text{推定旅客人員}$$

直接法令

定期、回数、廻遊、團體乗車券ニ對スル延人員及運賃收入ハ之ヲ摘要欄ニ記載スベシ

5 一人平均乗車料ハ旅客延人料ヲ旅客人員ヲ以テ除シタルモノヲ記載スベシ但シ旅客延人料ノ算出ハ次ノ方法ニ依ル

旅客延人料ノ算出方法

毎營業年度一回以上適當ノ日ヲ選ビ交通量調査ヲ行ヒ各旅客ニ付乗車區間ヲ調査シテ次ノ方法ニ依リ得タル各乗車區間ノ旅客延人料ヲ合算ス但シ全線ニ亙リ交通量調査ヲ行ヒ難キトキハ適當ナル方法ニ依ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ方法ヲ説明スベシ

旅客ノ乗降シタル區間ニ於ケル旅客延人料ハ當該停留所間ノ料程ニ當該區間ノ旅客人員ヲ乘ジタルモノ

例

乗車停留所名	降車停留所名	旅客人員	區間料程	旅客延人料
A	B	20人	1.3	26.0
B	C	18	2.0	36.0
A	C	10	2.3	23.0
合計		48		85.0

6 輸送數量及運輸收入ハ乗車券發賣ノ日又ハ物品受託ノ日ノ屬スル營業年度ニ算入スベシ

7 物品數量ハ運賃計算重量ニ依リ計上スベシ但シ箇數扱ノ物品ハ適當ナル方法ニ依リ之ヲ貳ニ換算シテ計上スベシ

第六表

燃料消費高明細表

自 年 月 日 至 年 月 日

事業者名

種 別	燃 料 消 費 高			摘 要
	ガソリン	木 炭	薪	
消 費 量	噸	噸	噸	
價 額	圓	圓	圓	
單 價	錢	錢	錢	
車 輛 走 行 耗	耗	耗	耗	
單 位 當 走 行 耗	耗分	耗分	耗分	

備 考

- 1 本表ハ旅客自動車運輸事業ニ關スルモノノミニ付記載スベシ
- 2 車輛走行耗及單位當走行耗ハガソリン車、木炭車、薪車等ノ別ニ區分シ營業上使用シタル車輛ニ付記載スベシ
- 3 代用燃料車ノ併用燃料ニ付テハ其ノ消費量ヲ摘要欄ニ記載スベシ

第五表

職 員 表

年 月 日現在

事業者名

職 名	人 員	給 料 月 額	諸 給 與 月 額	摘 要
役 員	人	圓	圓	
社 長				
取 締 役				
監 査 役				
.....				
支 配 人				
庶 務 主 任				
書 記				
.....				
輸 送				
主 任				
運 轉 士				
車 掌				
.....				
技 術				
主 任				
技 手				
技 工				
.....				
合 計				

備 考

- 1 本表ハ旅客自動車運輸事業ニ係ル職員ノミニ付作成スベシ
- 2 給料月額欄ニハ年俸ニ在リテハ其ノ十二分ノ一、日給ニ在リテハ其ノ三十倍ヲ記載スベシ
- 3 諸給與月額欄ニハ臨時手當、賞與金、交際費、社宅料、被服代、時間増手當等ノ諸給與金ノ一月平均額ヲ記載スベシ
- 4 同一人ニテ他ノ職務ヲ兼務スルトキハ之ヲ明カニスベシ
- 5 株式會社ニ非ザル事業者ニ在リテハ本表ニ準ジ作成スベシ

第七表

職員表

年月日現在 事業者名

自動車交通事業法施行規則

職名	人員	給料月額	諸給與月額	摘要
役員	人	円	円	
社長				
取締役				
監査役				
.....				
支配人				
庶務				
主任				
書記				
雇				
.....				
輸送				
主任				
運転士				
助手				
.....				
技術				
主任				
技手				
技工				
.....				
合計				

一四三

備考

- 1 本表ハ旅客自動車運送事業ニ係ル職員ノミニ付作成スベシ
- 2 給料月額欄ニハ年俸ニ在リテハ其ノ十二分ノ一、日給ニ在リテハ其ノ三十倍ヲ記載スベシ
- 3 諸給與月額欄ニハ臨時手當、賞與金、交際費、社宅料、被服代、時間増手當等ノ諸給與金ノ一月平均額ヲ記載スベシ
- 4 同一人ニテ他ノ職務ヲ兼務スルトキハ之ヲ明カニスベシ
- 5 株式会社ニ非ザル事業者ニ在リテハ本表ニ準ジ作成スベシ

第六表

車輛表

年月日現在 事業者名

直接法令

種別	普通車			小型車			摘要
	車名	年式	輛數	車名	年式	輛數	
ガソリン車			輛			輛	
計							
木炭車							
計							
新車							
計							
何々車							
計							
合計							

一四二

備考

本表ハ所有車ノ如何ニ拘ラズ現ニ事業ノ用ニ供スル車輛ニ付之ヲ作成スベシ但シ大型車ハ普通車ニ計上シ摘要欄ニ其ノ輛數ヲ記載スベシ

第八表

役員及主ナル株主表

年 月 日現在

事業者名

種別	氏名	所有株式数	摘	要
取締役				
監査役				
主ナル株主				

備考

- 1 主ナル株主ハ株式總數ノ百分ノ五以上ヲ有スルモノヲ記載スベシ
- 2 所有株式數種アルトキハ種類別内譯ヲ摘要欄ニ記載スベシ
- 3 株式会社ニ非サル會社ニ在リテハ本表ニ準ジ役員及主ナル社員表ヲ作成スベシ

第九表

資産及收支表

自 年 月 日 至 年 月 日

事業者名

資	金	興業費		管業收支		償却金			
		車輪	諸建物	收入總額	支出總額	純益金	車輪		
出資金	借入金	事業費	其ノ他	收入總額	支出總額	純益金	車輪	事業費	其ノ他
圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

備考

- 1 本表ハ旅客自動車運送事業ニ關スルモノニ付記載スベシ但シ旅客自動車運送事業ニ關スルモノミヲ記載シ難キトキハ他ノ事業ニ關スルモノト併セテ記載スルコトヲ得
 - 2 興業費及償却金中ノ其ノ他ニ付テハ其ノ主ナル内譯ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 自動車交通事業法施行規則

第三表

損益處分表
自 年 月 日至 年 月 日

事業者名

科	収入		支出	
	金額	目	金額	目
前 期 後		金 金	前 期 後	金 金
期 期		繰 繰	繰 繰	繰 繰
繰 繰		利 利	利 利	利 利
越 越		益 益	越 越	損 損
利 利		損 損	越 越	立 立
益 益		金 金	積 積	金 金
金 金		計	立 立	金 金
計			分 分	金 金
			分 分	金 金
			年 年	金 金
			利 利	金 金
			越 越	金 金
			株 株	金 金
			越 越	金 金
			優 優	金 金
			普 普	金 金
			後 後	金 金
			期 期	金 金
			業 業	金 金
			員 員	金 金
			々 々	金 金
			主 主	金 金
			先 先	金 金
			通 通	金 金
			配 配	金 金
			線 線	金 金
			業 業	金 金
			員 員	金 金
			退 退	金 金
			職 職	金 金
			積 積	金 金
			立 立	金 金
			損 損	金 金
			立 立	金 金
			分 分	金 金
			分 分	金 金
			年 年	金 金
			利 利	金 金
			越 越	金 金
			株 株	金 金
			越 越	金 金
			計	金 金

備考

- 1 優先株又ハ後配株ニ數種アルトキハ各種類毎ニ配當金ヲ區別記載スベシ
- 2 年度ノ中間ニ於テ株金ノ拂込アリタルトキハ其ノ期日及金額ヲ欄外ニ記載スベシ

第四表

貨物自動車運送事業興業費明細表

自 年 月 日至 年 月 日

事業者名

科	目	金額				摘要
		前期	期末	當期中増減	當期末	
車 修 諸 道 總 何	費 費 費 金 費 々					
路	場 物 分 擔					
繕 建 改	庫 庫					
良 係	費 費 費 金 費 々					
計	計					
各 興 業 營 業	額 額 額 分 分 分 擔 擔 擔					
合	計					

備考

- 1 當期中増減額ニ就テハ其ノ主ナルモノノ内課性質ヲ欄外ニ記載スベシ
- 2 事業區間及主ナル事業區域別ニ記載シ得ルモノハ之ヲ區別記載スベシ

第二表

損益計算表
自 年 月 日至 年 月 日

事業者名

科 目	入 額		支 出		損 益
	金額	計	金額	計	
収入金			出費我税額		
入金金			出子金損		
料料料			攤銷額		
業用用			業業業		
車車車			業業業		
道動動			業業業		
車用自			業業業		
用自自			業業業		
他他他			業業業		
雜貨其			業業業		
雜			業業業		
旅客自動車運輸事業収入			業業業		
計			業業業		

備考

- 雑収入及雑損ノ主ナル内譯ハ之ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 雑収入及雑損ノ主ナル内譯ハ之ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 雑収入及雑損ノ主ナル内譯ハ之ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 雑収入及雑損ノ主ナル内譯ハ之ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ
- 雑収入及雑損ノ主ナル内譯ハ之ヲ欄外又ハ別紙ニ記載スベシ

第三表

利益金處分表
自 年 月 日至 年 月 日

事業者名

科 目	入 額		支 出		損 益
	金額	計	金額	計	
前 期 繰 越 金			法定員先		
當 期 繰 越 金			通配		
計			後配		

備考

- 優先株、普通株又ハ後配株ニ數種アルトキハ各種類毎ニ配當金ヲ記載スベシ
- 年度ノ中間ニ於テ株金ノ拂込アリタルトキハ其ノ株式ノ種類、金額及期日ヲ欄外ニ記載スベシ
- 当期賦損金アル場合ニ於テハ本表ニ準ジ賦損金處分表ヲ作成スベシ

第六表

事業成績表
自 年 月 日至 年 月 日

事業者名

種別	月別		月	月	月	月	月	計	摘要
	區分	數							
乗用自動車	輛	料金收入							
乗合自動車	輛	料金收入							
貨物自動車	輛	料金收入							
其他	輛	料金收入							
合計	輛	料金收入							

備考

料金ヲ乗客數又ハ重量等ニ依リ計算スルモノニ在リテハ料金計算ノ方法ヲ摘要欄ニ説明スベシ

七表

役員及主ナル株主表
年 月 日現在

事業者名

種別	氏名	所有株式數	摘要
取締役			
監査役			
主ナル株主			

備考

- 1 主ナル株主ハ株式總數ノ百分ノ五以上ヲ有スルモノヲ記載スベシ
- 2 所有株式數種アルトキハ種類別内譯ヲ摘要欄ニ記載スベシ
- 3 株式會社ニ非ザル會社ニ在リテハ本表ニ準ジ役員及主ナル社員表ヲ作成スベシ

第十一號様式

旅客自動車運送事業用車輛明細表

府縣*No.

事業者名印	住所	總車輛數	年月日(現在)

(第 業)

140(耗)

70

番 號	車 名	形式	年式	軸距	定格出力	製造所	形式	體		車		輛 重 量	動力ノ種類			輛 數	摘 要
								旅客定員	物品積載定員	最大寸法	高さ		ガソリン	木炭	其ノ他		
1																	
2																	
3																	
170																	
14																	
15																	

備 考

1 本表ハ認可車輛ニ付記載スルコト但シ現ニ車輛ノ存セザルモノニ在リテハ摘要欄ニ其ノ輛數ヲ記載スルコト
 2 本表ハ燃料、重量ノ他ニヨリ記載スルコトハ摘要欄ニ其ノ種類別輛數ヲ記載スルコト
 3 寸動力ノ種類中其ノ他ノモノニ在リテハ摘要欄ニ其ノ種類別輛數ヲ記載スルコト
 4 ※即チラ附シタル欄ハ事業者ニ於テ記入セザルコト

(日本標準規格B列4番)

第十二號様式

普通旅客自動車運送事業用車輛明細表

府縣*No.

事業者名印	住所	總車輛數	年月日(現在)

(第 業)

100(耗)

45

番 號	車 名	年 式	普通車小 型車ノ別	動力ノ種類			輛 數	摘 要
				ガソリン	木炭	其ノ他		
1								
2								
3								
100								
7								
8								

備 考

1 本表ハ認可車輛ニ付記載スルコト但シ現ニ車輛ノ存セザルモノニ在リテハ摘要欄ニ其ノ輛數ヲ記載スルコト
 2 本表ハ燃料、重量ノ他ニヨリ記載スルコトハ摘要欄ニ其ノ種類別輛數ヲ記載スルコト
 3 ※即チラ附シタル欄ハ事業者ニ於テ記入セザルコト
 4 路線旅客自動車運送事業者及團體旅客自動車運送事業者ニ在リテハ第十一號様式ニ準ジ作成スベシ(日本標準規格B列5番)

自動車交通事業法施行規則

直接法令

第十三號樣式

貨物自動車運送事業用車輛明細表

一六四

府縣※No.

事業者名印	
住 所	

總車輛數	年月日(現在)

(第 葉)

140(粗)

70

番 號	車 體		車 寸 法		輪 重 量	動 力			種 類	輛 數	摘 要
	名稱	形式	軸距	最大幅		馬力	木炭	其ノ他			
1											
2											
3											
170											
14											
15											

備 1 2 3 4

考 本表へ認可車輛ニ付記載スルコト但シ現ニ車輛ノ存セサルモノニ在リテハ摘要欄ニ其ノ種類別輛數ヲ記載スルコト
 寸法へ耗、重量へ起ニヨリ記入スルコト
 動力ノ種類中其ノ他ノモノニ在リテハ摘要欄ニ其ノ種類別輛數ヲ記載スルコト
 ※印ヲ附シタル欄へ事業者ニ於テ記入セサルコト

(日本標準規格B列4番)

第十四號樣式 (用紙ノサ大ハ日本標準規格B列八番トス)

第十五號樣式 (用紙ノサ大ハ日本標準規格B列八番トス)

第 號	年 月 日發行
官 職	氏 名
旅 客 自 動 車 運 送 事 業	
旅 客 自 動 車 運 送 事 業	
貨 物 自 動 車 運 送 事 業	
自 動 車 運 送 事 業 組 合	
自 動 車 運 送 事 業 組 合 聯 合 會	
自 動 車 道 事 業	
監 查 員 證	
當 該 官 廳 印	年 月 日 限 有 效

第 號	年 月 日發行
組 合 (聯 合 會) 名	職 氏 名
組 合 (聯 合 會) 檢 査 員 證	
當 該 組 合 (聯 合 會) 印	年 月 日 限 有 效

自動車交通事業法施行規則

樺太ニ於ケル自動車運輸營業ニ關スル件

昭和十八年四月一日
鐵道省令第十七號

樺太ニ於テ昭和七年樺太廳令第十一號自動車取締令ニ依リ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケタル旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業又ハ貨物自動車運送事業ニ該當スル事業ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ夫々自動車交通事業法ニ依ル旅客自動車運輸事業、旅客自動車運送事業又ハ貨物自動車運送事業ノ免許ヲ受ケタルモノトス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一八年四月一日ヨリ施行)

自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル 職權委任ニ關スル件

昭和十八年八月五日
鐵道省令

改正 昭和一六年第二號、一八年第二號、運輸通信、內務省令第一號

第一條

旅客自動車運輸事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グルモノニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 一般ノ道路又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路ノ新設改築アリタル場合ニ於ケル事業ノ一部廢止ノ部分ニ代ルベキ路線ニ依ル事業ノ經營

二 事業計畫ノ變更但シ左ニ掲グル事項ヲ除ク

イ 運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更

ロ 運轉系統ノ新設又ハ變更ニシテ其ノ全部又ハ一部ガ東京都ノ區、京都市、大阪市、橫濱市、神戸市又ハ名古屋
市ノ區域内ニ關スルモノ

ハ 旅客自動車運輸事業設備規程ニ適合セザル車臺又ハ車體ノ變更、増車、新車ニ依ル車輛ノ代替及旅客自動車運輸事業基準規程ニ適合セザル車輛數ノ減少

三 運輸開始

四 運輸開始ノ認可申請期間ノ伸長

五 事業ノ休止

第二條

臨時ノ必要ニ因リ一月以内ノ期間ヲ限り經營スル旅客自動車運輸事業ノ免許、許可、認可其ノ他ノ處分ハ前條

自動車交通事業職權委任令

及第四條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ地方長官ニ委任ス

第三條 貨物自動車運送事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 事業計畫ノ變更但シ左ニ掲グル事項ヲ除ク

イ 事業種別ノ變更

ロ 主タル事業區域ノ變更、事業區間ノ新設若ハ變更又ハ特定貨物自動車運送事業ノ特定ノ荷主若ハ主タル取扱物品ノ變更

ハ 運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更

ニ 車輛數ノ變更及新車ニ依ル車輛ノ代替

二 事業開始期間ノ伸長

三 事業ノ休止

自動車交通事業法第十六條ノ八ニ於テ準用スル同法第十四條ノ規定ニ依ル職權ハ事業ノ停止ニ關スルモノニ限り地方長官ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第四條 旅客自動車運輸事業及事業區間ヲ定ムル貨物自動車運送事業ニ關スル職權ニシテ鐵道又ハ軌道ト連絡運輸ヲ爲ス場合ニ於ケル運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更ニ關スルモノハ之ヲ鐵道局長ニ委任ス

第五條 專用自動車道ノ工事方法ノ變更ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 市街地ニ在リテハ五十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ノ中心線ノ變更

二 有效幅員ノ些少ナル擴張

三 鋪裝及路床ノ構造ノ改良又ハ之ニ基ク路面ノ横斷勾配ノ變更

四 溝橋、排水設備、高五米以下ノ支壁其ノ他簡易ナル工作物ノ構造及位置ノ變更

五 橋梁、隧道其ノ他主要ナル工作物ノ構造及位置ノ些少ナル變更

六 六米以内ノ橋梁、溝橋又ハ百米以内ノ隧道ノ廢止

七 一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置又ハ鐵道、軌道等トノ交叉ノ位置ノ變更

第六條 自動車交通事業法第十六條ノ十二第四項、第十六條ノ二十一（定款ノ變更並ニ統制規程ノ制定及變更ヲ除ク）

及第十六條ノ二十三第二項ノ規定ニ依ル職權ハ之ヲ地方長官ニ委任ス

第七條 自動車道事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ地方長官ニ委任ス

一 工事竣功期間ノ伸長

二 工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 市街地ニ在リテハ五十米以内其ノ他ノ地ニ在リテハ百米以内ノ中心線ノ變更

ロ 有效幅員ノ些少ナル擴張

ハ 鋪裝及路床ノ構造ノ改良又ハ之ニ基ク路面ノ横斷勾配ノ變更

ニ 溝橋、排水設備、高五米以下ノ支壁其ノ他簡易ナル工作物ノ構造及位置ノ變更

ホ 橋梁、隧道其ノ他主要ナル工作物ノ構造及位置ノ些少ナル變更

ヘ 六米以内ノ橋梁、溝橋又ハ百米以内ノ隧道ノ廢止

自動車交通事業職權委任令

直接法令

一七〇

ト 一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置又ハ鐵道、軌道等トノ交叉ノ位置ノ變更

チ 駐車場ノ新設又ハ其ノ位置、面積及構造ノ變更

三 供用ノ開始

四 事業ノ休止

第八條 樺太ニ在リテハ第一條乃至第三條及第五條ニ規定スルモノノ外旅客自動車運輸事業及貨物自動車運送事業ニ關スル職權ニシテ左ニ掲グル事項ニ關スルモノハ之ヲ樺太廳長官ニ委任ス

一 事業計畫ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノ

イ 運賃及運輸ニ關スル料金ノ新設又ハ變更(鐵道又ハ軌道ト連絡運輸ヲ爲ス場合ニ於ケル運賃及運輸ニ關スル料金ヲ除ク)

ロ 旅客自動車運輸事業設備規程ニ適合セザル車臺又ハ車體ノ變更及旅客自動車運輸事業基準規程ニ適合セザル車輛數ノ減少

ハ 主タル事業區域ノ變更、事業區間ノ新設若ハ變更又ハ特定貨物自動車運送事業ノ特定ノ荷主若ハ主タル取扱物品ノ變更

二 事業ノ讓渡

三 會社ノ合併ニ因ル事業ノ承繼

四 事業ノ管理ノ委託及受託

五 專用自動車道ニ關スルモノニシテ左ニ掲グルモノ

イ 工事施行又ハ開設

ロ 工事施行ノ認可申請期間ノ伸長

ハ 工事方法ノ變更ニシテ第五條ニ掲グル事項以外ノモノ

第九條 樺太ニ在リテハ自動車道事業ニ關スル職權ハ自動車交通事業法第二十九條ノ規定ニ依ルモノヲ除キ第七條ノ規定ニ拘ラス之ヲ樺太廳長官ニ委任ス

樺太ニ在リテハ自動車交通事業法第二十九條ノ規定ニ依ル職權ハ樺太廳長官ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第十條 自動車交通事業法第十條第一項、第十六條ノ五第二項、第十六條ノ二十八及第二十五條ノ規定ニ依ル職權ハ同法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ他ノ行政官廳ノ處分ヲ要スル事項ニ關スルモノヲ除キ地方長官ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第十一條 自動車交通事業法第十六條ノ二十八ノ規定ニ依ル職權ハ輸送ノ統制ニ關スルモノニ限り同法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ他ノ行政官廳ノ處分ヲ要スル事項ニ關スルモノヲ除キ鐵道局長ニ於テモ之ヲ行フコトヲ得

第十二條 自動車交通事業法第十條第二項ノ規定ニ依ル裁定(同法第十一條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ申請ハ當該事項ノ命令ヲ爲シタル行政官廳ニ之ヲ爲スベシ

第十三條 地方長官本令ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ事件ガ二以上ノ地方長官ノ管轄區域ニ關スルトキハ關係地方長官ニ商議ノ上連名ニテ之ヲ爲スベシ

地方長官小運送業者タル貨物自動車運送事業者ニ對シ左ノ處分ヲ爲サントスルトキハ關係鐵道局長ニ商議スベシ

自動車交通事業職權委任令

一七一

一 第三條ノ規定ニ依リ事業ノ休止又ハ停止ノ處分ヲ爲サントスルトキ
二 第八條又ハ第十條ノ規定ニ依ル處分ニシテ小運送業ノ範圍内ニ於テ行フ貨物自動車運送事業ニ關スルトキ

第十四條 鐵道局長本令ノ規定ニ依ル處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ事件ガ二以上ノ鐵道局ノ管轄區域ニ關スルトキハ關係鐵道局長ニ商議スベシ

鐵道局長第十一條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスルトキハ關係地方長官ニ商議スベシ

第十五條 地方長官第一條第二號(減車、旅客定員、常用車豫備車別輛數、運轉系統、停留所ノ新設、廢止及移轉、配置常用車輛數、運行回數並ニ運輸期間ニ關スル場合ニ限ル) 第三號乃至第五號、第二條(免許ニ關スル場合ニ限ル)、第三條第一項第一號(主タル事務所ニ關スル場合ニ限ル) 第二號第三號第二項(公共團體ニ關スル場合ヲ除ク)、第六條、第八條(第二號及第四號ニ該當スル事項ニシテ公共團體ニ關スル場合ヲ除ク) 若ハ第十條(自動車道事業及公共團體ノ營ム自動車運送事業ニ關スル場合ヲ除ク)ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキ又ハ鐵道局長第四條(旅客自動車運輸事業ニ關スル場合ニ限ル) 若ハ第十一條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ
地方長官第一條第一號、第三條第二項(公共團體ニ關スル場合ニ限ル)、第七條(第二號ヲ除ク)、第八條(第二號及第四號ニ該當スル事項ニシテ公共團體ニ關スル場合ニ限ル)、第九條(第七條第二號ニ該當スル事項ニ關スル場合ヲ除ク)又ハ第十條(自動車道事業及公共團體ノ營ム自動車運送事業ニ關スル場合ニ限ル)ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク運輸通信大臣及内務大臣ニ之ヲ報告スベシ
前二項ノ規定ニ依ル報告書ニハ申請書ノ副本、添附書類及圖面ヲ添附スベシ

第十六條 本令中地方長官トアルハ自動車道事業ニ關スル場合ヲ除キ東京都ニ在リテハ警視總監トス但シ事件ガ專用自

自動車道ニ關スルモノニ在リテハ警視總監及東京都長官トス

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和八年一月一日ヨリ施行)

附則 (昭和一六年一月 鐵道内務省令第二號)

本令ハ昭和十五年法律第六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一六年二月一日ヨリ施行)

本令施行前運輸通信大臣、内務大臣又ハ地方長官ニ於テ受附ケタル申請書ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

附則 (昭和一八年八月 鐵道内務省令第二號)

本令ハ昭和十八年法律第五十五號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一八年八月一日ヨリ施行)

本令施行前運輸通信大臣、内務大臣又ハ地方長官ニ於テ受附ケタル申請書ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ルコトヲ得

附則 (昭和一八年一月 運輸通信、内務省令第一號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一八年一月一日ヨリ施行)

自動車交通事業法施行ニ關シ取扱方ニ關スル件

昭和十八年八月十三日
鐵道省訓令第一號

改正 運輸通信省訓令第一號

第一條 地方長官(樺太廳長官ヲ除ク)路線ガ接續スル二以上ノ旅客自動車運輸事業者ガ相互ニ又ハ一方的ニ他ノ路線ニ自動車ヲ乘入レ直通運輸ヲ爲サントスル事業計畫ノ變更ヲ認可セントスルトキハ處分前運輸通信大臣ニ稟伺スベシ

自動車交通事業職權委任令

第二條 地方長官旅客自動車運送事業ニ付左ノ處分ヲ爲サントスルトキハ處分前運輸通信大臣ニ稟伺スベシ但シ第四號ノ場合ニシテ當該事件ガ二以上ノ事業者ニ共通スルトキハ其ノ要旨ニ付稟伺スルコトヲ得

一 事業經營ノ免許

二 事業種別ノ變更ノ認可

三 路線旅客自動車運送事業ノ重要ナル路線ノ變更ノ認可又ハ團體旅客自動車運送事業ノ目的地若ハ出發地ノ變更ノ認可

四 運賃又ハ運輸ニ關スル料金ノ新設若ハ變更ノ認可又ハ命令

五 事業讓渡ノ許可

六 會社ノ合併ニ因ル事業承繼ノ許可

七 免許ノ取消

地方長官旅客自動車運送事業ニ付左ノ處分ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク運輸通信大臣ニ報告スベシ

一 事業廢止ノ許可

二 會社解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可

第三條 地方長官貨物自動車運送事業ノ停止ヲ命ゼントスルトキハ處分前運輸通信大臣ニ稟伺スベシ

第四條 自動車交通事業法第十六條ノ十八第一項ノ規定ニ依ル組合ノ理事長ノ任命ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 理事長ノ氏名、住所及履歷

二 銓衡ノ事情

三 其ノ他參考トナルベキ事項

地方長官自動車運送事業組合令第二條第三項ノ規定ニ依リ組合ノ設立又ハ合併ニ因ル組合ノ設立ニ參與セシムル者ヲ任命シタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ告示スベシ

地方長官組合ノ役員ヲ解任セントスルトキハ處分前運輸通信大臣ニ稟伺スベシ

第五條 樺太廳長官旅客自動車運送事業及貨物自動車運送事業ニ付左ノ處分ヲ爲サントスルトキハ處分前運輸通信大臣ニ稟伺スベシ

一 事業讓渡ノ許可

二 會社ノ合併ニ因ル事業承繼ノ許可

第六條 地方長官自動車運送事業ニ關シ管理ノ委託及受託ノ認可ヲ爲サントスルトキハ左ノ條件ヲ附スベシ

一 運輸通信大臣、地方長官又ハ鐵道局長管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ニ關シ事業上ノ報告ヲ爲サシメ書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査セシメントスルトキハ受託者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

二 運輸通信大臣又ハ地方長官公益上ノ必要ニ因リ委託者ニ對シ改善命令ヲ發シタルトキハ受託者ハ其ノ實施ニ付委託者ト共ニ其ノ責ニ任ズルモノトス

三 委託者又ハ受託者管理ノ委託及受託ヲ爲シタル事業ノ經營ニ關シ法令、法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ處分ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ運輸通信大臣又ハ地方長官ハ管理ノ委託及受託ノ認可ヲ取消スコトアルベシ受託者ノ管理執行不確實又ハ資産狀態ノ著シキ不良其ノ他ノ事由ニ因リ受託ヲ繼續セシム

ルニ適セズト認メタルトキ亦同ジ

第七條 自動車交通事業ニ關シ廳府縣令ヲ制定シ又ハ變更セントスルトキハ案ヲ具シ運輸通信大臣ニ稟伺スベシ

第八條 地方長官本令ニ依リ認可又ハ稟伺ヲ經タルモノヲ處分シタルトキハ其ノ都度運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ

第九條 本令中地方長官トアルハ東京都ニ在リテハ警視總監トス

附則

昭和十六年鐵道省訓令第一號ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和一八年一月二日 運輸通信省訓令第一號)

本訓令ハ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ適用ス

旅客自動車運輸事業基準規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第四號

改正 昭和一六年第一號

第一條 旅客自動車運輸事業者ハ同一ノ運輸系統ト認ムベキ路線ノ區間ニ對シ其ノ運輸數量及料程ニ應ジ相當數ノ自動車ヲ備フルコトヲ要ス

事業者ハ修繕其ノ他ノ場合ニ使用スル爲相當數ノ豫備車ヲ備フルコトヲ要ス

第二條 臨時ノ必要ニ因リ一月以内ノ期間ヲ限リ經營スル旅客自動車運輸事業ニハ本令ノ規定ヲ適用セズ

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和八年一〇月一日ヨリ施行)

本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル自動車ハ第一條ノ規定ニ適合セザルモノト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得

本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル自動車ノ數ニシテ本令施行後二年ヲ經過スルモ第二條ノ規定ニ適合セザルトキハ免許ニ有効期間ヲ指定スルコトアルベシ

附則 (昭和一六年一月鐵道省令第一號)

本令ハ昭和十五年法律第六號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (昭和一六年二月一日ヨリ施行)

旅客自動車運輸事業運輸規程

昭和八年八月五日
鐵道省令第六號

改正 昭和一六年第一號、一七年第一號、一八年運輸通信省令第一號

第一章 總則

第一條 旅客自動車運輸事業ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同ジ)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク運輸通信大臣ニ之ヲ報告スベシ

運輸通信大臣ハ旅客自動車運輸事業ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラザル運輸ヲ命ズルコトヲ得

第二條 運賃、料金其ノ他ノ運送條件ハ公告ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ實施スルコトヲ得ズ

旅客自動車運輸事業基準規程